

## 子育て支援計画の中間のまとめについて

### 1 子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども・若者部会の開催状況

#### (1) 第1回（令和6年5月9日開催）

子育て支援計画について、目的や位置付け等を検討した。

#### (2) 第2回（令和6年7月10日開催）

子育て支援計画について、以下の事項を検討した。

ア 計画の推進に向けて

イ 計画の基本理念・基本目標

ウ 子どもと子育て家庭の現状

エ 主要項目及びその方向性

オ 子ども・子育て支援事業計画

#### (3) 第3回（令和6年8月6日開催）

子育て支援計画について、以下の事項を検討した。

ア 主要項目及びその方向性

イ 子ども・子育て支援事業計画

#### (4) 第4回（令和6年10月17日開催）

子育て支援計画について、中間のまとめを検討した。

### 2 前回からの主な変更点

裏面のとおり

### 3 子育て支援計画の中間のまとめ

別紙のとおり

### 4 今後の検討予定

令和6年 11月 地域福祉推進本部、地域福祉推進協議会、11月定例議会  
(中間のまとめについて)

12月 パブリックコメント、区民説明会、区報特集号発行

令和7年 1～2月 子ども・子育て会議兼地域福祉推進協議会子ども・若者部会、地域福祉推進本部、地域福祉推進協議会、2月定例議会(最終案について)

3月 子育て支援計画策定

## 主な変更点一覧

前回の会議（9月）からの主な変更点は、以下のとおりです。

No	ページ	章	変更項目	変更内容
1	3～4	第1章	計画の目的	国や文京区の動向等を加筆しました。
2	4		子どもの権利条約と4つの原則について	項目として新たに追加しました。
3	14～15		文京区における子ども及び子育て世帯への支援体制図	文京区における子ども及び子育て世帯への支援体制図を追加しました。
4	16～17		計画の進行管理	「前計画（令和2年度～令和6年度）の進捗状況について」を追加しました。
5	25～55	第3章	全体	各項目に見出しを追加しました。
6	29		有配偶出生率の推移	項目として新たに追加しました。
7	34		子どもの貧困率の推移	説明文を一部追加しました。
8	59	第4章	基本的な視点	4点目として、「行政手続のデジタル化とDX化の推進」を追加しました。
9	60		親子の健やかな成長の支援	「親子の健康の維持・増進」の説明文に、感染症への対策を含む旨を加筆しました。
10	67～148	第5章	計画の体系・計画事業	具体的な計画の体系・計画事業を追加しました。
11	152～153	第6章	幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	「(1)保育の必要性の認定について」から「(3)量の見込み（ニーズ量）の算定及び確保方策について」まで追加しました。
12	168～171		「(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業」から「(19) 妊婦等包括相談支援事業」まで	量の見込みや確保方策等を記載した表又は説明文を追加しました。なお、今後、国からの通知を受け、記載内容を変更する場合があります。
13	172		「6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保」及び「7 計画の推進体制と進行管理」	項目として新たに追加しました。

ふみ みやこ  
**「文の京」ハートフルプラン**

文京区地域福祉保健計画

**子育て支援計画**

文京区次世代育成支援行動計画  
文京区子ども・子育て支援事業計画  
文京区子どもの貧困対策計画

令和7年度～令和11年度

**中間のまとめ**





# 目 次

## 第1章 計画策定の考え方.....

- 1 計画の目的.....
- 2 計画の性格・構成.....
- 3 計画の期間.....
- 4 計画の推進に向けて.....

## 第2章 計画の基本理念・基本目標.....

- 1 計画の基本理念.....
- 2 基本目標.....

## 第3章 子どもと子育て家庭の現状.....

- 1 人口等の推移.....
- 2 人口推計.....
- 3 子どものいる女性の就業率と就業状況.....
- 4 子どもの貧困率の推移.....
- 5 子育て支援サービスの利用状況.....
- 6 子ども・子育て支援に関する実態調査結果.....

## **第4章 主要項目及びその方向性.....**

- 1 親子の健やかな成長の支援.....
- 2 多様な子育て支援サービスの提供.....
- 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成.....
- 4 全ての子育て家庭を支える体制の充実.....
- 5 子育てしやすいまちづくりの推進.....

## **第5章 計画の体系・計画事業.....**

- 1 計画の体系.....
- 2 計画事業.....
  - (1) 親子の健やかな成長の支援.....
  - (2) 多様な子育て支援サービスの提供.....
  - (3) 子どもの生きる力・豊かな心の育成.....
  - (4) 全ての子育て家庭を支える体制の充実.....
  - (5) 子育てしやすいまちづくりの推進.....

## **第6章 子ども・子育て支援事業計画における**

### **量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期.....**

- 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方.....
- 2 教育・保育提供区域の設定.....
- 3 量の見込みの算定方法
- 4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....
- 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....
- 6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保.....
- 7 計画の推進体制と進行管理.....

# 第1章

## 計画策定の考え方



## 1 計画の目的

我が国では、人口の減少とともに少子高齢化や核家族化等が進行し、子どもと家庭を取り巻く社会環境は、大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、子ども本人や妊娠・出産、子育ての当事者にも大きな影響を与え、安心して子どもを生み育てられる環境を整備することの重要性を改めて浮き彫りにしました。

子ども・子育て分野における近年の重要な展開として、令和5年4月に、「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」ものです。また、同じく5年4月に「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。さらに、社会全体でSDGsに関する取組が広がり、未来を生きていく子どもたちにとって、大切な視点となっています。

文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の1つとして「子育て支援計画」(令和2年度～6年度)を策定しており、「市町村次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策計画」を内包し、一体的な計画としています。これまで、子育て支援計画に基づき、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めた全ての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのできるまちづくりを進めてきました。

そして、令和7年4月の児童相談所開設に向け、「(仮称)文京区児童相談所運営計画」を策定し、子ども家庭支援センター等との相談援助における連携体制を構築するなど、準備を進めています。

さらに、子どもの権利条約の理念に基づき、「(仮称)子どもの権利に関する条例」を令和8年4月に施行する予定です。条例の制定に当たっては、子ども本人を含む区民の皆様からのご意見を聴きながら検討していきます。

このような状況下、子ども・子育て支援施策の継続性と更なる取組を推進するため、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画）」（令和7年度～11年度）を策定します。

今後しばらくは、文京区における年少人口の増加が見込まれるなど、全国とは異なる動向も見られ、本区独自の傾向を把握していくことも重要となっています。子どもたちに輝く未来をつなぐため、子ども一人ひとりの多様な背景を把握し、不登校やひきこもり、障害児、医療的ケア児、ヤングケアラー、外国人等を含む全ての子どもの最善の利益を守れるよう、本計画に基づき、本区の特性を反映した子育て支援施策を推進していきます。

### 子どもの権利条約と4つの原則について

「子どもの権利条約」は1989年11月20日に国連総会で決められ、今は、世界の196の国と地域が子どもの権利を守ることを約束し、大切にしています。この条約には、4つの大切な考え方があります。



#### 差別の禁止

全ての子どもは、人種、国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されません。

#### 子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

#### 命を守られ成長できること

全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、必要な支援を受けることができます。

#### 子どもの意見の尊重

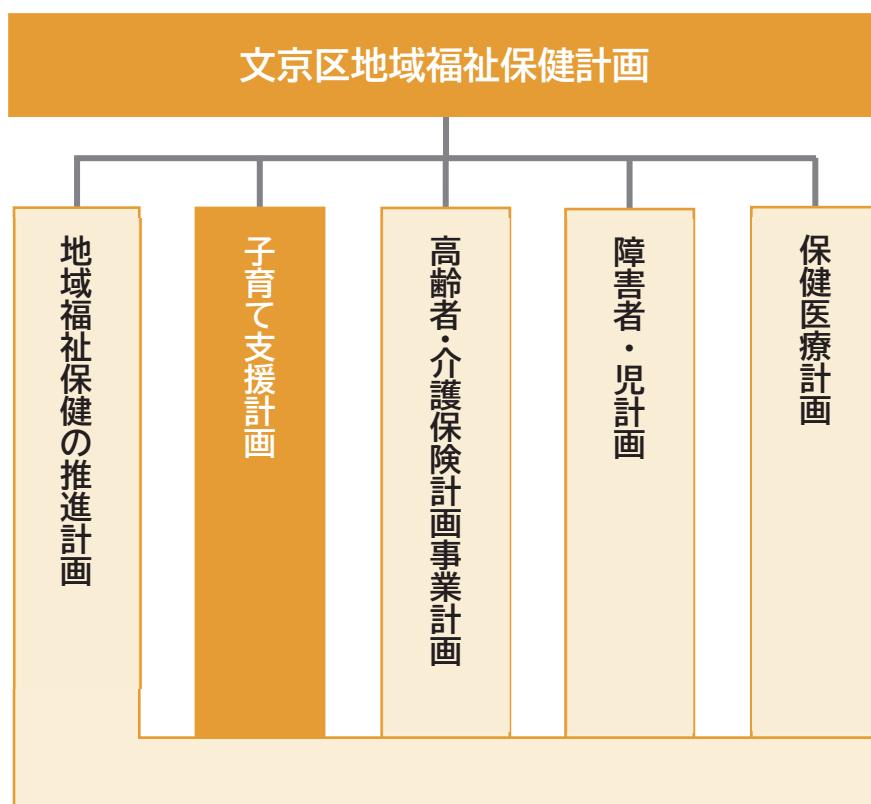
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、子どもの意見はその年齢や発達に応じて考慮されます。

## 2 計画の性格・構成

本計画は、福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により定める文京区の行動計画、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により定める子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定により定める子どもの貧困対策計画としての性格も併せもつものです。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条第1項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条第1項	
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困の解消に向けた 対策の推進に関する法律 第10条第2項	

分野別計画は、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」、「保健医療計画」及びすべての分野に共通するものや、地域福祉全般にかかる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5分野で構成しています。



### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、将来人口の変化等により、計画期間中に見直しが必要な状況となった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



## 4 計画の推進に向けて

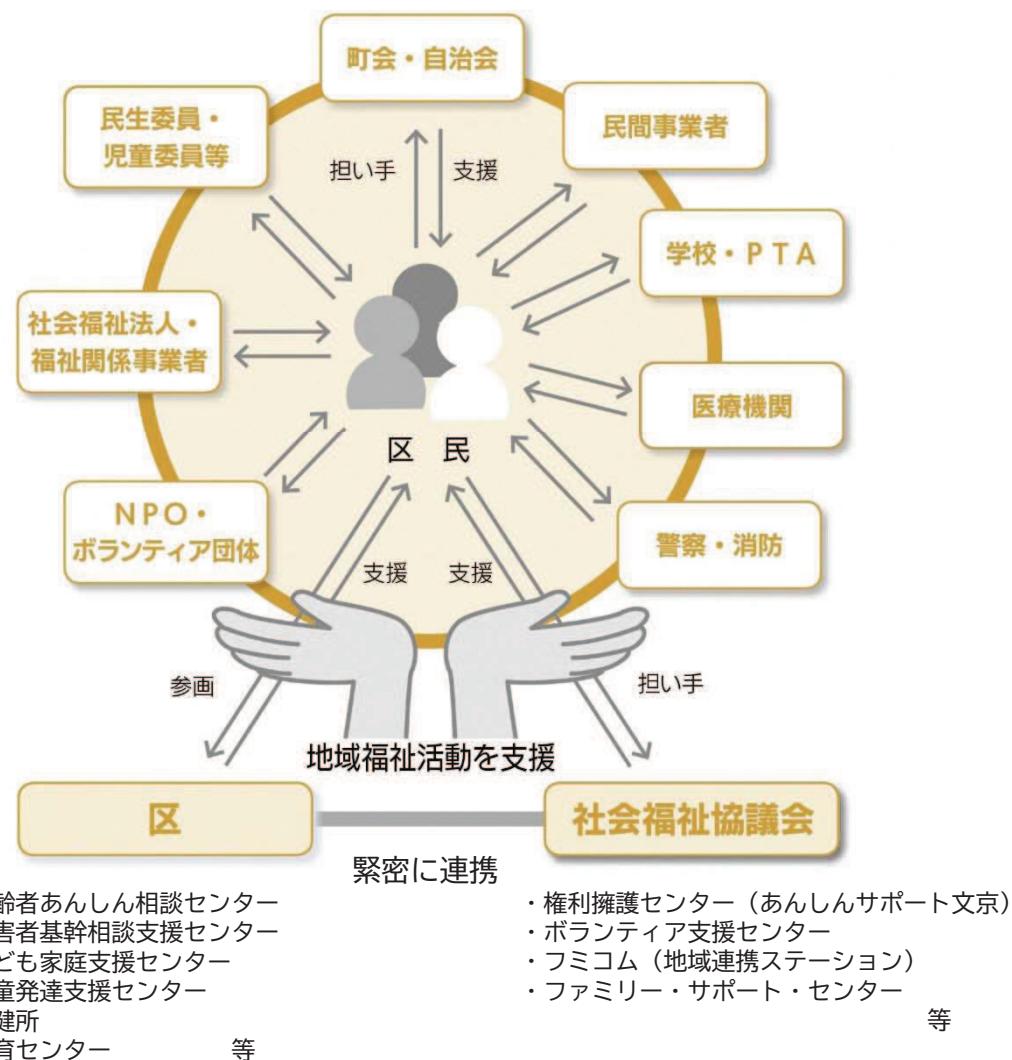
### (1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和 27 年（1952 年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を開いています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通した支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 地域の子どもを対象とした食事の提供を通した居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寬（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

## (2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会<sup>1</sup>の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援(相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題<sup>2</sup>」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流(ごちゃまぜ)の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

<sup>1</sup> 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

<sup>2</sup> 2040問題 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面するとされている問題の総称。

## 地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる  
2040年問題も見据え、  
地域の再構築を進めていく



各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

最終目標

令和6年度～令和8年度

文京区における地域包括ケアシステムの  
更なる進化・発展のために  
重層的支援体制整備事業を活用

### 重層的支援体制整備事業

#### 相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

#### 参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

#### 地域づくりに 向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をする

現状

#### ダブルケア

孤独・孤立 ヤングケアラー

8050

#### 制度の狭間

従来の制度や分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難なケースの増加

区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み

「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を普遍化してきた

障害福祉

児童福祉

生活困窮

## 文京区における地域包括ケアシステム

## 重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ<sup>3</sup>等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業
属性を問わない相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用	
地域づくりに向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備	地域づくり事業

### ● 実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

### ● 実施の効果

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティーネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあらニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

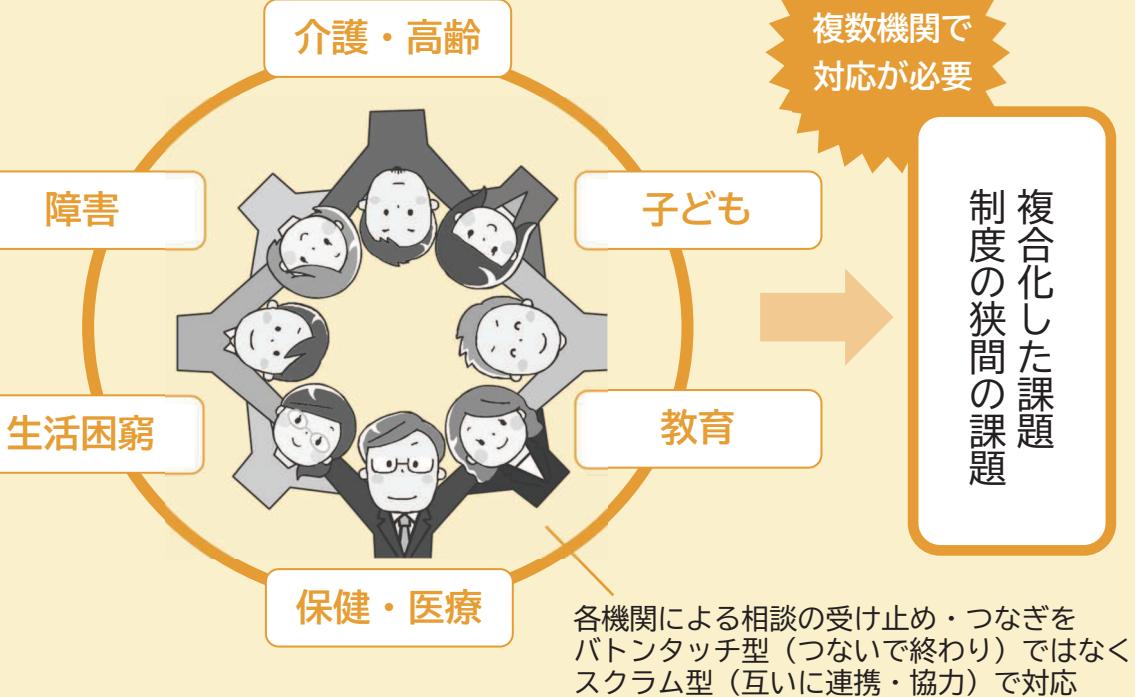
<sup>3</sup> アウトリーチ 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

## 文京区重層的支援体制整備事業

※令和7年度より本格実施予定

### I. 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した  
属性を問わない相談の受け止め



### V. 地域づくり事業

住民同士が支え合い、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実

#### 既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
  - 通いの場
  - 地域活動支援センター
  - 地域子育て支援拠点
- 等

#### 新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

#### 個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続するためのサポート

I～Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、  
地域共生社会の実現を目指します

**【地域共生社会】**  
制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

## II.

### 多機関協働事業

複合課題等に対応するため、  
分野間の協働をコーディネート

#### 支援会議

- 関係機関等による  
情報共有（※1）
- 支援方針の決定

##### 【構成員】（※2）

区関係機関、社会福祉協議会のほか、民間事業者、医療機関、地域団体、地域住民等、当事者に関する機関・関係者で構成

プラン  
本人同意

#### 重層的支援会議

- 支援プランの作成
- プランの進捗管理

##### 【構成員】（※2）

区関係機関、社会福祉協議会等、  
支援プランに関わる機関で構成



※1 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、構成員に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関係機関による情報共有が可能

※2 事案ごとに関係する機関等で構成

本人との  
関係構築

参加支援が  
必要な場合

## III.

### アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、  
必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

## IV.

### 参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援  
(社会資源とのマッチング)
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

## 文京区における子ども及び子育て家庭への支援体制図

文京区

主な会議体

基本構想推進区民協議会／地域福祉推進協議会／

【主な行政計画】

「文の京」総合戦略 ／ 地域福祉保健計画 ／

【基本的な視点】

★子どもの権利の保障と意見表明機会の確保

★重層的支援体制整備事業の推進

### 子ども家庭部

子育て支援課

児童手当/子どもの医療費助成/  
一時保育事業/病児・病後児保育事業

幼児保育課

認可保育所/私立幼稚園/認定こども園/  
地域型保育事業所/認可外保育施設/

子ども家庭支援センター

子どもと家庭・子育てに関する相談/  
ショートステイ・トワイライトステイ事業/

区児童相談所

要保護児童の一時保護・施設入所・  
相談等の在宅支援/

### 保健衛生部

健康診査・保健指導/ネウボラ事業/  
定期予防接種/

### 福祉部

重層的支援整備事業/  
医療的ケア児支援体制の構築/

### 教育推進部

学習指導・生活指導/  
青少年プラザ(b-lab)/

教育センター

不登校児童・生徒への支援/総合相談室/

幼稚園・小学校・中学校

切れ目のない支援

組織横断的な連携

文京区では、庁内の複数の組織や関係機関が連携し合うことで、妊娠・出産から高校生世代までの様々なライフステージに向けた、切れ目のない総合的な支援を行っています。

## 子ども・子育て会議／児童福祉審議会／要保護児童対策地域協議会

### 関係機関

#### 子育て支援計画

- ★持続可能で豊かな地域社会の構築
- ★行政手続のデジタル化とDX化の推進

ベビーシッター等による子育て支援事業  
子育てひろば/子育て情報提供事業 等

区立幼稚園・認可保育所等の入園に関すること  
認証保育所/緊急一時保育事業 等

親子ひろば事業/子育て支援講座  
ヤングケアラー支援推進事業 等

里親に関すること/社会診断・行動診断・医学診断・  
心理診断の実施/社会的擁護の推進 等

妊娠・出産支援/産後ケア事業  
ぶんきょうハッピーベイビー応援事業 等

障害児相談支援/放課後等デイサービス  
母子家庭及び父子家庭、女性の相談・支援 等

学校・校外施設整備及び運営維持管理等/児童館・育成室  
青少年健全育成 等

児童発達支援センター 等

地域社会との連携

都・他区児童相談所

児福施設・里親・他

家庭裁判所

警察

都児童相談センター

社会福祉協議会

民生委員・児童委員、  
主任児童委員

医療機関

弁護士

地域子育て支援拠点

PTA

NPO・地域団体

ボランティア

子ども食堂

### (3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

#### 前計画（令和2年度～令和6年度）の進捗状況について

地域福祉推進協議会では、毎年度、本計画を含む5つの分野別計画（5頁参照）について、計画事業の進行管理を行っています。前計画の期間中は、新型コロナウイルス感染症が社会生活に大きな影響を及ぼし、各種事業の見直しや縮小、中止等が行われました。前計画期間中において報告した主な内容等は、次のとおりです。

##### 1 子どもの健やかな成長の支援

妊婦全数面接（ネウボラ面接）と乳児家庭全戸訪問事業の実施率は高水準で推移し、妊娠・出産・子育て期の不安を解消するとともに、支援が必要な家庭の把握に取り組みました。伴走型相談事業と経済的支援も一体的に実施するとともに、産後ケア事業の対象を拡大しました。

また、医療的ケア児支援連絡会を開催し、関係機関との情報共有や意見交換を行い、各施設では児童ごとの状態を踏まえた支援方法を検討し、受け入れ体制の整備を進めたほか、文京版スターディング・ストロング・プロジェクトを保育所等で実施し、子どもの健やかな育ちを支える取組を推進しました。

##### 2 より良い子育てを支える取組

私立認可保育所を中心とした整備を進め、定員数の増加を図り、令和5年度には本区の保育所待機児童を解消しました。

また、一時保育所（キッズルーム）を新たに1か所、病児・病後児施設を新たに2か所開設したほか、年齢や家族構成に応じたベビーシッター等による子育て支援事業や未就園児の定期的な預かり事業を実施し、多様な保育ニーズへの対応を図りました。

さらに、様々な物件を活用した育成室の整備や都型学童クラブの誘致を進めるとともに、放課後全児童向け事業の拡大や児童館機能の充実等により、多様な放課後の居場所の整備を進めました。

### 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

児童・生徒一人ひとりのよさや可能性を引き出すため、ICT<sup>4</sup>支援員、日本語指導協力員、バリアフリーパートナー等の各種指導員の人的配置の充実を図りました。

また、1人1台配備したタブレット端末を日常的に使用し、デジタル教科書等を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実施しました。施設面では、誠之、明化、柳町の各小学校で校舎の老朽化に伴う改築工事を行うほか、小日向台町小学校の改築設計や千駄木小学校の改築に向けた検討を進めました。

さらに、中高生にとって魅力的な場所となるよう、自主性・社会性を育む居場所の充実に取り組むとともに、区内2か所目となる青少年プラザの開設に向けた検討を開始しました。

### 4 安心して育ち、子育てできる支援体制づくり

令和7年4月の「文京区児童相談所」開設に向け、相談体制及び関係機関との連携を構築し、都を含む近隣自治体へ職員を派遣し、専門職員の確保・育成に取り組みました。

また、児童福祉部門と母子保健部門との連携による妊娠期からの切れ目のない一體的な相談や支援を行う、こども家庭センター機能の整備を進めました。

そして、子どもの貧困対策としては、子ども宅食プロジェクト事業において、食品等の配送だけでなく、親子の体験機会の提供やLINEでの相談対応等を行い、子どもとその家族を必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防ぐ取組を実施しました。

### 5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

地域の中で互いに助け合いながら子育てをする、ファミリー・サポート・センター事業では提供会員の確保に努め、増加した依頼会員の送迎等の需要に応えました。

また、子育て仲間作りの支援として、地域団体による地域子育て支援拠点事業の運営支援を行うとともに、開設準備を支援し区内4か所目の施設が開設されました。

### 6 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

区立公園や児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、防犯カメラの設置を進めるとともに、令和2年度から6年度までの5年間に18園の再整備等を実施しました。

また、区立小学校PTAと協働で子ども110番事業の継続確認やステッカー貼付け状況の確認調査等を行い、子どもの安全の確保に取り組みました。

<sup>4</sup> ICT Information and Communication Technologyの略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。



## 第2章

# 計画の基本理念・基本目標



本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、子育て支援施策を推進していきます。

## 1 計画の基本理念

### ○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

### ○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

### ○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション<sup>5</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>6</sup>の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ<sup>7</sup>を推進する地域社会の実現を目指します。

### ○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

### ○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

### ○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

<sup>5</sup> ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

<sup>6</sup> ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

<sup>7</sup> ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別（性自認及び性的指向を含む。）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

## 2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

## 第3章

# 子どもと子育て家庭の現状



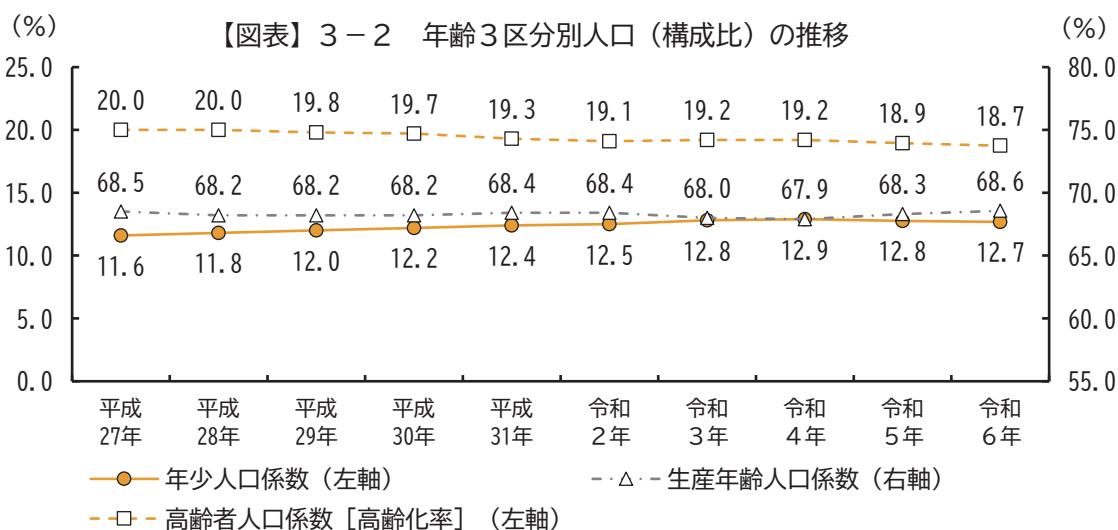
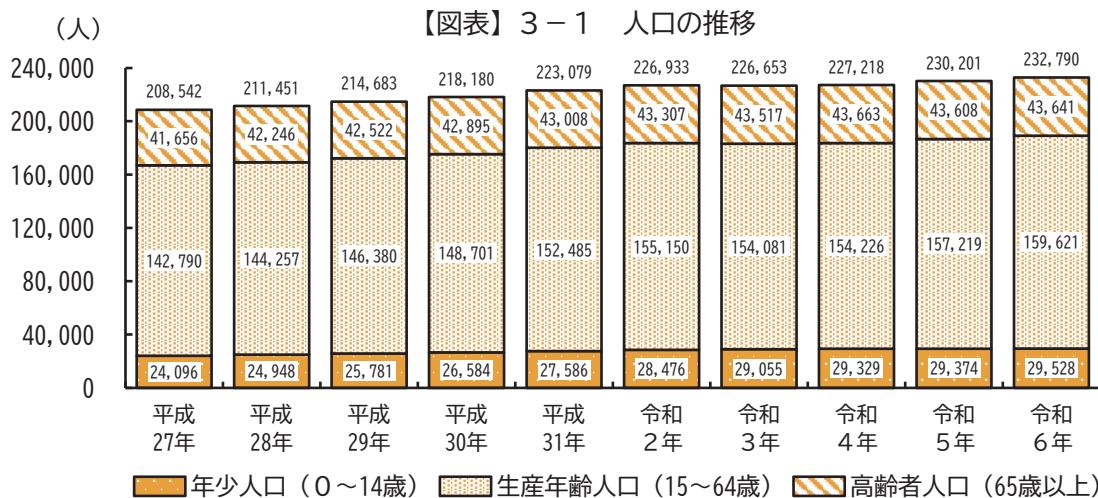
# 子どもと子育て家庭の現状

## 1 人口等の推移

### (1) 人口の推移 着実な増加

文京区の人口は、平成27年以降緩やかに増加し続けています。令和6年4月1日現在、住民基本台帳上的人口は、232,790人で、そのうち外国人住民は14,105人となっています。

令和6年4月1日現在の0～14歳の年少人口は、29,528人で、前計画の策定年度である平成31年4月1日現在の27,586人から1,942人増加しており、構成比の割合はほぼ横ばいとなっています。



※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）

## (2) 男女別年齢5歳階級別の人団構成

## 年少人口の増加

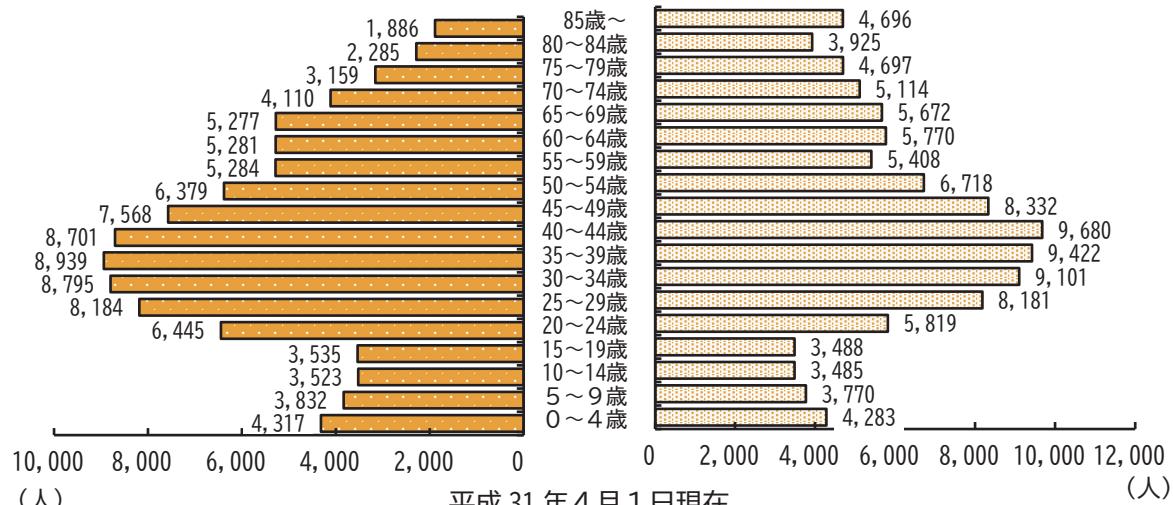
平成26年、平成31年、令和6年の各4月1日現在の男女別年齢5歳階級別の人団構成を、人口ピラミッドに表したもののが次の図です。男女ともに年少人口が増加していることがわかります。

【図表】3-3 男女別年齢5歳階級別の人団構成

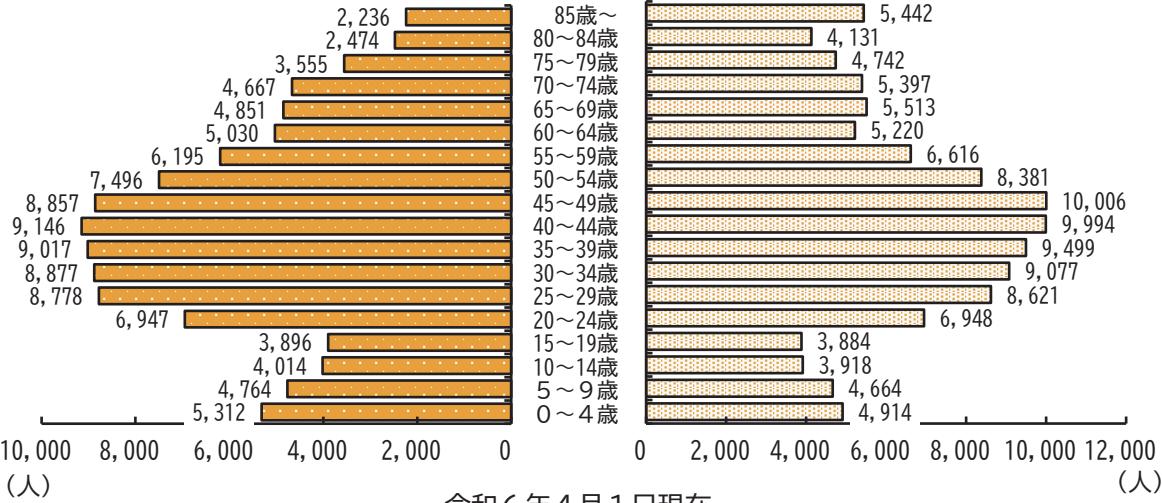
【男性】

【女性】

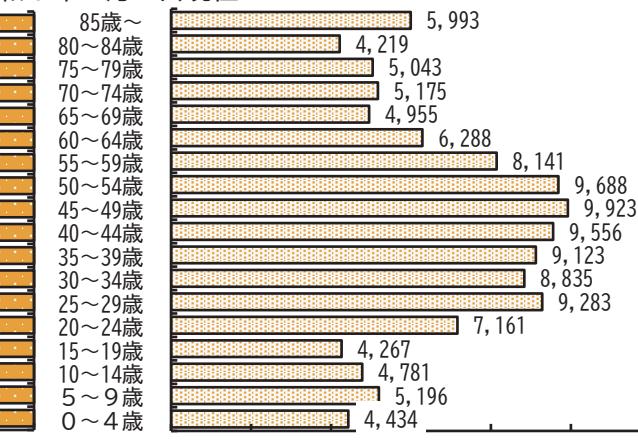
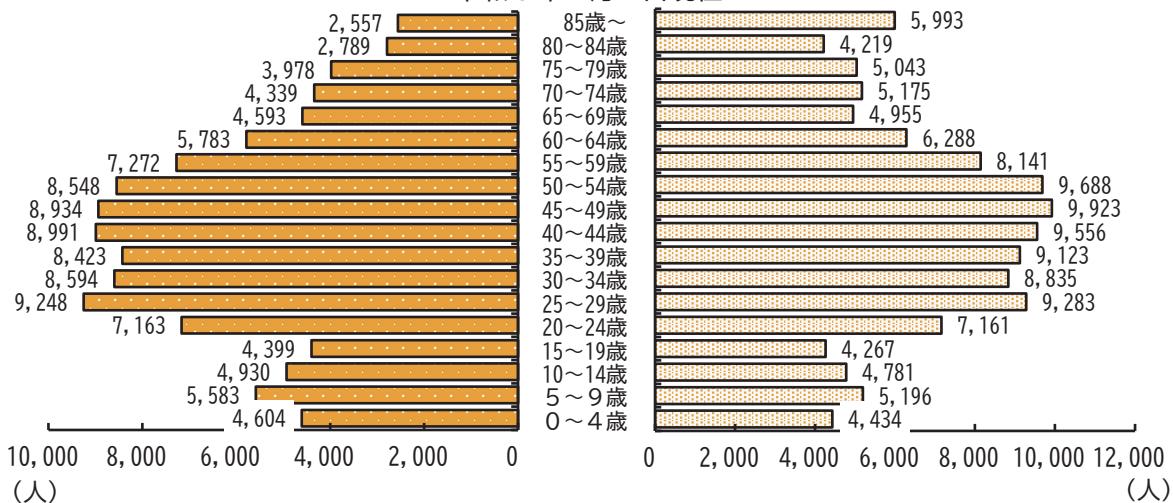
平成26年4月1日現在



平成31年4月1日現在



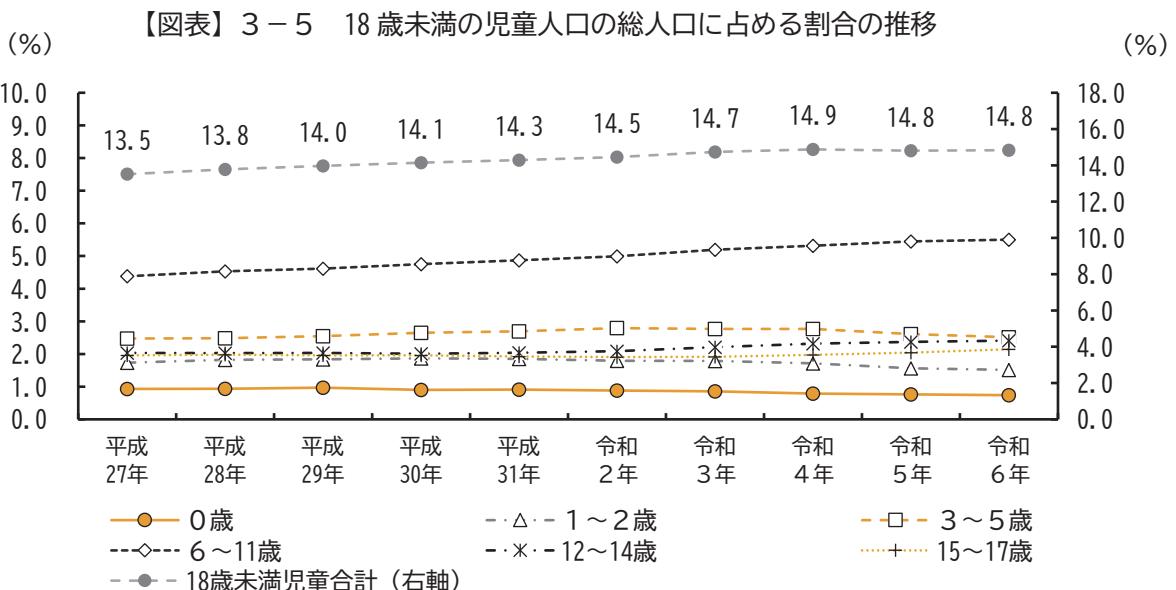
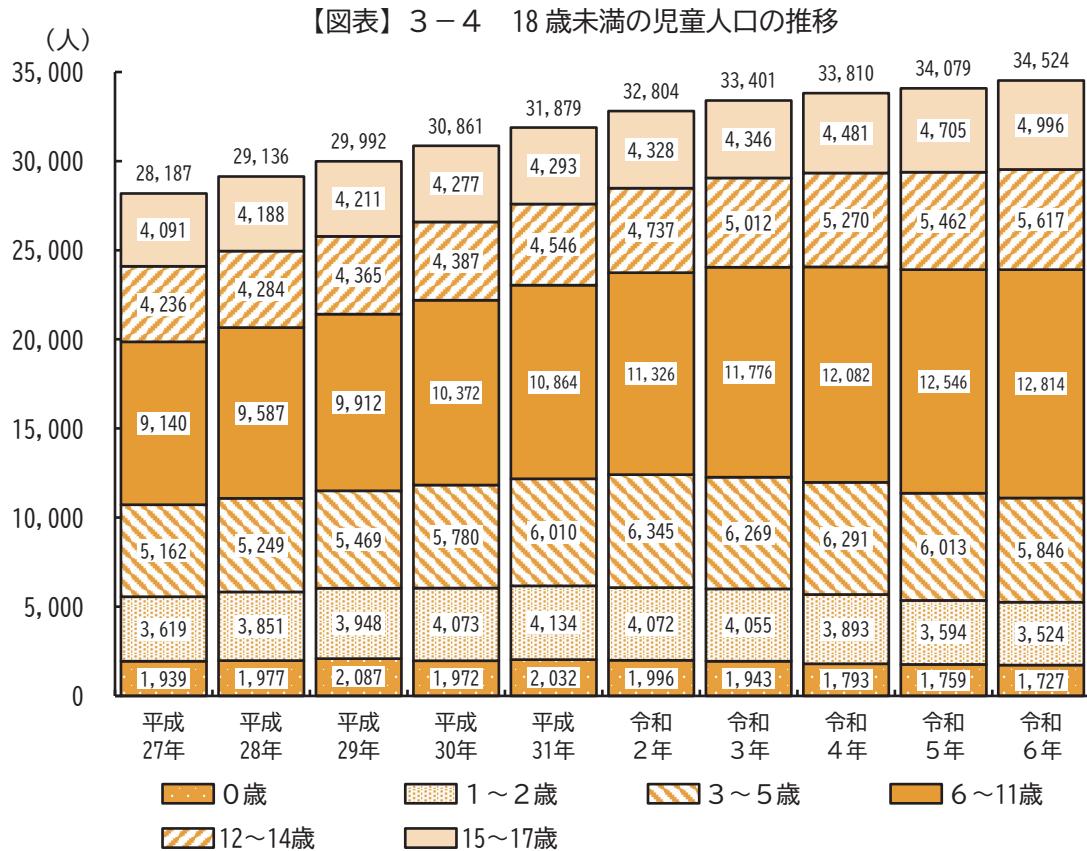
令和6年4月1日現在



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）

### (3) 18歳未満の児童人口の推移 着実な増加

令和6年4月1日現在の18歳未満の児童人口は34,524人で、総人口に占める割合は14.8%となっています。平成31年に比べて、人数では2,645人増加し、総人口に占める割合は0.5ポイント増加しています。



※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）

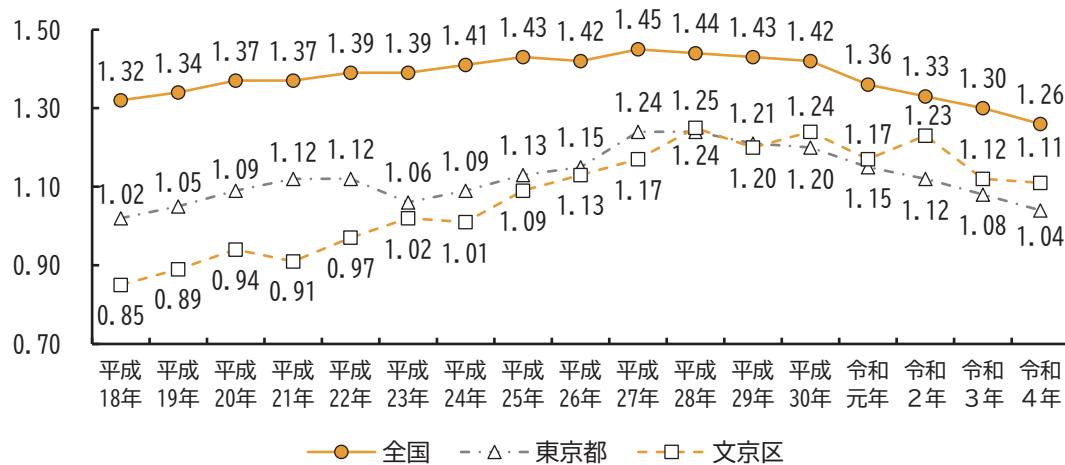
## (4) 合計特殊出生率及び出生数の推移

新型コロナの影響を受け減少

全国の合計特殊出生率<sup>8</sup>は、平成24年以降は1.40を超えるほど横ばいに推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和4年は1.26となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成30年には東京都を上回り、令和4年は1.11となっています。

また、文京区の出生数は、平成28年の2,167人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和4年は大きく減少し、1,810人となっています。

【図表】3－6 合計特殊出生率の推移



資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）、ぶんきょうの保健衛生（文京区）及び人口動態統計

【図表】3－7 出生数の推移



※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

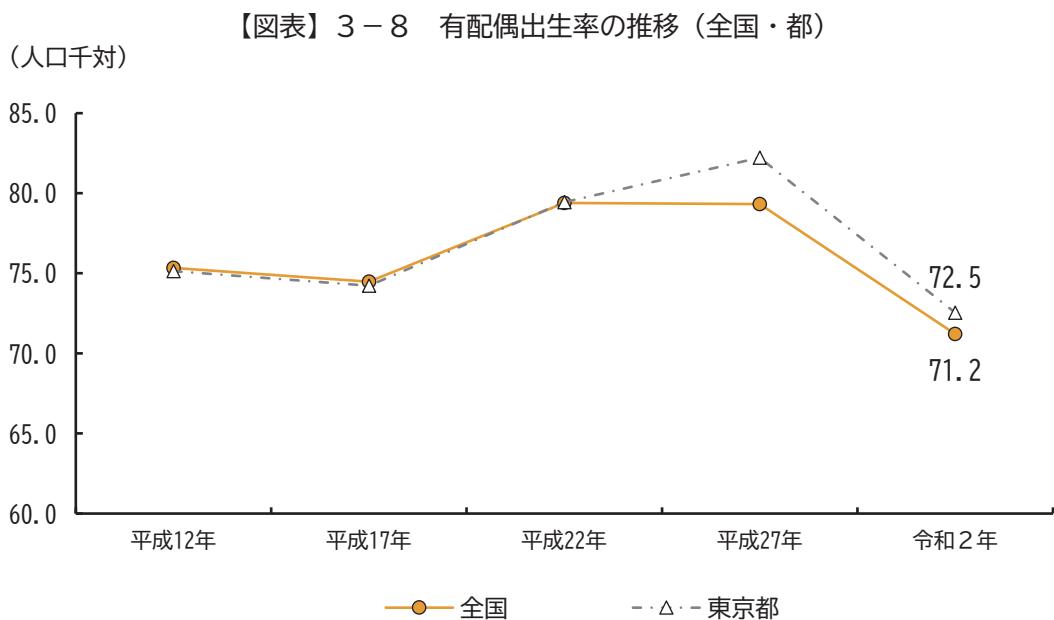
資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）、文京の統計（文京区）及び人口動態統計

<sup>8</sup> 合計特殊出生率 15歳～49歳の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性を生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

## (5) 有配偶出生率の推移

## 出生数と同様に減少

有配偶出生率<sup>9</sup>は、全国、東京都ともに平成17年で減少しましたが、東京都ではその後、平成22年、平成27年と増加し、全国では平成22年に増加しました。しかし、令和2年に大きく減少し、全国では71.2%、東京都では72.5%となりました。



資料：国勢調査、人口動態調査

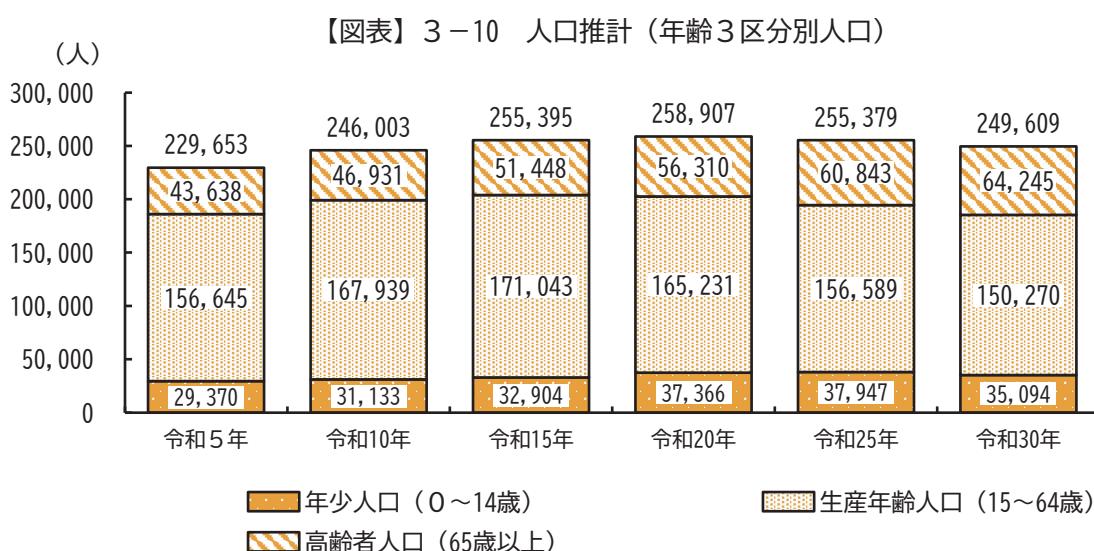
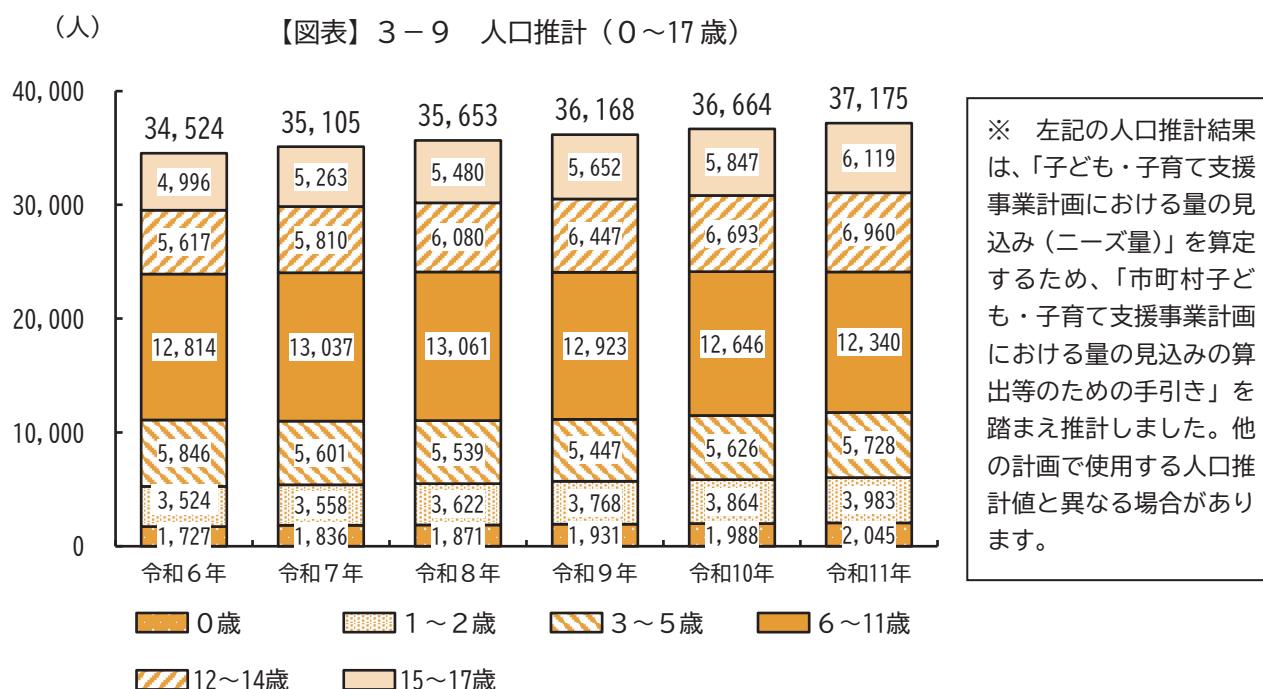
<sup>9</sup> 有配偶者出生率 配偶者のいる女性に対する出生数の割合。

## 2 人口推計

### 引き続き増加の見通し

本計画の策定に当たり、計画期間である令和7年から11年までの人口推計を新たに行いました。それによると、令和11年には0歳から17歳までの人口は37,175人と、令和6年実績に比べて2,651人増加する結果となりました。また、0歳から5歳までの人口は、11,756人となり、令和6年実績と比べて659人増える結果となりました。

また、「文の京」総合戦略による令和30年までの人口推計（年齢3区分別人口）をみると、総人口は令和20年、年少人口は令和25年のピークとなるまで、引き続き増加していくことが見込まれています。

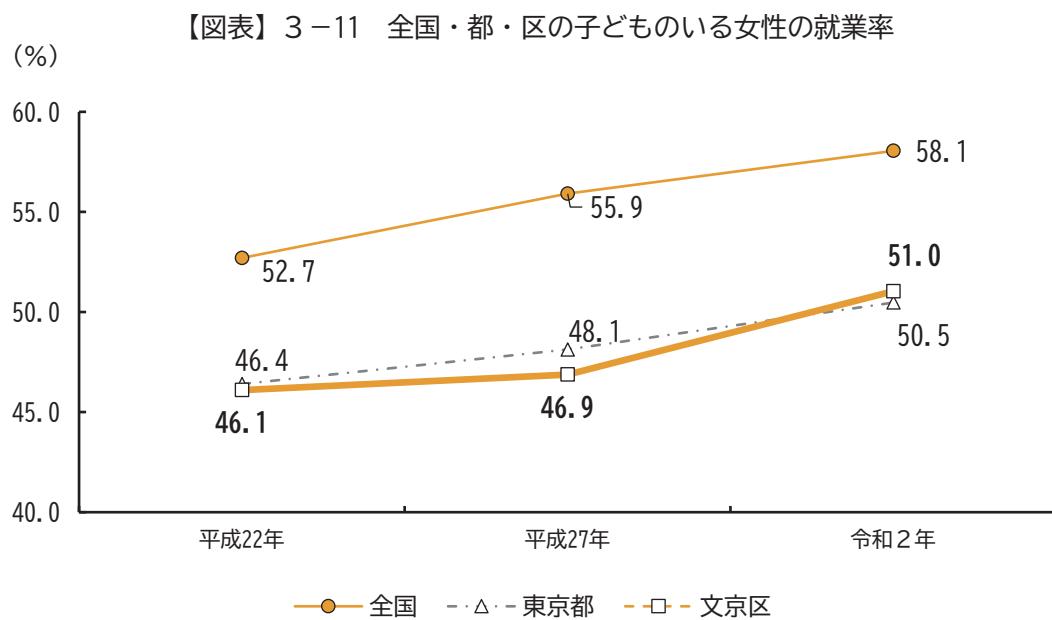


資料：「文の京」総合戦略（令和6年3月）

### 3 子どものいる女性の就業率と就業状況

#### (1) 子どものいる女性の就業率 右肩上がりの就業率

平成22年、27年、令和2年の子どものいる女性の就業率を文京区、東京都、全国で比較したのが下記の図です。文京区は平成27年まではほぼ横ばいでありましたが、令和2年には東京都を上回り、51.0%となっています。



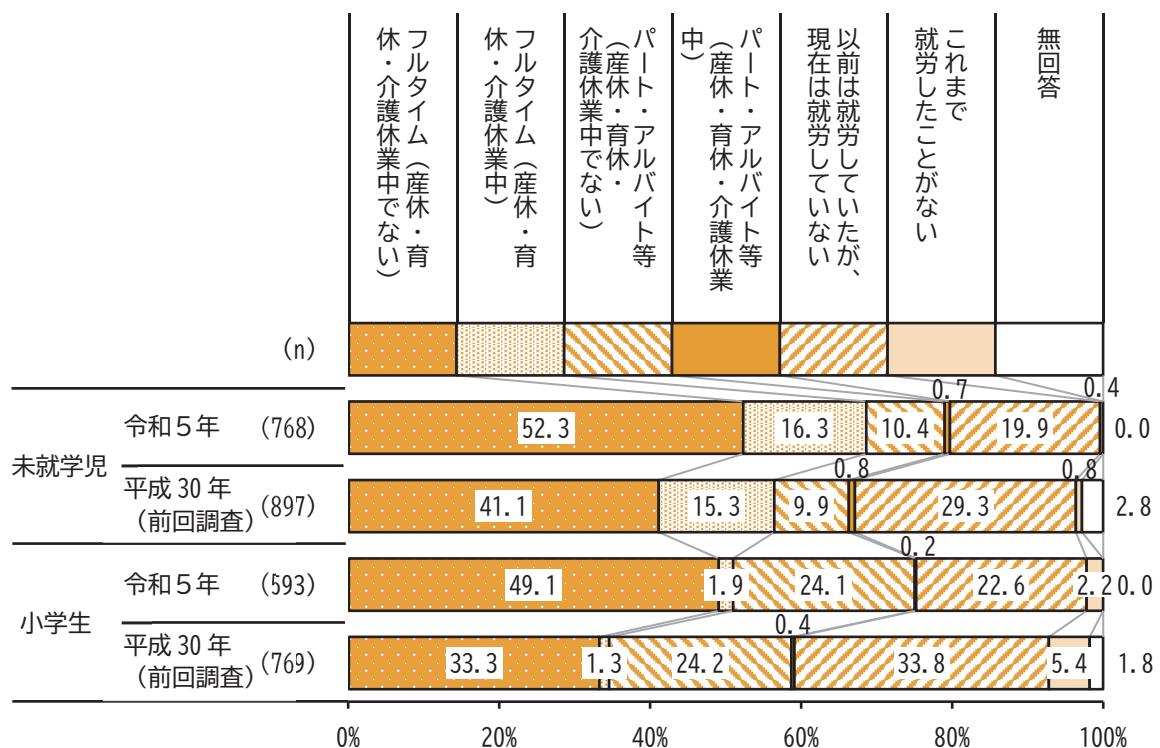
※ 「夫婦のいる一般世帯」において、「子どもあり」の世帯数における「妻が就業者」の人数の割合を算出。

資料：平成22年、平成27年、令和2年国勢調査

## (2) 子どものいる女性の就業状況 フルタイム就労の増加

令和5年度に実施した「文京区子ども・子育て支援に関する実態調査」では、フルタイムで働く母親の割合が前回調査時（平成30年度）より大きくなっています。未就学児の子どものいる母親、小学生の子どものいる母親いずれも半数前後を占めています。

【図表】3-12 子どものいる女性の就労状況



※ フルタイムは1週5日程度・1日8時間程度の就労、パート・アルバイトは「フルタイム」以外の就労を指します。

※ 図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

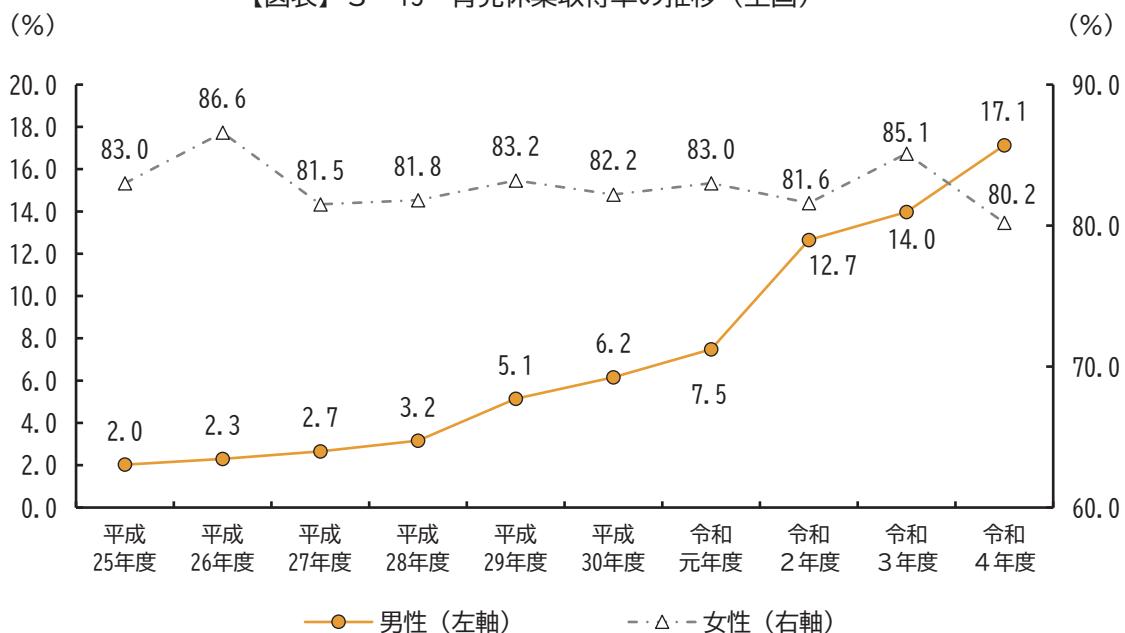
資料：令和5年度子ども・子育て支援に関する実態調査（文京区）

### (3) 育児休業取得率の推移 男性取得率の増加

「雇用均等基本調査」(厚生労働省)によると、育児休業取得率は、男性は令和元年度以降大きく増加し、令和4年度は17.1%となっています。女性は平成26年度の86.6%をピークに増減を繰り返しており、令和4年度には80.2%となっています。女性と男性の育児休業取得率の差は令和4年度で63.1ポイントです。

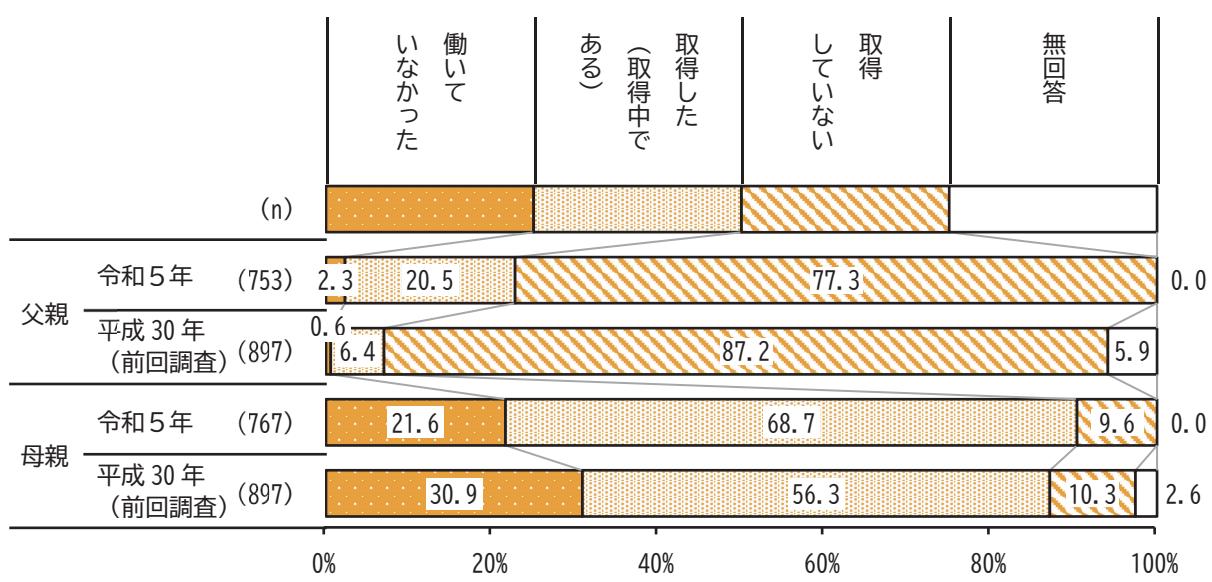
また、令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」における、未就学児の父母の育児休業制度の取得経験については、平成30年の前回調査結果に比べ、父親と母親ともに育児休業制度を取得した割合が10ポイント以上増加しており、前回調査時より育児休業を取得している傾向がうかがえます。

【図表】3-13 育児休業取得率の推移（全国）



資料：令和4年度雇用均等基本調査（厚生労働省）

【図表】3-14 育児休業制度の取得経験



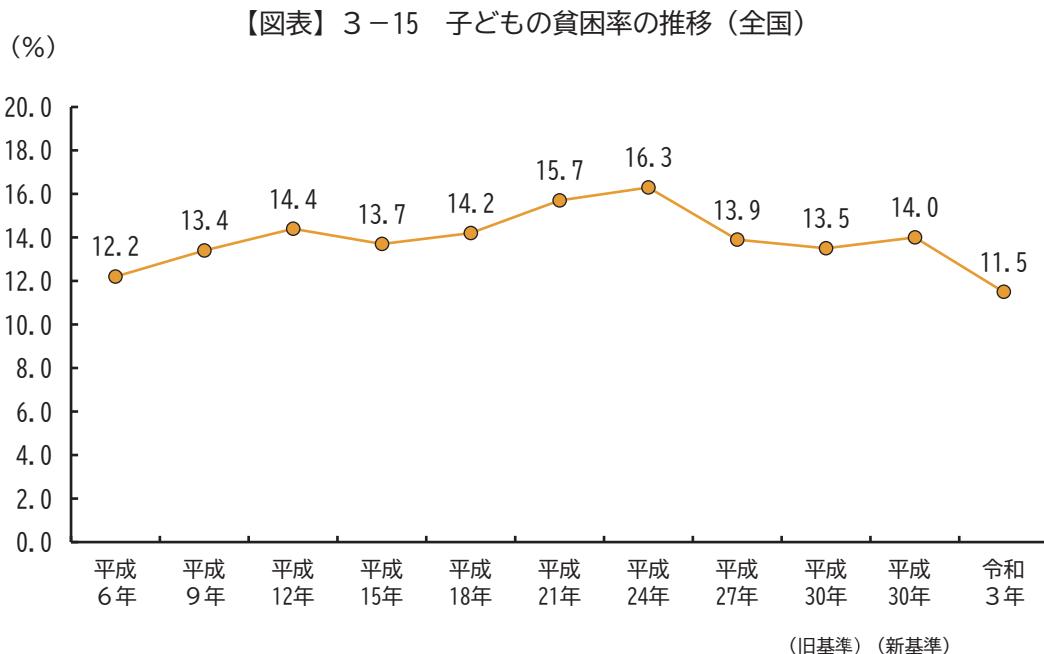
資料：令和5年度子ども・子育て支援に関する実態調査（文京区）

## 4 子どもの貧困率の推移

### 貧困率の減少

「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、子どもの貧困率は平成30年（新基準）の14.0%から減少し、令和3年は11.5%となっています。

なお、文京区では令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」や貧困に係る各事業の利用状況等から、貧困の状況を個別に把握しています。



※ 令和3年からは、新基準の数値です。

※ 「新基準」は、OECD（経済協力開発機構）の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものです。

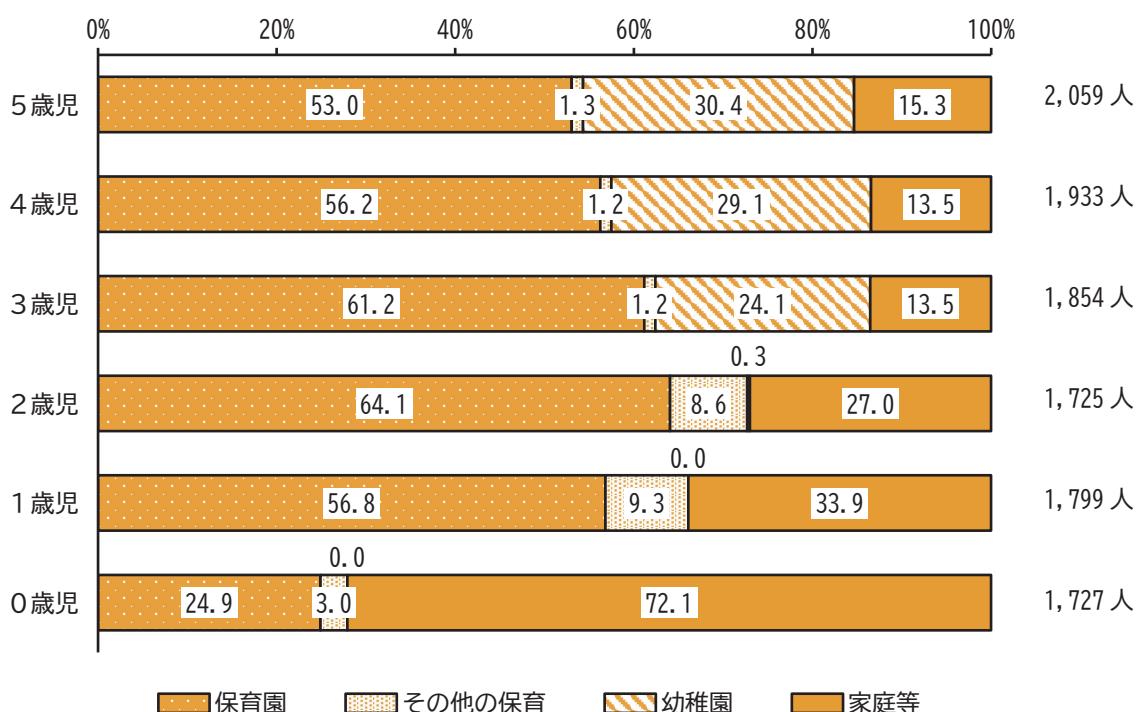
資料：2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）

## 5 子育て支援サービスの利用状況

### (1) 未就学児の保育の状況 0歳児は家庭が多い

未就学児童（0～5歳児）が、どのような保育の状況にあるかを年齢別に割合で示すと、0歳は「家庭等」が約7割で最も多くなっています。1歳児から2歳児では保育園に通う割合が5割以上となり、3歳児以上は幼稚園に通う割合が2割以上となっています。

【図表】3-16 未就学児童の保育の状況



※ 0～5歳人口（外国人含む。）、各保育施設等の在籍児童数は令和6年4月1日現在  
 ※ その他の保育とは、保育所型認定こども園、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業、地方単独型保育施策、東京都認証保育所、家庭的保育事業（保育ママ）、事業所内保育事業の在籍児童数の合計

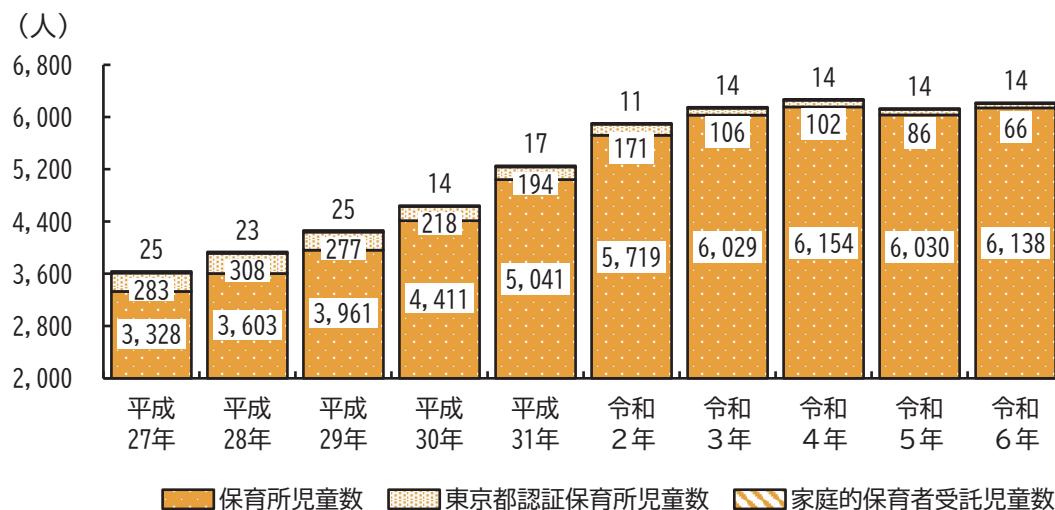
## (2) 保育所等在籍児童数と待機児童数の推移

### 保育所在籍児童の増加と待機児童の減少

保育所等の在籍児童数は増加してきており、令和6年の保育所等在籍児童数の総数は平成27年の約1.7倍となっています。

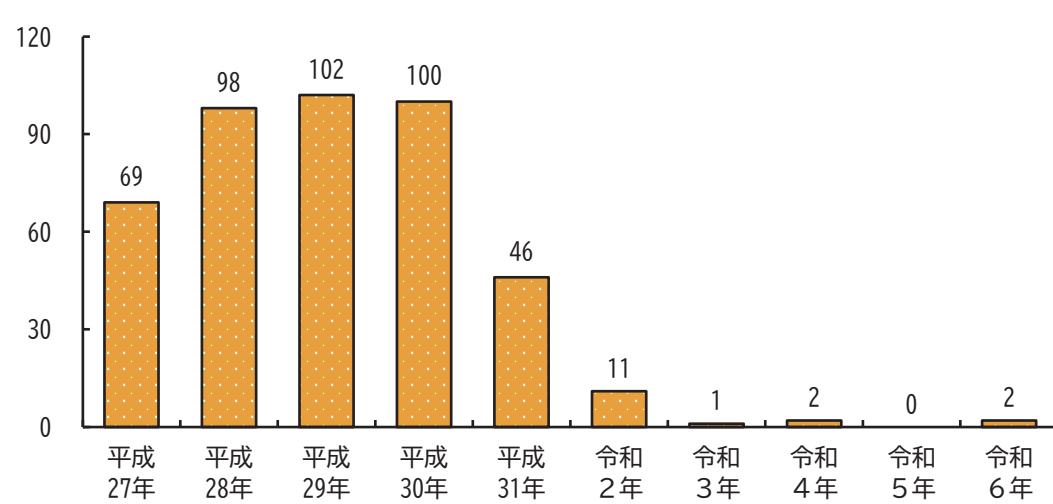
待機児童は平成30年まで増加傾向にありましたが、平成31年以降大きく減少し、令和6年は2人となっています。

【図表】3-17 保育所等在籍児童数の推移



(各年4月1日現在)

【図表】3-18 保育所等待機児童数の推移

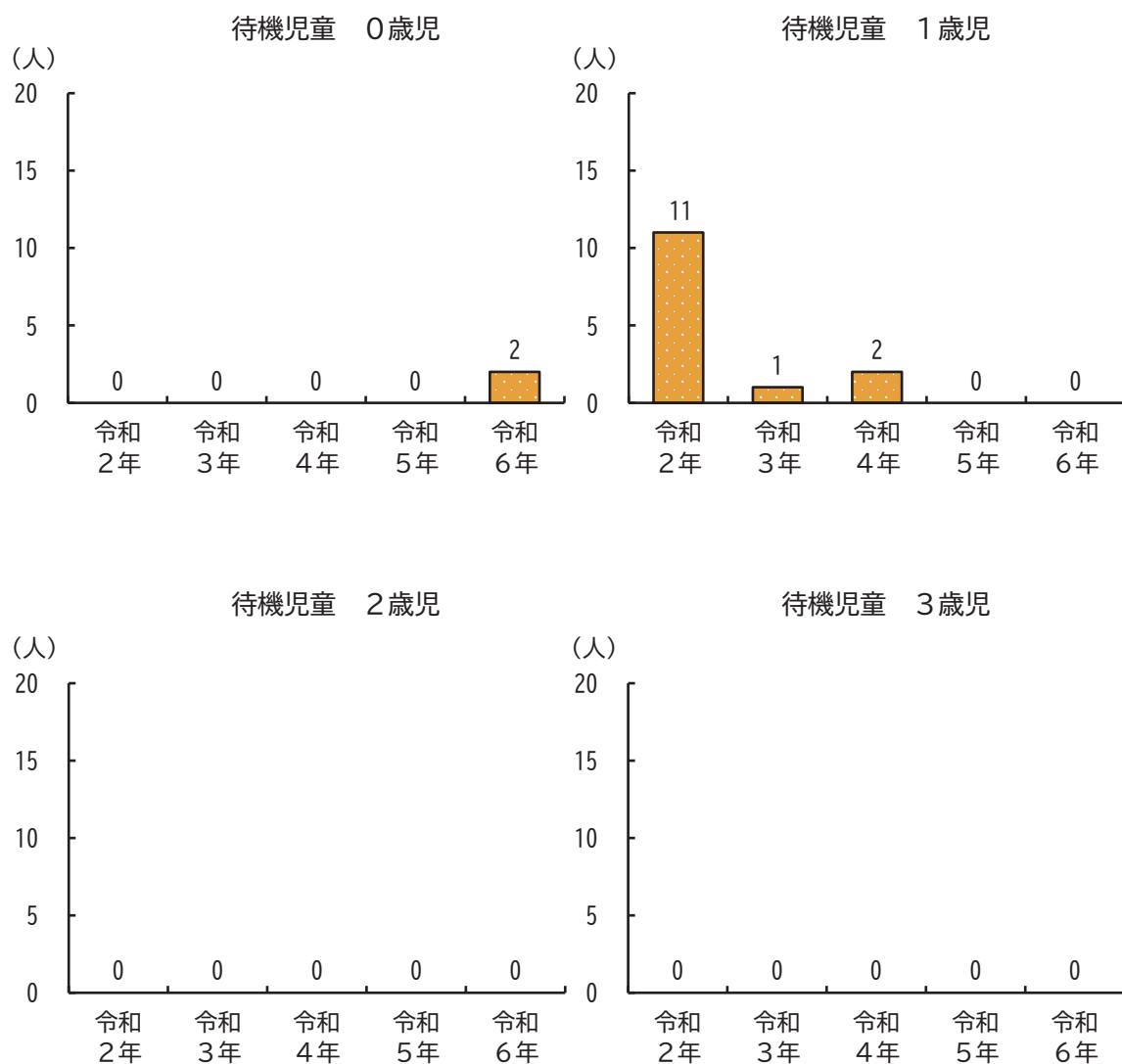


注： 平成29年度以前と平成30年以降では待機児童の定義が異なる（保育所等利用待機児童数調査について（平成29年3月31日付け雇児保発0331第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所等利用待機児童調査要領」）参照。）

(各年4月1日現在)

また、【保育所待機児童数の推移】で示した保育園待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。0歳児、1歳児の待機児童数は、令和3年度以降0人から2人で推移しています。また、2歳児、3歳児の直近5年間の待機児童数は0人となっています。

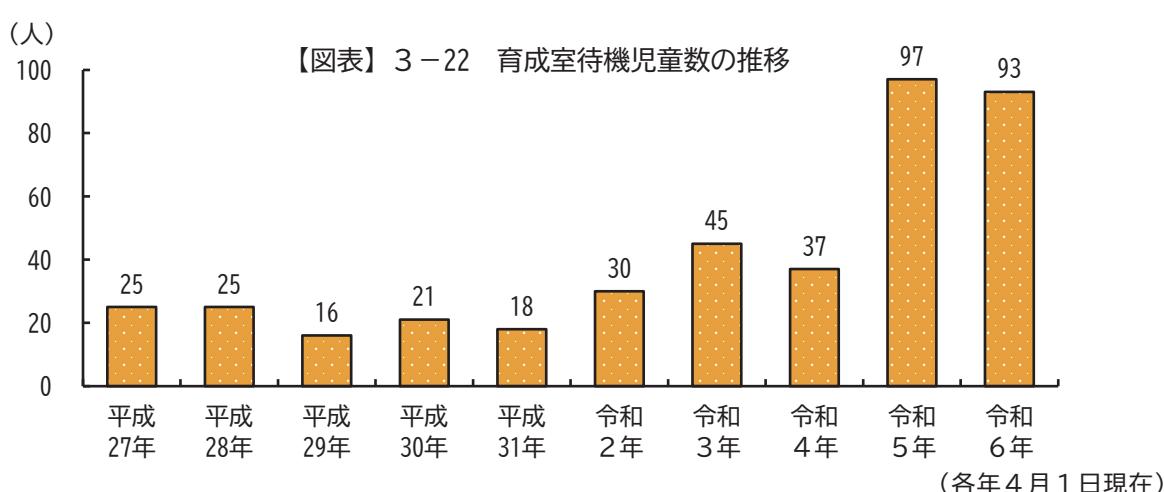
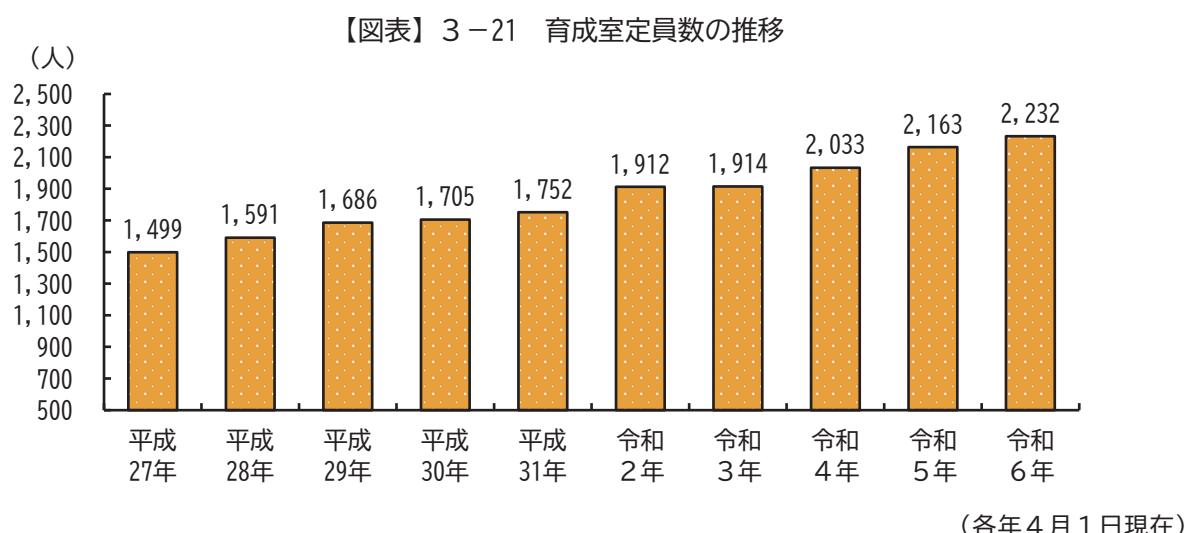
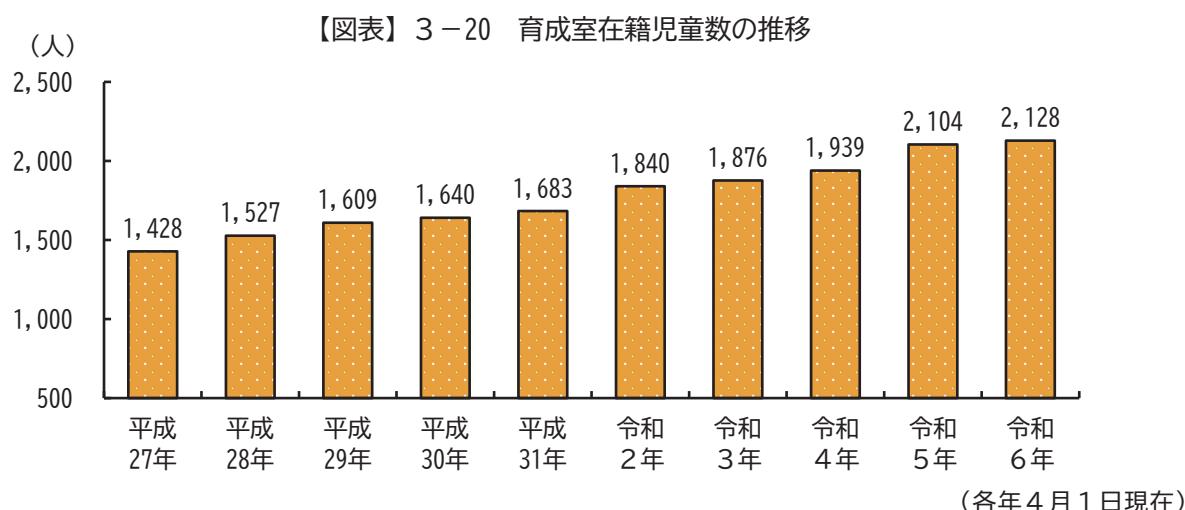
【図表】3-19 保育所待機児童数の推移（年齢別）



(各年4月1日現在)

### (3) 育成室在籍児童数の推移 在籍児童数及び待機児童数の増加

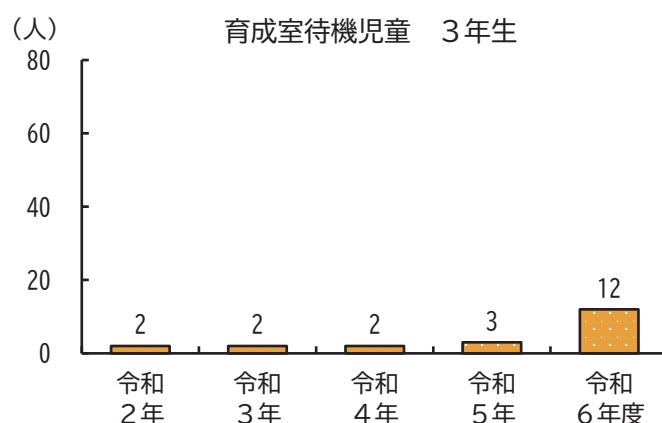
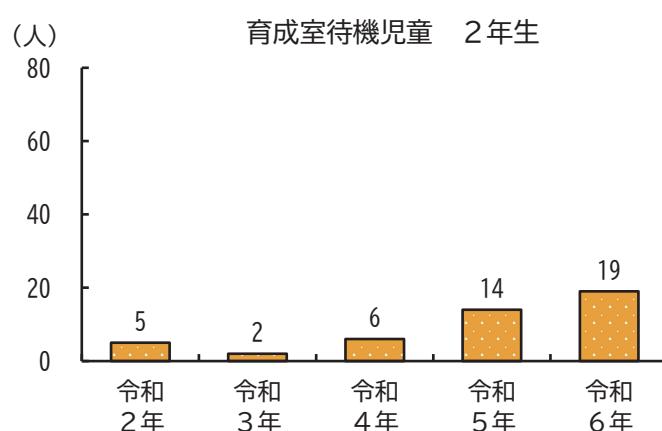
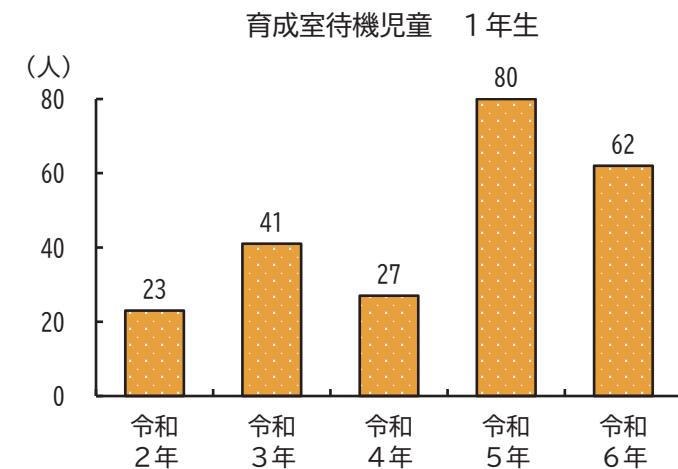
育成室在籍児童数は年々増加しており、令和6年には2,128人となっています。定員数も増やし続けており、令和6年には2,232人となっています。なお、育成室の待機児童数は増減を繰り返していましたが、令和5年から大幅に増加し、令和6年には93人となっています。



また、【育成室待機児童数の推移】で示した育成室待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。全ての年度において、1年生の待機児童数が大半を占めています。

なお、文京区では、心身に特別な配慮を要する児童に対して、6年生までの延長保育を実施しています。

【図表】3-23 育成室待機児童数の推移（学年別・1～3年生）



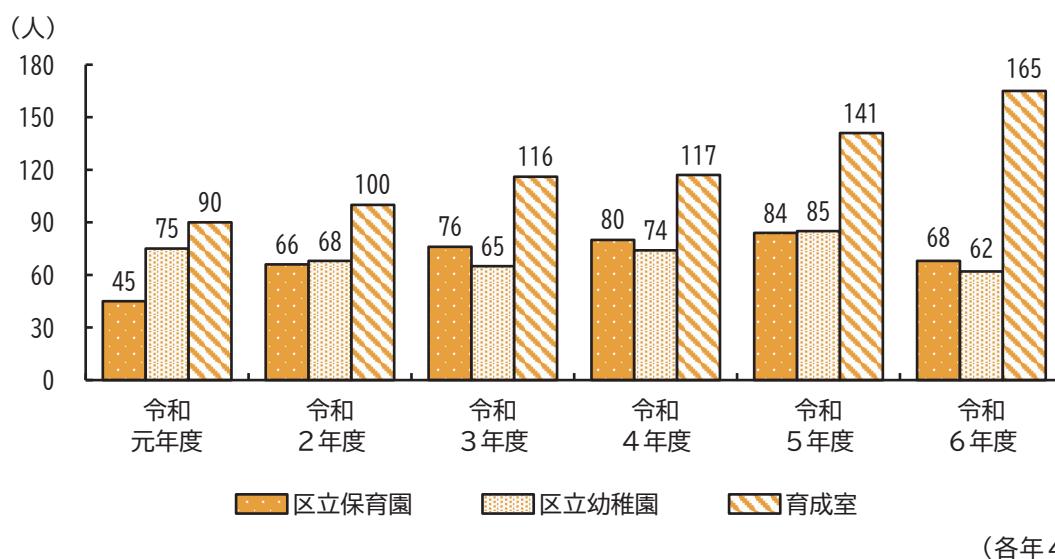
(各年4月1日現在)

#### (4) 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍数の推移

増加傾向

特別な支援を必要とする児童の在籍数は、育成室において増加傾向にあり、令和2年度に比べ令和6年度には約1.7倍になっています。

【図表】3-24 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍児童数の推移

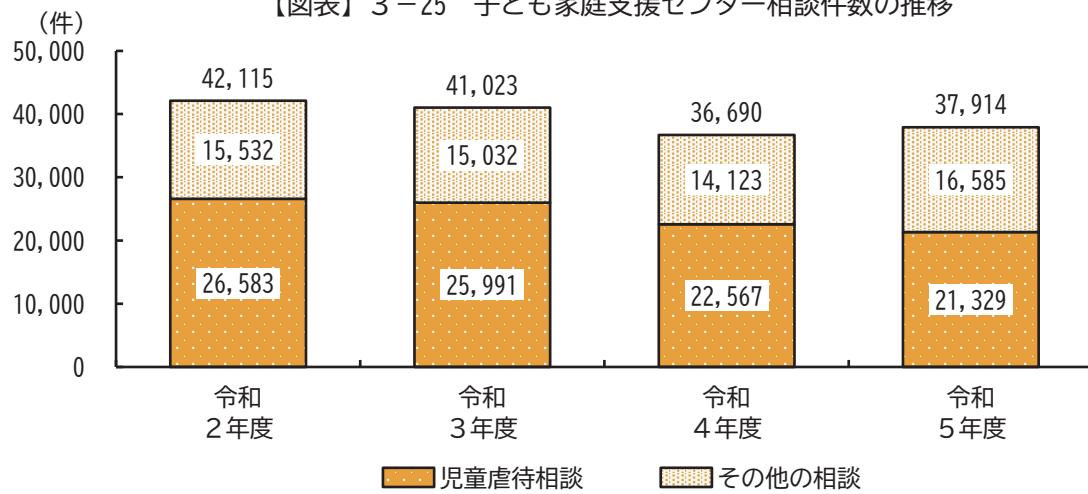


#### (5) 子ども家庭支援センター相談件数の推移

年間4万件前後

子ども家庭支援センターへの相談件数は、児童虐待相談は2万件、その他の相談は1万件を超え、年間4万件前後で推移しています。

【図表】3-25 子ども家庭支援センター相談件数の推移



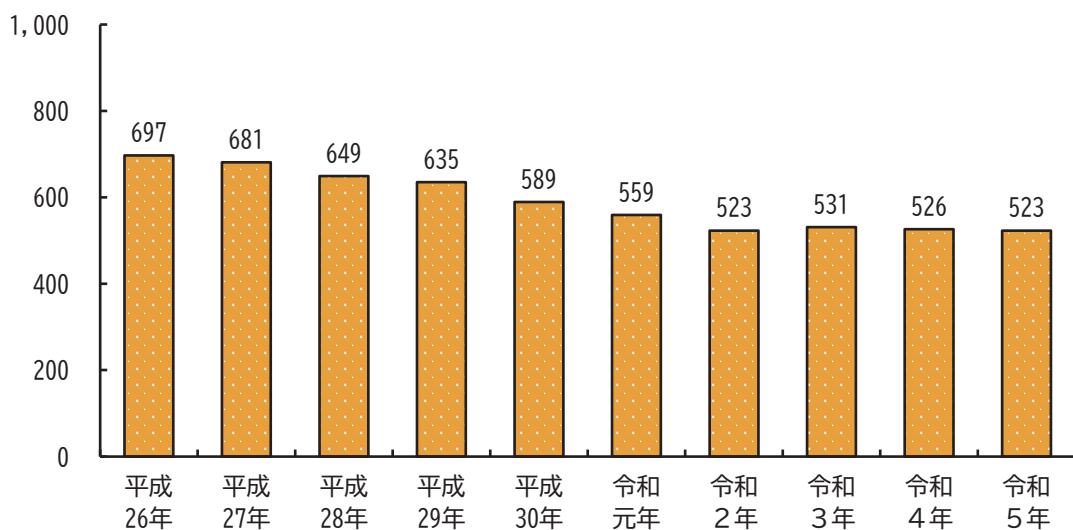
※ 相談員の行動回数（訪問、面接、電話等）の集計数

## (6) 児童扶養手当受給者数の推移 減少傾向

児童扶養手当の受給者数は近年減少傾向にあり、令和5年では523人となっています。

(人)

【図表】3-26 児童扶養手当受給者数の推移



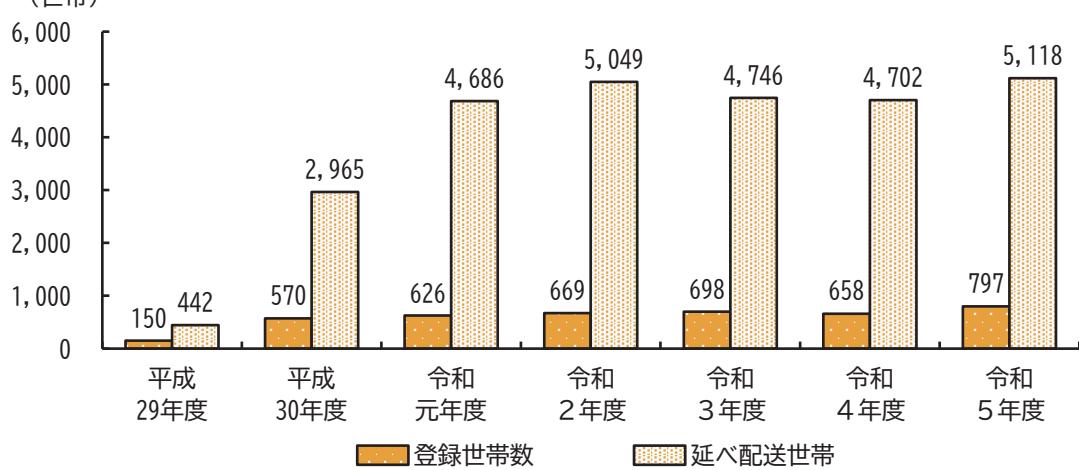
資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和5年版）

## (7) 子ども宅食プロジェクト登録世帯数等の推移 増加傾向

子ども宅食プロジェクトの登録世帯数は、近年増加傾向にあり、令和5年度で797世帯となっています。

(世帯)

【図表】3-27 子ども宅食プロジェクト登録世帯数等の推移



## 6 子ども・子育て支援に関する実態調査結果

本区では、子育て支援策を更に進めていくために、子育て中の方々や小学生、中学生、高校生世代に実態調査を実施しました（令和5年10月～11月実施。未就学児の保護者1,800人、小学生の保護者1,500人、中学生の保護者700人、小学生本人700人、中学生本人700人、高校生世代本人700人等の計8,722人に配布。有効回収率39.9%）。

その中で、区が実施する子育て環境や子育て支援への満足度、子育ての楽しさ、不安や悩み、定期的な教育・保育事業の利用希望等について実態を把握しました。

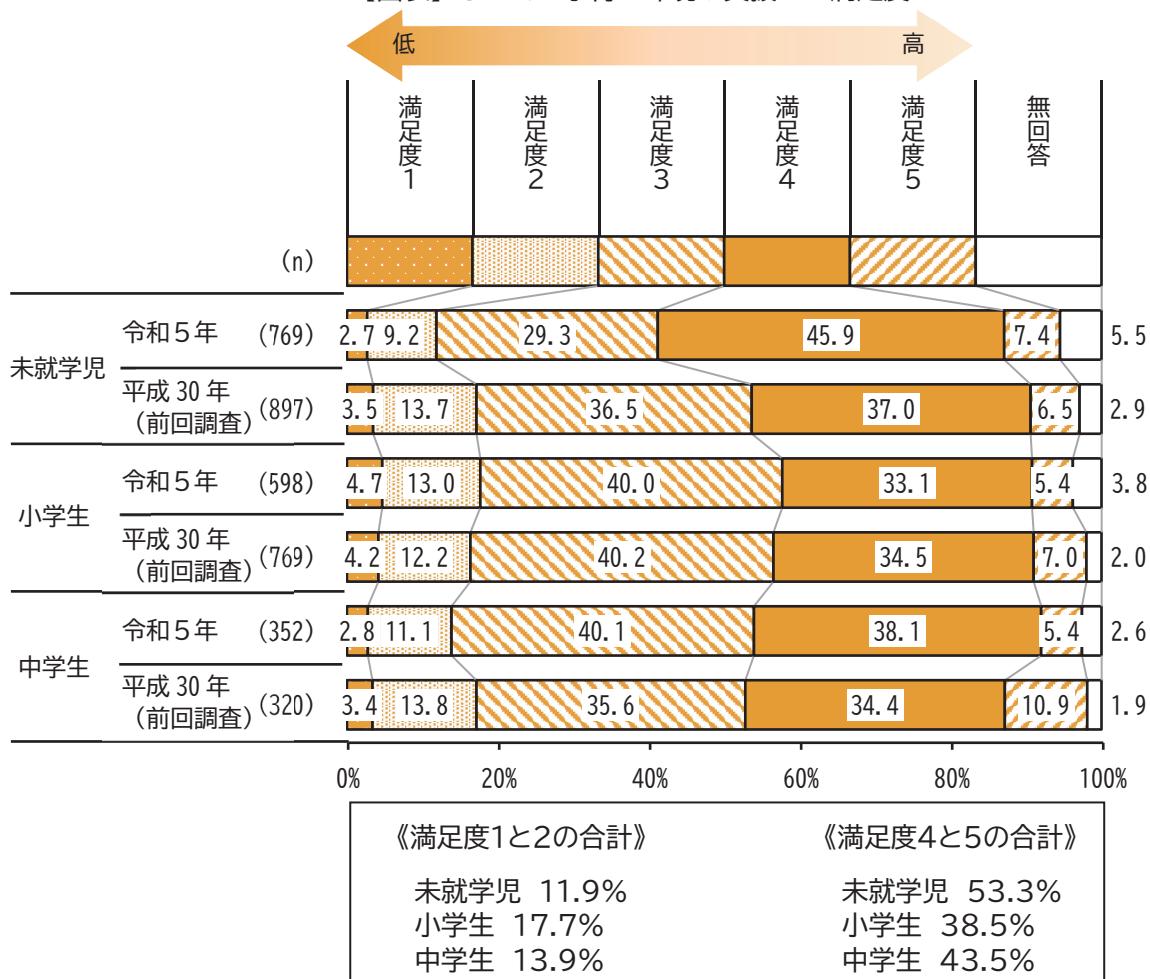
※図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

### （1）子育て環境や支援への満足度について

高い満足度が上回る

区の子育ての環境や支援について、満足度を5段階評価で尋ねたところ、未就学児の保護者、小学生の保護者及び中学生の保護者ともに満足度が高い「満足度4」「満足度5」が、満足度の低い「満足度1」「満足度2」の割合を上回っています。平成30年の調査結果と比較すると、「満足度4」「満足度5」の計は未就学児の保護者で9.8ポイント増加している一方、小学生の保護者で3.0ポイント、中学生の保護者で1.8ポイント減少しています。

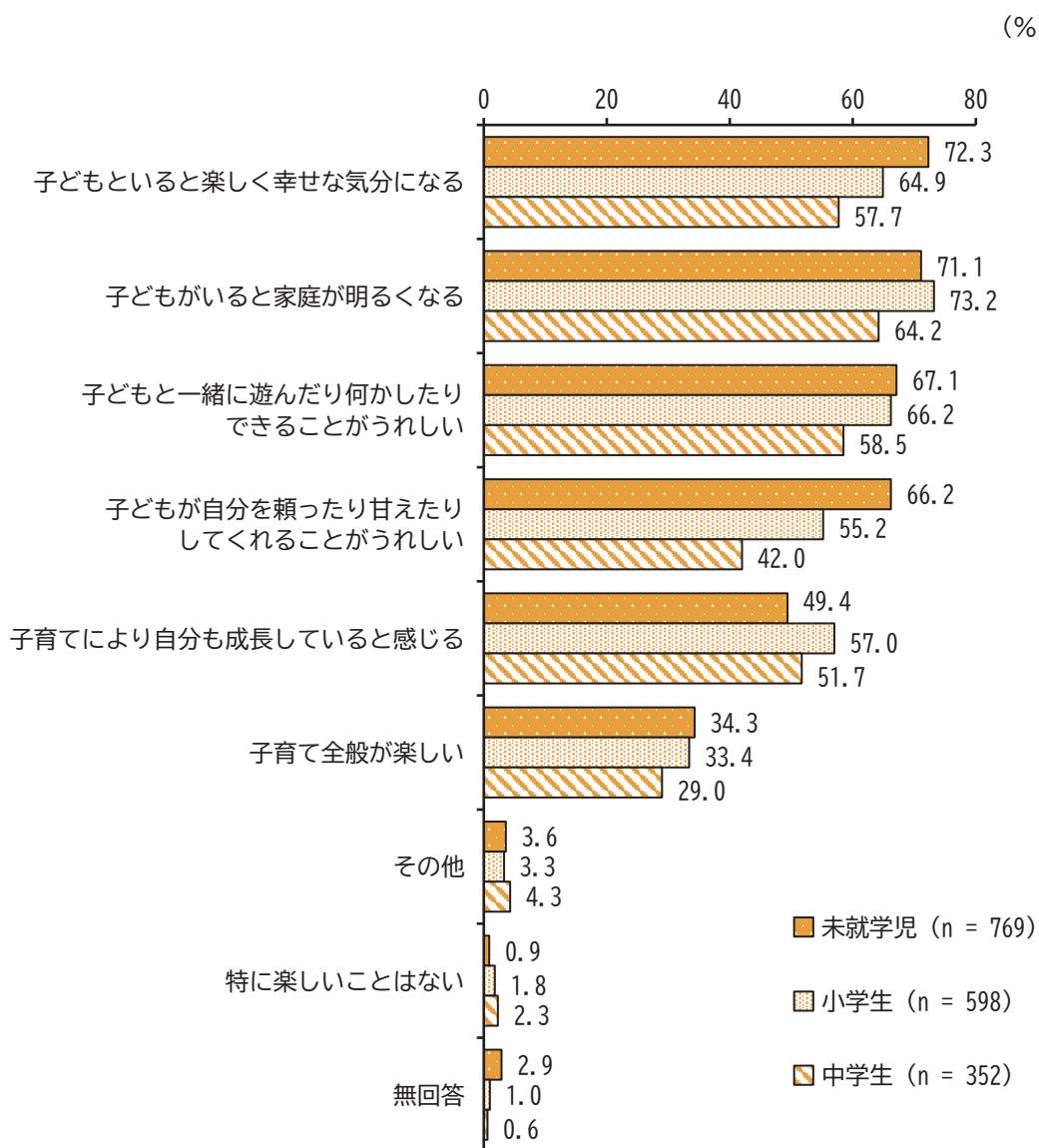
【図表】3-28 子育て環境や支援への満足度



## (2) 子育ての楽しさ 楽しいと感じる人が多い

子育てをする上で楽しいと感じるときについて、「子どもといふると楽しく幸せな気分になる」と回答したのは、未就学児の保護者が72.3%、小学生の保護者が64.9%、中学生の保護者が57.7%となっており、「子どもがいると家庭が明るくなる」は未就学児の保護者が71.1%、小学生の保護者が73.2%、中学生の保護者が64.2%となっています。

【図表】3-29 子育てをする上で楽しいと感じるとき（複数回答）



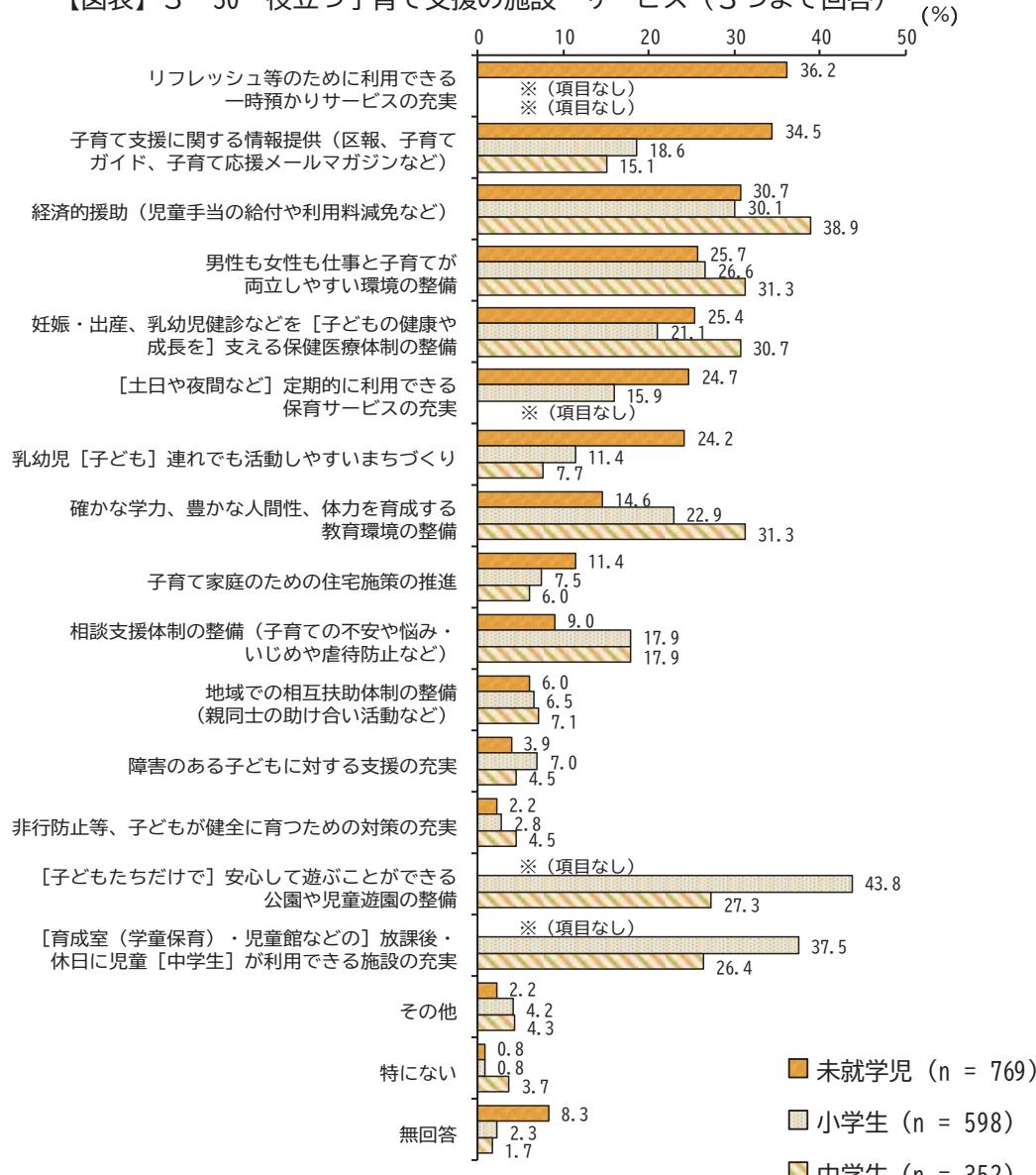
### (3) 役立つ子育て支援の施設・サービス 子どもの成長に合わせた変化

役立つ子育て支援の施設・サービスについて、未就学児の保護者では、「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」、「子育て支援に関する情報提供（区報、子育てガイド、子育て応援メールマガジンなど）」及び「経済的援助（児童手当の給付や利用料免除など）」が3割を超えています。

小学生の保護者では、「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」が43.8%と最も多く、次いで「育成室（学童保育）・児童館などの放課後・休日に児童が利用できる施設の充実」が37.5%、「経済的援助（児童手当の給付や利用料減免など）」が30.1%の順となっています。

中学生の保護者では、「経済的援助（児童手当の給付や利用料減免など）」が38.9%と最も多く、次いで「男性も女性も仕事と子育てが両立しやすい環境の整備」と「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」がともに31.3%の順となっています。

【図表】3-30 役立つ子育て支援の施設・サービス（3つまで回答）



※ 選択肢内〔 〕は、小学生、中学生で表現が異なります。

## (4) 子育てをする上での不安や悩み

### 不安や悩みを抱えている中学生保護者の増加

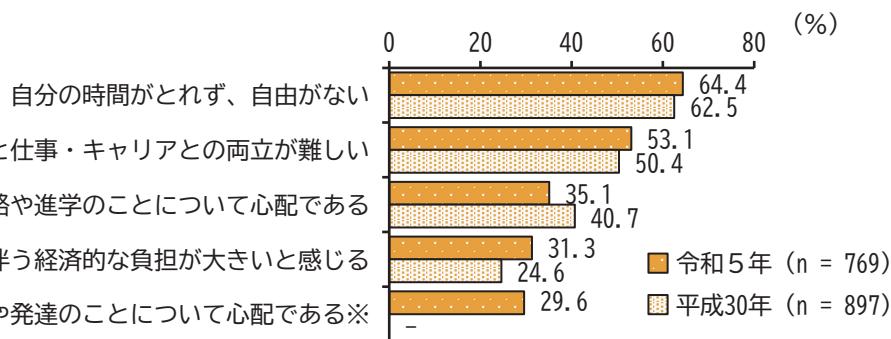
「未就学児の保護者」「小学生の保護者」「中学生の保護者」のそれぞれが抱える子育てをする上での不安や悩みの上位5項目は、以下の状況となっています。

未就学児の保護者は「自分の時間がとれず、自由がない」と「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が、小学生の保護者と中学生の保護者では「子どもの進路や進学のことについて心配である」が過半数を超えています。次いで、小学生の保護者では「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」、中学生の保護者では「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」と「子どもの学習・授業の進度のことについて心配である」となっており、子どもの成長に伴う教育や経済的不安が上位となっています。

前回調査との比較では、「子育てに伴う経済的な負担が大きい」と感じる方が全体的に増加しており、子どもの年齢が上がるほど割合も高くなっています。また、全ての区分において「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」と感じる方が増えています。全体的には、中学生の保護者において不安や悩みを抱えている方が前回調査より増えている傾向があります。

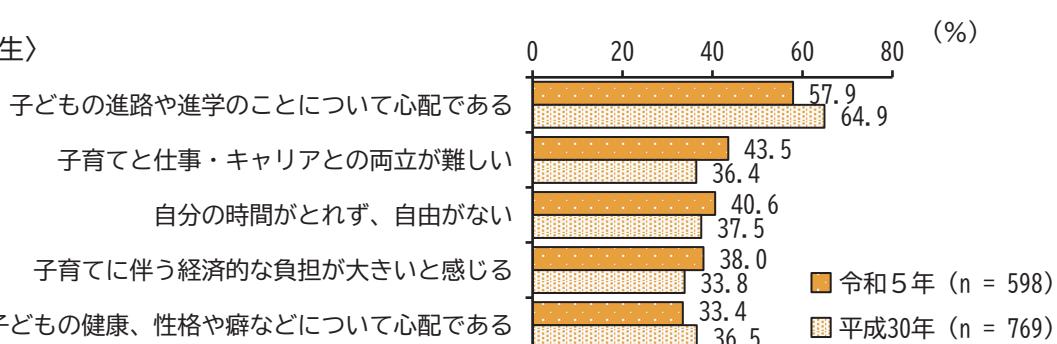
【図表】3-31 子育てをする上での不安や悩み（複数回答）

〈未就学児〉

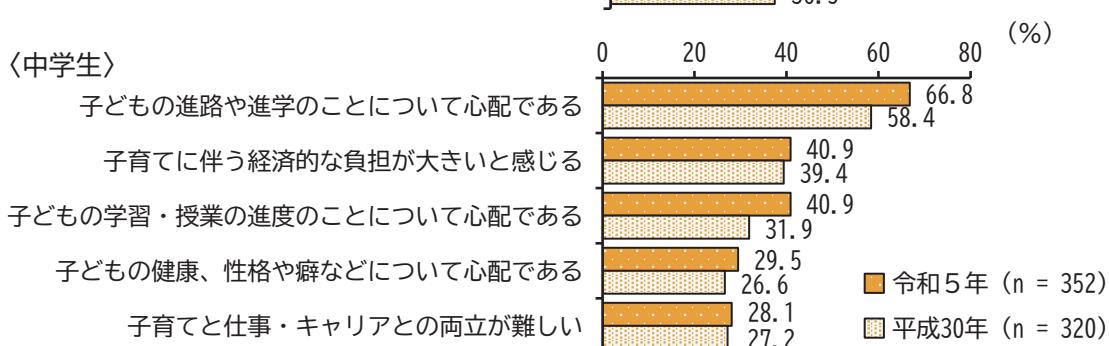


※ 今回調査で追加された項目

〈小学生〉



〈中学生〉

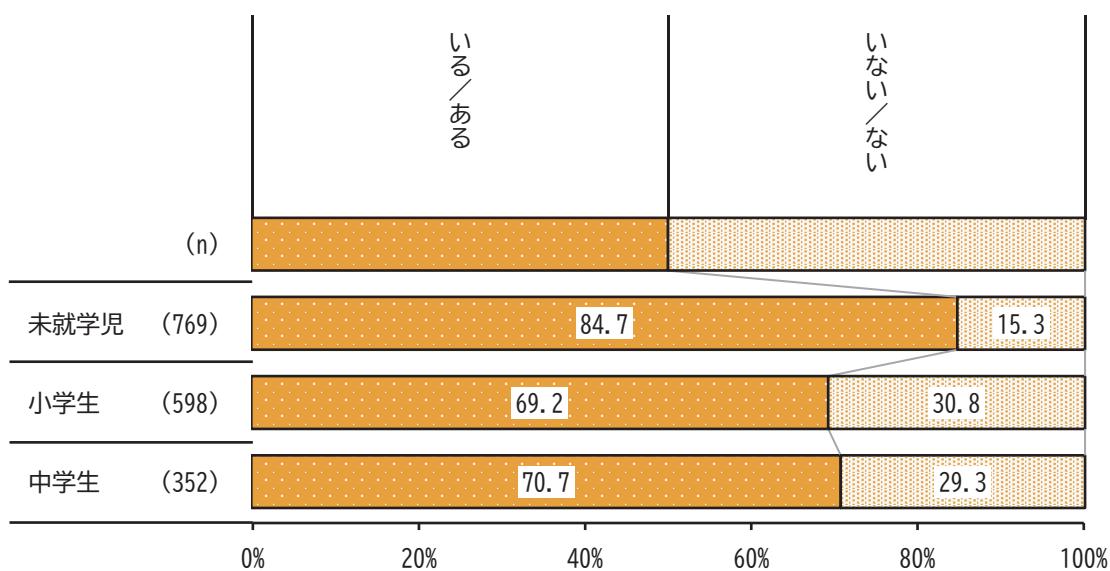


## (5) 子育て（教育を含む。）に関する相談先

配偶者・パートナーに相談が多い

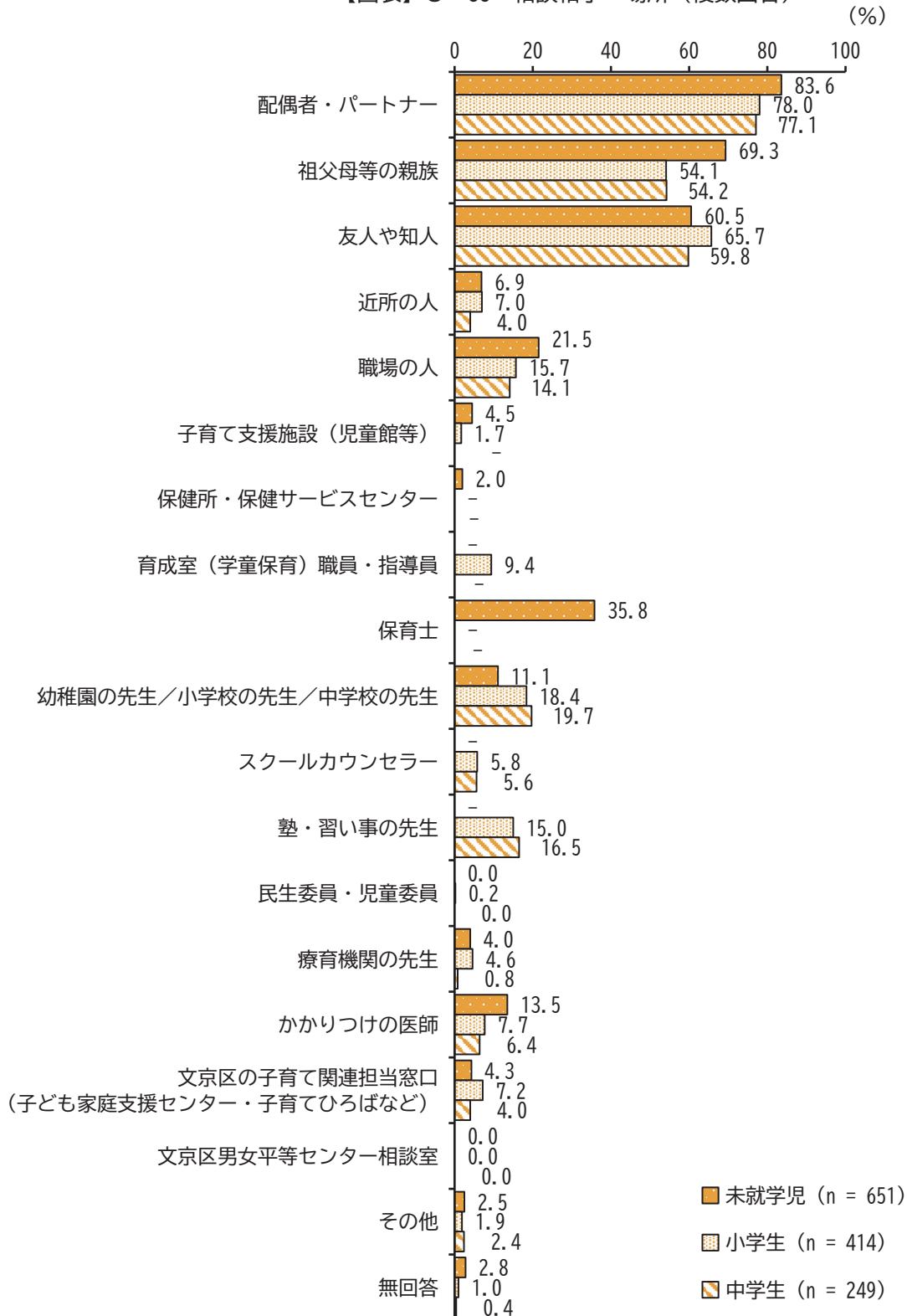
子育て（教育を含む。）に関する相談先の有無については、「いる／ある」と回答したのは、未就学児の保護者は84.7%、小学生の保護者は69.2%、中学生の保護者は70.7%となっています。

【図表】3-32 相談先の有無



子育て（教育を含む。）に関する相談先が「いる／ある」と回答した人に、相談相手・場所を尋ねたところ、未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者は「配偶者・パートナー」が、それぞれ83.6%、78.0%、77.1%と最も多く、次いで、未就学児の保護者では「祖父母等の親族」が69.3%、小学生の保護者、中学生の保護者では、「友人や知人」がそれぞれ65.7%、59.8%となっています。

【図表】3-33 相談相手・場所（複数回答）

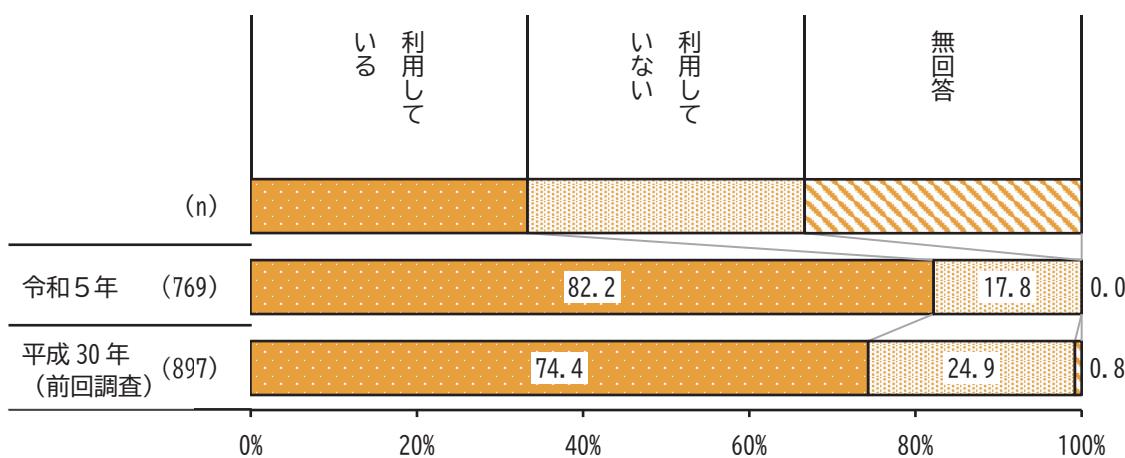


## (6) 定期的な教育・保育事業の利用状況 保育園等が大幅増

未就学児の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が82.2%、「利用していない」が17.8%となっています。

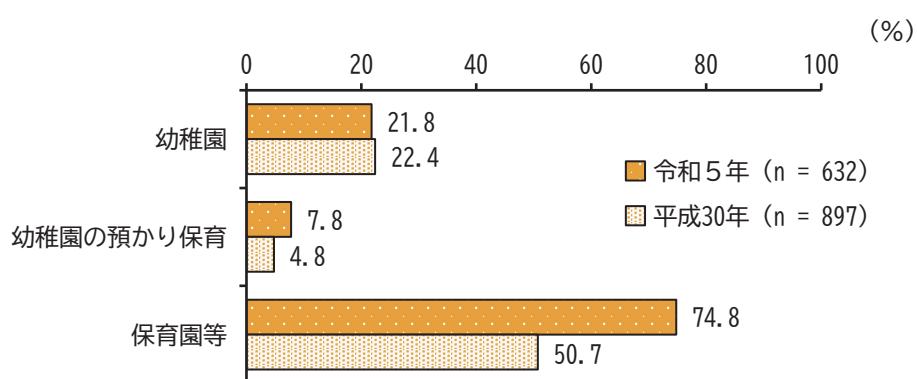
平成30年の調査結果と比較すると、「利用している」は7.8ポイント増加しており、定期的な教育・保育の環境が向上している状況がうかがえます。

【図表】3-34 定期的な教育・保育事業の利用状況



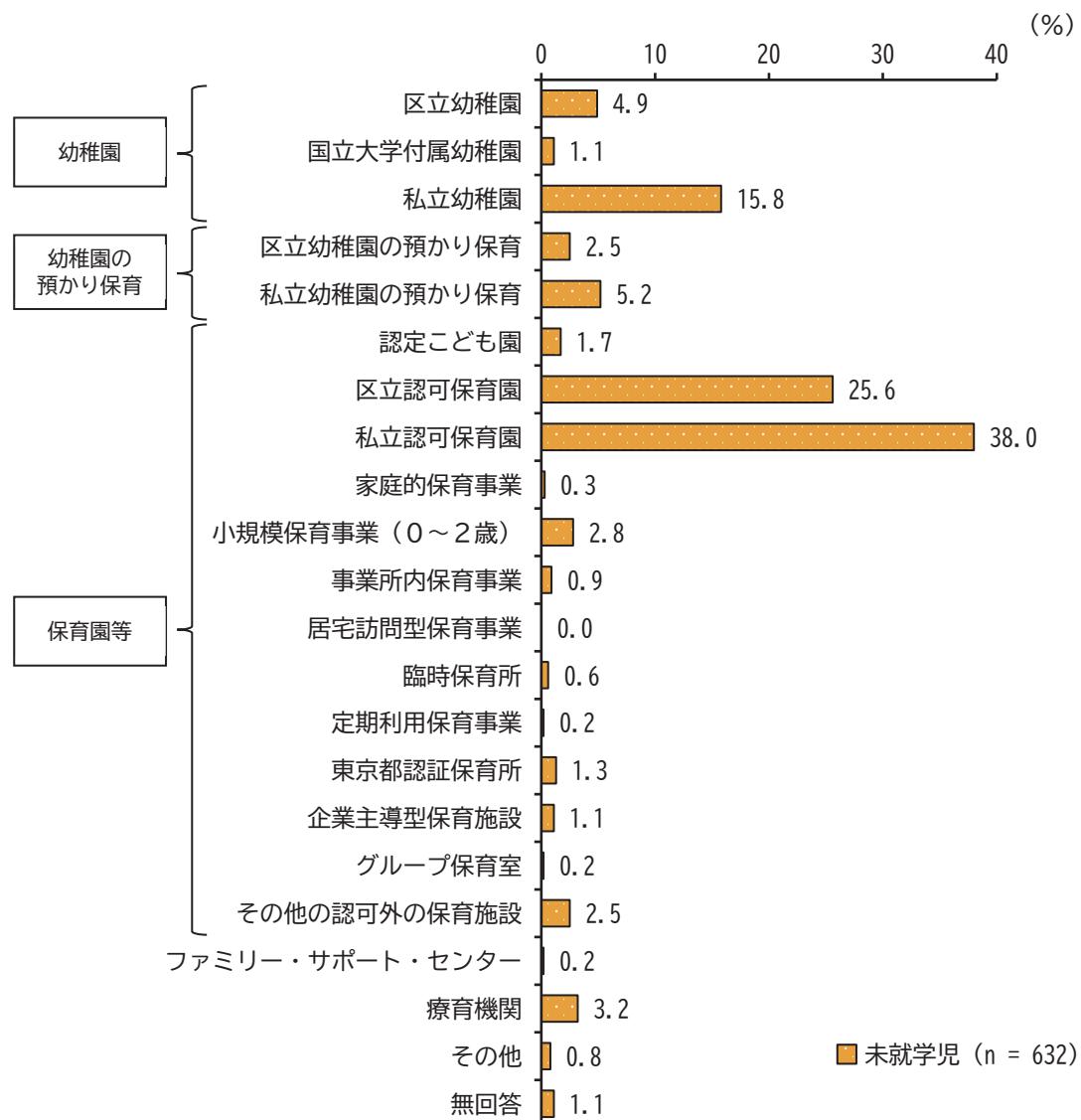
定期的に利用している教育・保育事業については、幼稚園が21.8%、幼稚園の預かり保育が7.8%、保育園等が74.8%となっています。平成30年の調査結果と比較すると、保育園等は24.1ポイントと大幅に増加しています。

【図表】3-35 定期的に利用している教育・保育事業（複数回答）



事業ごとの利用状況をみると、「私立認可保育園」が38.0%で最も多く、次いで「区立認可保育園」が25.6%、「私立幼稚園」が15.8%となっています。

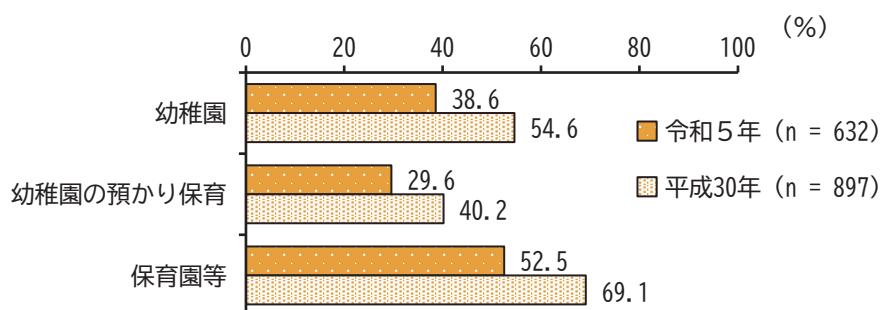
【図表】3-36 事業ごとの利用状況（複数回答）



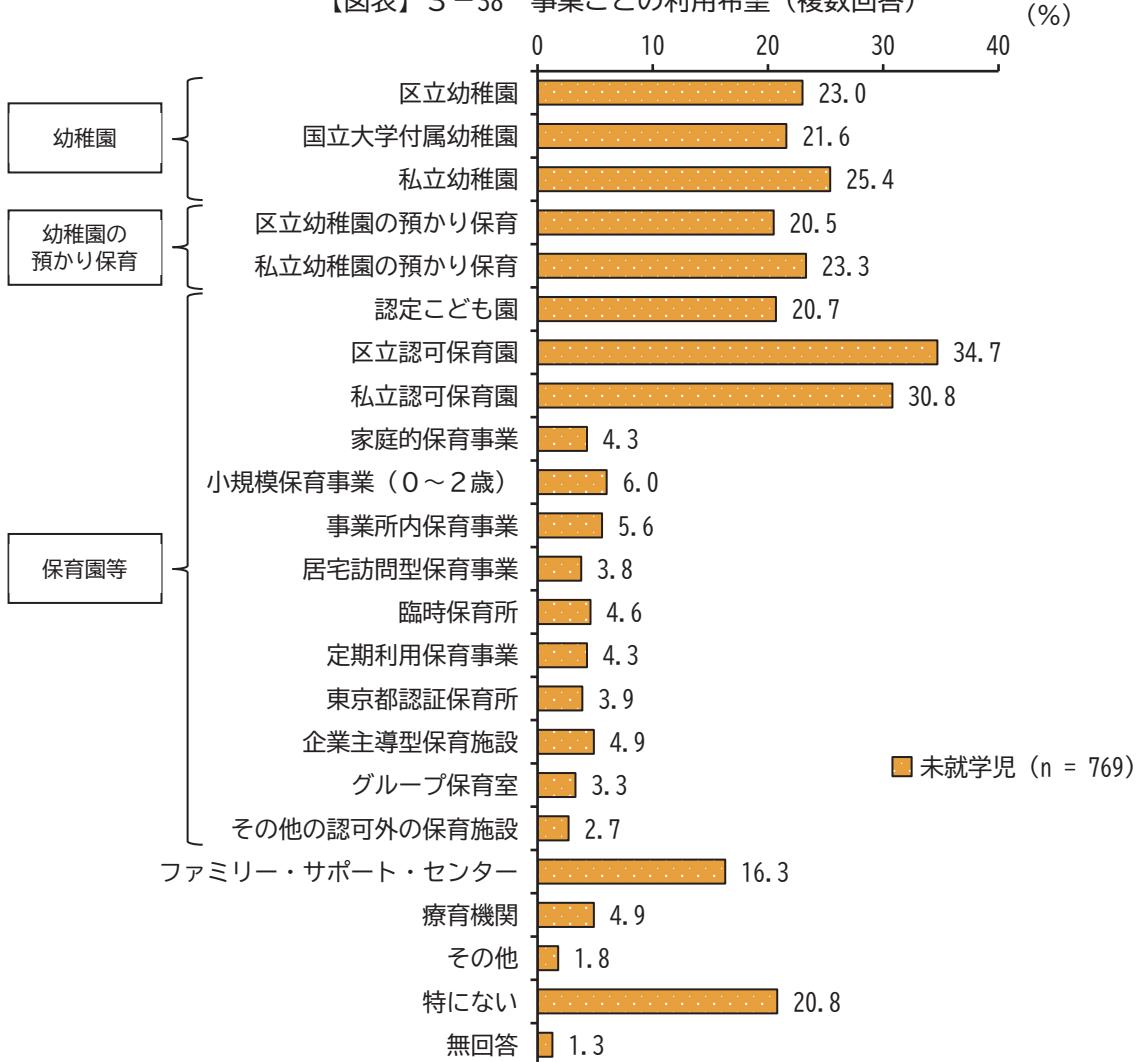
利用したい定期的な教育・保育事業については、幼稚園で38.6%、幼稚園の預かり保育で29.6%、保育園等で52.5%となっています。平成30年の調査結果と比較すると、幼稚園は16.0ポイント、幼稚園の預かり保育は10.6ポイント、保育園等は16.6ポイント減少しています。

事業ごとの利用希望をみると、「区立認可保育園」が34.7%で最も多く、「私立認可保育園」が30.8%で次いでいます。また、各事業において、利用希望が一定数あることがわかります。

【図表】3-37 利用したい定期的な教育・保育事業（複数回答）



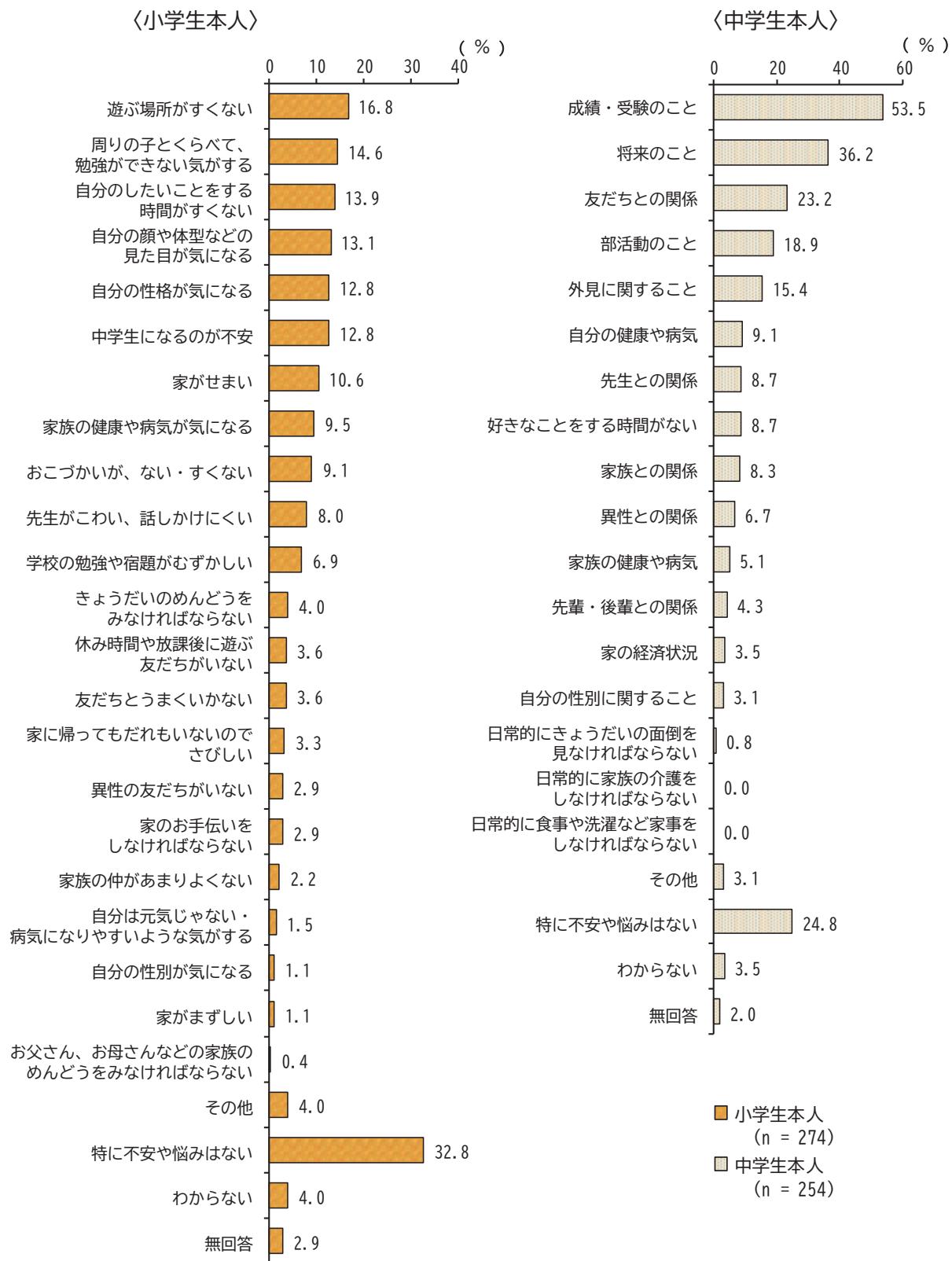
【図表】3-38 事業ごとの利用希望（複数回答）



## (7) 現在の不安・悩み 年齢とともに変化

現在の不安・悩みを尋ねたところ、小学生本人は「遊ぶ場所がすくない」が16.8%と最も多く、中学生本人は「成績・受験のこと」が53.5%と最も多くなっています。

【図表】3-39 現在の不安・悩み（複数回答）



## (8) 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所

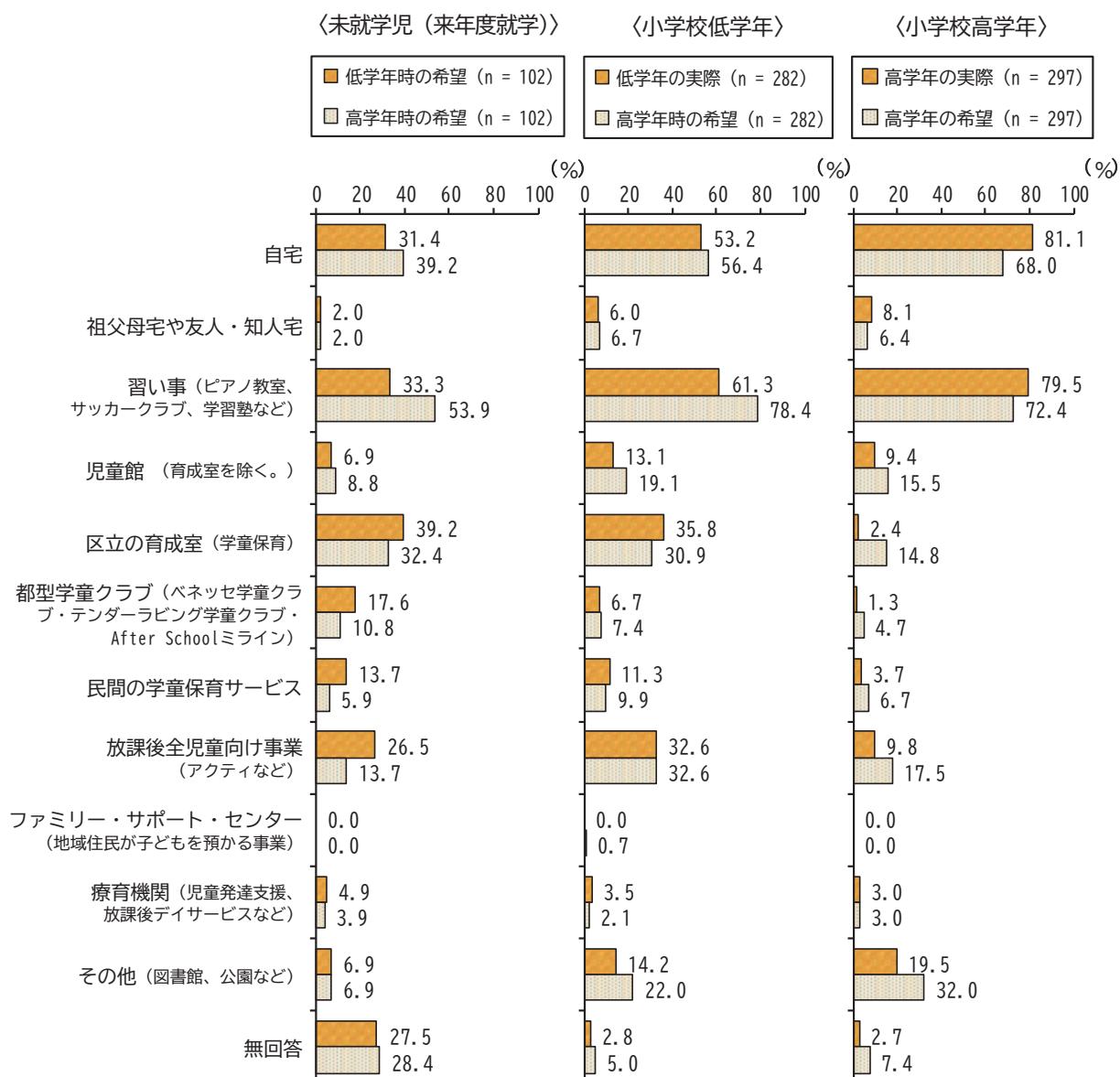
自宅と習い事が多い

小学校の放課後の過ごし方について、未就学児のうち来年度就学する児童の保護者へ将来の希望を尋ねたところ、低学年時は「区立の育成室（学童保育）」が39.2%と最も多く、高学年時では「習い事」が53.9%と最も多くなっています。

小学校低学年の保護者に低学年の実際と高学年時の希望を尋ねたところ、ともに「習い事」が最も多く、次いで低学年の実際では「自宅」が53.2%、「区立の育成室（学童保育）」が35.8%となっており、高学年時の希望では「自宅」が56.4%、「放課後全児童向け事業（アクティなど）」が32.6%となっています。

小学校高学年の保護者においては、実際は「自宅」が81.1%と最も多く、次いで「習い事」が79.5%となっており、希望は「習い事」が72.4%、「自宅」が68.0%となっています。

【図表】3-40 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所（複数回答）

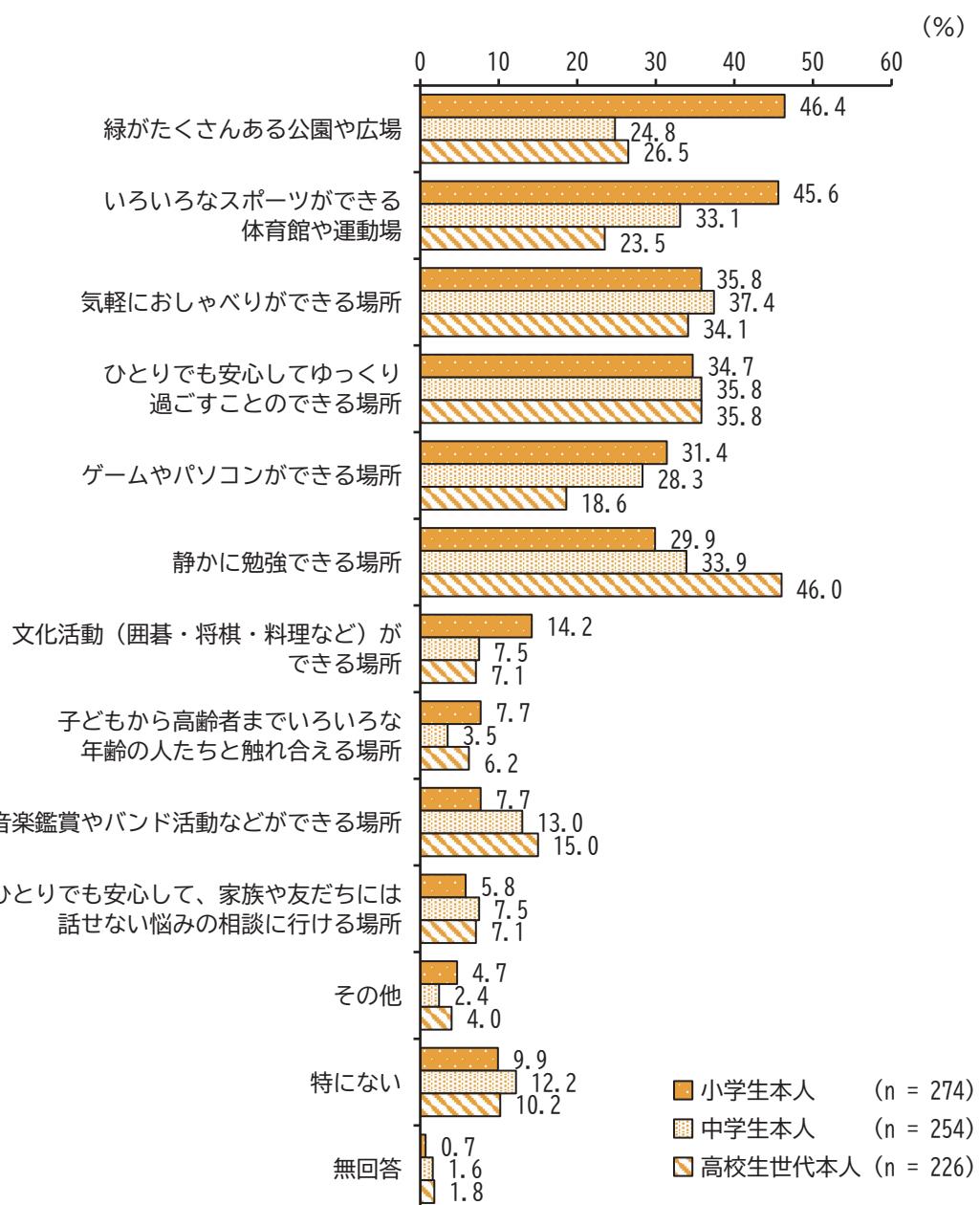


## (9) 小学生と中学生、高校生が学校と家以外で放課後に過ごす場所として望んでいるもの 年齢とともに変化

小学生本人に放課後を過ごす場所の希望について尋ねたところ、「緑がたくさんある公園や広場」が46.4%と最も多く、次いで「いろいろなスポーツができる体育館や運動場」が45.6%となっています。

中学生本人では「気軽におしゃべりできる場所」が37.4%、高校生世代本人では「静かに勉強できる場所」が46.0%で最も多く、次いで「ひとりでも安心してゆっくり過ごすことのできる場所」がそれぞれ35.8%となっています。

【図表】3-41 小学生本人・中学生本人・高校生本人が学校と家以外で放課後に過ごす場所としてあればいいと思うもの（複数回答）

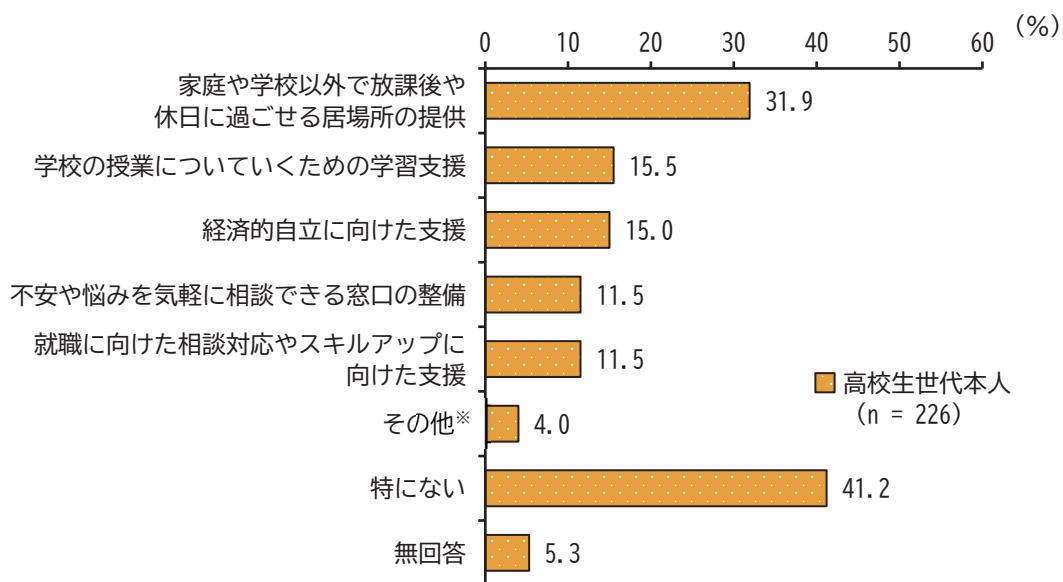


## (10) 高校生が充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)として望んでいるもの

望む支援は様々

高校生世代本人に充実した生活を送れるようになるために必要な取組（支援）について尋ねたところ、「特にない」が4割を超えており、「家庭や学校以外で放課後や休日に過ごせる居場所の提供」が3割を超えており、「学校の授業についていくための学習支援」や「経済的自立に向けた支援」も1割半ばとなっています。

【図表】3-42 充実した生活を送れるようになるために必要な取組（支援）  
高校生本人（複数回答）



\* その他：学習スペースの整備など

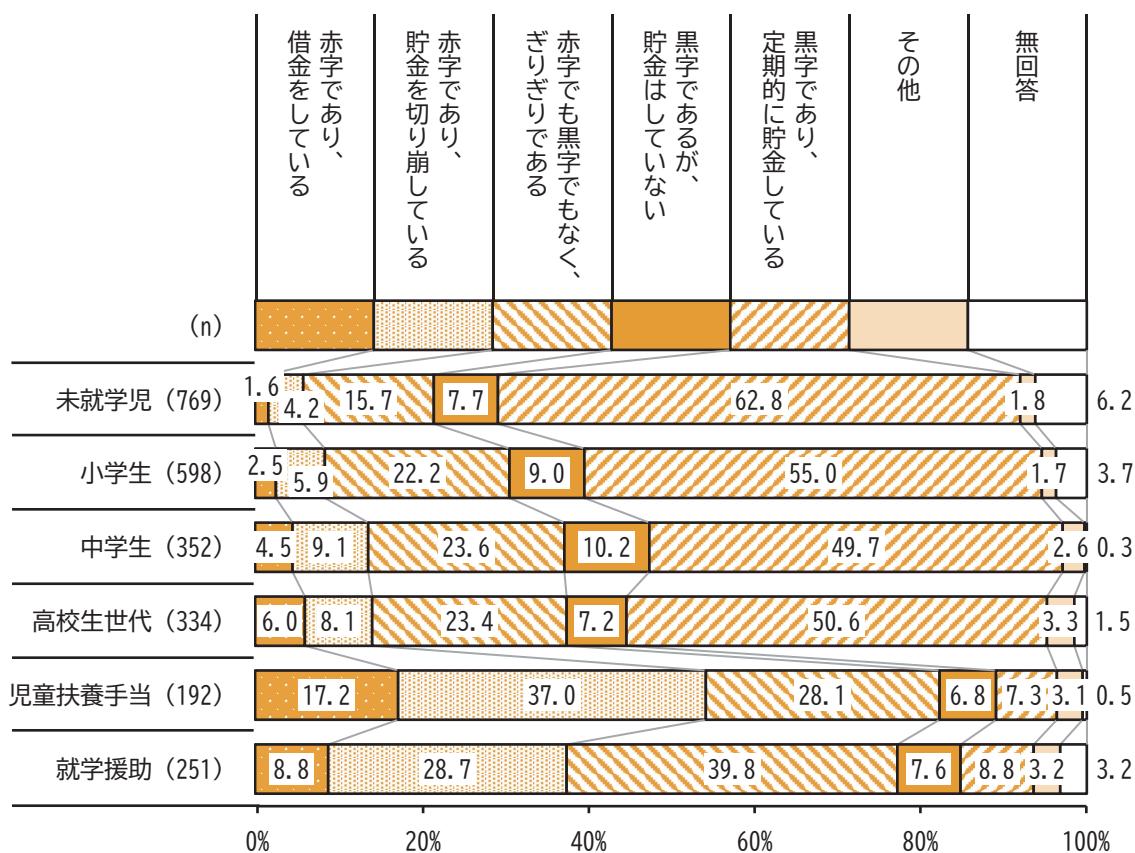
## (11) 家庭の家計状況 支援を望む人たちの存在

家計の状況を尋ねたところ、未就学児、小学生、中学生及び高校生世代の保護者は、「黒字であり、定期的に貯金している」が約50%から約60%と最も多く、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が次いでいます。

児童扶養手当受給保護者は、「赤字であり、貯金を切り崩している」が37.0%と最も多く、次いで「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が28.1%、「赤字であり、借金をしている」が17.2%となっています。

就学援助受給世帯保護者は、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が39.8%と最も多く、次いで「赤字であり、貯金を切り崩している」が28.7%、「赤字であり、借金をしている」と「黒字であり、定期的に貯金している」が8.8%となっています。

【図表】3-43 家庭の家計状況





## 第4章

主要項目及びその方向性



地域福祉保健計画の基本理念・基本目標（第2章参照）に基づき、子育て支援施策を推進するため、全体的に関わる4つの「基本的な視点」と本計画期間（令和7年度～令和11年度）における、5つの「主要項目とその方向性」を次のとおり掲げ、取組を進めていきます。

### 【基本的な視点】

#### 1 子どもの権利の保障と意見表明機会の確保

子どもをひとりの人間として尊重し、その権利を保障するとともに、子どもの最善の利益を守ります。また、子どもが自由に自分の意見を表明するとともに、社会的活動に参加する機会の確保を図ります。

#### 2 重層的支援体制整備事業の推進

社会情勢の変化に伴う複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、高齢、介護、障害、子ども、生活困窮等の分野横断的な多機関が連携した重層的なセーフティネットの構築を目指します。また、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を推進します。

#### 3 持続可能で豊かな地域社会の構築

子どもが、将来にわたり、身体的・精神的・社会的に良好な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現は、未来を担う人材を社会全体で育み、地域社会の持続可能性を高めることにつながります。子どもが、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができ、また、子どもを産み育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の構築を目指します。

#### 4 行政手続のデジタル化とDX<sup>10</sup>化の推進

子育ての手続に係る負担軽減や利便性の更なる向上を図るために、オンライン申請やキャッシュレス決済等の行政手続のデジタル化を推進します。また、最新技術を活用し、人や情報をつなぐことで、新たな行政サービスの創出を目指します。

<sup>10</sup> DX 「デジタルトランスフォーメーション」の略称。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

## 1 親子の健やかな成長の支援

### ● 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

家庭にとって、妊娠・出産・子育て期は、身体的、精神的、社会的に大きな変化があり、負担がかかる時期であることから、将来の妊娠のための健康管理、心身の回復、子育てへの不安や新たな家族環境への適応など、心のケアを含めた産前・産後ケアの充実を図り、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目ない支援を継続していきます。

### ● 親子の健康の維持・増進

子どもの成長に応じた検診や、感染症への対策を含む健康について正しい知識を持ち、親子が共に健やかに成長できる取組等を実施するとともに、運動やスポーツに親しむ機会を提供し、親子の健康の維持・増進を図ります。

### ● 情報発信の最適化

妊娠・出産・子育てに関する正確な情報や各種の子育てサービス等が、必要としている人に十分周知され、利用につながるよう、多種多様な媒体を活用し、幅広く情報発信を行います。

## 2 多様な子育て支援サービスの提供

### ● 幼児期における教育・保育の充実

子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中、各家庭がより良い子育てを選択し、子どもたちが安心して成長できるよう、多様化するニーズを的確に把握し、自宅等での預かりや育児支援、地域の社会資源としての保育施設の活用を含め、安定的な子育て支援サービスを提供します。

また、全ての教育・保育施設において、安全で質の高い教育及び保育を提供できる体制を整備するとともに、保育を必要とする家庭の子どもが保育の必要な年齢で入園できる環境づくりを進めます。

### ● 放課後の居場所づくり

子どもが放課後に安心して過ごせるよう、育成室の待機児童数の増加等を踏まえて策定した「育成室待機児童解消加速化プラン」のもと、育成室の整備をはじめ、都型学童クラブの誘致や放課後全児童向け事業の充実等を進め、待機児童の解消及び定員の適正化を図るとともに、学童保育の質の向上を促進します。

## || 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

---

### ● 子どもの学び・経験の機会充実

次世代を担う子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、タブレット端末をはじめとしたICT等を活用し、情報活用能力を含む学びの質の向上を図るとともに、学校施設等の計画的な改築・改修等を進め、施設面の整備を図ることで、良好な学びの環境を確保します。

また、幼児・児童・生徒が社会や自然と直接関わる経験の機会の充実を図り、子どもの社会性や生命を尊重する心、自他を大切にする心などの豊かな人間性を育みます。

### ● 青少年の健全育成と自主的な活動の支援

青少年が、地域の大人や子どもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験等を通して、社会性や自主性を身に付け、自立した大人へ成長できる環境を整備します。

また、青少年プラザ（b-lab）の利用促進を図るとともに、青少年の活動・交流の場を拡充することで、青少年の自主的な活動を支援します。

## 4 全ての子育て家庭を支える体制の充実

### ● 組織横断的な連携体制

子育て家庭が抱える幅広い悩みに対応し、より早い段階から適切な支援へつなげられるよう、子どもと家庭に対する包括的な支援及び関係機関との組織横断的な連携体制を確立します。

### ● 児童虐待防止支援体制の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えることから、育児不安や児童虐待のリスクを早期に発見し予防に努めるとともに、関係機関と新たに設置する区児童相談所が共に連携しながら、適切な対応ができる体制づくりを進めます。

児童虐待の予防や早期発見については、子ども家庭支援センターや保健サービスセンター、教育センター・保育園、幼稚園、学校など、子育て、福祉、保健、教育分野の様々な関係機関が連携を深めながら対応していきます。

区児童相談所は、児童虐待ケースの初動の段階から関わり、迅速で専門的なアプローチをケースに応じて展開するなど、児童虐待の予防からハイリスクケース対応、再発防止までの、一貫した、きめの細かな相談支援体制を関係機関と共に確立していきます。

### ● 悩み・困難を抱える子どもへの支援

日常生活や学校生活において、悩みや困難を抱える子どもに対し、関係機関の連携を強化し、組織横断的に情報共有を図り、一人ひとりの状況に応じた最適な支援を行います。

### ● 子どもの貧困対策

子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持つためには、子どもの貧困の解消が重要であることから、関係部署間の連携を強化し、教育支援・生活支援・経済的支援等を推進します。

### ● 全世帯に向けた経済的な負担の軽減

全ての子育て世帯に対して、ライフステージを通じた子育てに係る経済的な負担軽減の充実を図り、次世代を担う子どもの育ちを支援します。

## || 5 子育てしやすいまちづくりの推進

---

### ● 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

子育て家庭が社会から孤立せず、安心して子育てできるよう、身近な場所で地域とつながる機会の充実を図り、子どもや親子が集える居場所、多世代交流の場を確保します。

また、家族で過ごす時間の確保や家庭生活と職業生活の両立を図るため、男女平等参画の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を進め、地域社会全体で子どもを育む体制を構築します。

### ● 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

子育て家庭が地域において、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、道路や公園等の整備に当たっては、事故や事件の防止に配慮した環境づくりを進めます。

子育て家庭が利用する施設において、防災力や防犯力を高める取組を進め、子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、だれもが暮らしやすいまちの環境を整備します。

また、オンライン上での危険から子どもを守るため、インターネット利用のルール等に関する啓発活動や発達段階に応じた情報モラル教育を学校等と連携して引き続き取り組みます。

## 第5章

# 計画の体系・計画事業

## 【凡例】

### 1 計画の体系

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
  - 地…地域福祉保健の推進計画
  - 障…障害者・児計画
  - 保…保健医療計画
- 他の分野別計画と重複掲載している事業については、事業番号の整合性を図るため、一部内容が変更されているものがあります。
- 子ども・子育て支援法第60条に規定する国の定める基本指針（平成26年内閣府告示第159号）において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業（子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業）については、計画事業名の後に「◆」を表示しています。
- 社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

### 2 計画事業

- 他の分野別計画で年度ごとの数値目標を掲げ進行管理を行う事業については、令和6年度時点では、当該計画が令和8年度までの計画となるため、本計画においても令和8年度までの数値目標のみ記載している場合があります。

## 1 計画の体系

第4章で掲げた5つの主要項目を体系の大項目としています。

### 大項目 1 親子の健やかな成長の支援

小項目	計画事業	
1 妊娠・出産・子育てへの切れ目がない支援	1 文京区版ネウボラ事業	
	2 産前産後ケア事業	保 1-7-7
	3 ぶんきょうハッピーベイビー応援事業	保 1-7-1
	4 母親学級・両親学級	保 1-7-6
	5 不妊治療に係る支援	保 1-7-2
	6 乳児家庭全戸訪問事業 ◆	保 1-7-9
	7 バースデーサポート事業	保 1-7-13
	8 乳幼児家庭支援保健事業	保 1-7-15
	9 多胎児家庭支援事業	保 1-7-14
	10 平日準夜間小児初期救急診療事業	
2 親子の健康の維持・増進	1 妊婦健康診査	
	2 乳幼児健康診査	保 1-7-10
	3 発達健康診査	保 1-7-11
	4 乳幼児期の歯と口腔の健康づくり	保 1-5-1
	5 障害者歯科診療事業	保 1-5-6
	6 妊産婦の栄養・食生活支援	保 1-2-1
	7 乳幼児の栄養・食生活支援	保 1-2-2
	8 子ども野菜塾	
	9 和食の日推進事業	
	10 屋外スポーツ施設での「まるごと子育て応援事業」	
	11 障害児スポーツ事業	
	12 スポ・レク広場	
	13 スポーツ振興イベント「Bunkyo Sports Park」の開催	
3 情報発信の最適化	1 情報誌「子育てガイド」の作成	
	2 子育て施策PRイベント「文京区子育てフェスティバル」の開催	
	3 子育て応援メールマガジンの配信	
	4 子育て世帯向けコールセンターの設置	
	5 予防接種モバイルサービス「子育て応援ワクチンナビ」の運営	

## 大項目 2 多様な子育て支援サービスの提供

小項目	計画事業	
1 幼児期における教育・保育の充実	1 区立保育園の運営	
	2 認可保育園要配慮児保育	
	3 保育園延長保育 ◆	
	4 区立保育園年末保育	
	5 私立認可保育所等の質の向上	
	6 保育士等キャリアアップ事業	
	7 福祉サービス第三者評価制度の活用	
	8 認証保育所の運営補助	
	9 私立保育園運営補助	
	10 区立お茶の水女子大学こども園の運営	
	11 区立幼稚園の認定こども園化 ◆	
	12 区立幼稚園等特別保育	障 4-3-7
	13 区立幼稚園等の預かり保育 ◆	
	14 幼稚園型認定こども園延長保育 ◆	
	15 幼稚園型認定こども園年末保育	
	16 私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助	
	17 私立幼稚園運営事業補助	
	18 文京区版幼児教育・保育カリキュラム	
	19 未就園児の定期的な預かり事業	
	20 一時保育（キッズルーム） ◆	
	21 区立保育園における緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ◆	
	22 幼稚園型認定こども園における緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ◆	
	23 病児・病後児保育 ◆	
	24 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ◆	
	25 ベビーシッター等による子育て支援事業	
	26 障害者・児の短期入所（ショートステイ）	障 1-1-8
	27 障害者・児の日中短期入所事業	障 1-1-14
	28 心身障害者（児）短期保護事業	障 1-1-16
	29 医療的ケア児在宅レスパイト事業	障 4-2-8
	30 障害者・児の緊急一時介護委託費助成	障 1-1-15
2 放課後の居場所づくり	1 育成室の整備及び運営 ◆	
	2 育成室の障害児保育 ◆	障 4-3-13
	3 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備 ◆	
	4 放課後全児童向け事業	
	5 児童館の整備及び運営	

### 大項目 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

小項目	計画事業	
1 子どもの学び・経験の機会充実	1 生きる力実現・学校力パワーアップ事業	
	2 いのちと心の教育の推進	
	3 「話す力」向上プログラム事業	
	4 英語力向上推進事業	
	5 いじめ問題対策事業	
	6 健康・体力増進事業	
	7 小・中学校等でのスポーツ交流事業	
	8 文京ふるさと学習プロジェクトの推進	
	9 ホームステイ生徒交換事業	
	10 中学生職場体験	
	11 中学校部活動支援	
	12 特別支援教育の充実	障 4-3-12
	13 バリアフリーパートナー事業	
	14 学校施設等の計画的な改築・改修等	
	15 「Society5.0 の教室」プロジェクト	
	16 教育情報ネットワーク環境整備	
	17 学校運営連絡協議会・コミュニティスクール	
2 青少年の健全育成と 自主的な活動の支援	1 中高生の居場所の確保（文京区青少年プラザ（b-lab））	
	2 文京区青少年育成プラン等の推進	
	3 青少年の社会参加推進事業補助	
	4 青少年健全育成会への支援・連携	
	5 ボランティア活動への支援	地 1-2-2
	6 非行防止・更生保護の推進	
	7 環境浄化推進運動	

## 大項目 4 全ての子育て家庭を支える体制の充実

小項目	計画事業	
1 組織横断的な連携体制	1 児童を対象とした相談窓口の運営	
	2 子ども家庭支援センター事業	
	3 子ども養育専門法律相談事業・養育費確保支援事業	
	4 保育園等への巡回相談	
	5 保育園子育て相談	
	6 幼稚園等子育て相談	
	7 障害児相談支援	障 4-2-7
	8 医療的ケア児支援体制の構築	障 4-2-3
	9 医療的ケア児支援コーディネーターの配置	障 4-2-4
	10 就学前相談体制の充実	障 4-3-8
	11 総合相談室の充実	障 4-1-3
	12 不登校への対応力強化	
	13 文京区版ひきこもり総合対策	地 2-1-4
	14 民生委員・児童委員による相談援助活動	地 1-2-6
	15 包括的相談支援事業 ★	地 2-1-1
	16 多機関協働事業 ★	地 2-1-2
	17 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★	地 2-1-3
	18 (仮) 児童相談所が関わる子どもの意見表明等支援事業	
2 児童虐待防止支援体制の充実	1 児童虐待防止ネットワークの充実 ◆	
	2 児童虐待防止対策事業 ◆	
	3 家庭支援ヘルパー事業 ◆	
	4 区児童相談所の専門的アプローチを含めた児童相談体制の構築と一時保護所の適切な運営	
	5 社会的擁護の推進	
3 悩み・困難を抱える子どもへの支援	1 児童発達支援	障 4-3-1
	2 児童発達支援センターの運営	障 4-2-1
	3 文京版スタートイング・ストロング・プロジェクト	障 4-4-9
	4 専門家アウトリーチ型支援	障 4-2-6
	5 居宅訪問型児童発達支援	障 4-3-3
	6 放課後等デイサービス	障 4-3-15
	7 保育所等訪問支援	障 4-3-4
	8 障害児通所支援事業所の整備	障 4-3-11
	9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討	障 4-2-9
	10 医療的ケア児支援ルーム事業	
	11 文京総合福祉センターにおける医療的ケア児の受入れ	
	12 ヤングケアラー支援推進事業	地 2-1-5
	13 日本語指導協力員派遣事業	

小項目	計画事業	
4 子どもの貧困対策	1 子ども宅食プロジェクト事業	
	2 福祉手当の支給	障 1-7-1
	3 特別児童扶養手当の支給	
	4 児童育成手当（障害手当）の支給	
	5 児童扶養手当の支給	
	6 児童育成手当（育成手当）の支給	
	7 ひとり親家庭等医療費助成	
	8 子育て支援事業利用料等助成制度	
	9 入院助産	
	10 母子・父子自立支援員	
	11 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	
	12 母子及び父子福祉資金	
	13 母子生活支援施設	
	14 母子・女性緊急一時保護事業	
	15 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援	地2-2-1
	16 就学援助	
	17 塾代等助成事業	
	18 獎学資金給付金制度	
	19 入学支度資金融資あっせん	
5 全世帯に向けた経済的な負担の軽減	1 児童手当の支給	
	2 子ども医療費助成	
	3 認可外保育施設保育料助成	
	4 私立幼稚園等保護者負担軽減	
	5 保育所等利用多子世帯負担軽減事業	
	6 子どもインフルエンザワクチン任意予防接種費用助成制度	
	7 おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成制度	
	8 男子HPVワクチン任意接種費用助成制度	
	9 学校給食費支援事業	

## 大項目 5 子育てしやすいまちづくりの推進

小項目	計画事業
1 地域社会全体で子どもを育む体制の構築	1 地域団体による地域子育て支援拠点事業 ◆★
	2 子育てひろば事業 ◆★
	3 文京区子育てサポーター認定制度
	4 ファミリー・サポート・センター事業 ◆
	5 地域の支え合い体制づくり推進事業 地 1-1-9
	6 子ども食堂支援事業
	7 児童館の乳幼児プログラム
	8 児童館の幼児クラブ
	9 保健サービスセンターの子育てグループ等支援
	10 区立保育園の子育てステーション
	11 区立幼稚園等施設開放
	12 家庭教育支援の推進
	13 ブックスタート事業
	14 子ども向け文化・学習事業の充実
	15 アカデミア講座等での保育室設置
	16 親子スポーツ教室
	17 小中学生スポーツ教室
	18 【文京 eco カレッジ】親子環境教室
	19 親子生きもの調査
	20 環境教育の推進
	21 消費生活出前講座（子ども向け）
	22 消費生活研修会（幼児向け・子ども向け）
	23 家庭のふれあいの推進
	24 労働者及び事業主への広報・啓発活動
	25 男女平等参画推進事業
	26 障害及び障害者・児に対する理解の促進 障 5-2-1
	27 地域学校協働本部事業
	28 P T A活動との連携強化、活動支援
	29 小地域福祉活動の推進★ 地 1-1-2
	30 参加支援事業 ★ 地 1-2-1
	31 地域づくり事業 ★ 地 1-1-1
2 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	1 妊産婦・乳児救護所の体制整備
	2 防災教室・防災訓練の実施
	3 子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備
	4 安全・安心なまちづくり
	5 安全・安心な学校づくり
	6 安全・安心で快適な公園等の整備 地 3-1-5

小項目	計画事業	
7	文京区バリアフリー基本構想の推進	地 3-1-2
8	共同住宅等のバリアフリーの推進	
9	バリアフリーの道づくり	地 3-1-1
10	コミュニティ道路整備	
11	犯罪の被害防止対策の推進	
12	交通安全教育の実施	
13	コミュニティバスの運行	
14	居住支援の推進	地 2-1-11

## 2 計画事業

### (1) 親子の健やかな成長の支援

#### 1-1 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

##### 1-1-1 文京区版ネウボラ事業

事業概要	<p>保健師等専門職がすべての妊婦にネウボラ面接を行い、妊娠中の不安の軽減を図ります。なお、面接時には、育児用品パッケージの提供のほか、妊婦のための支援給付を行い、全数面接の実効性を保持します。</p> <p>また、保健師や助産師が母子保健コーディネーターとして、産前産後を通じ、母子や家庭の健康・育児相談を行うネウボラ相談を実施します。</p> <p>さらに、体調不良や育児疲れのある4か月未満の母子には、宿泊型ショートステイなどの母子保健事業を実施します。</p>					
担当	保健サービスセンター、健康推進課					
5年間の 計画事業量	出産前後の個別の不安や悩みの軽減を図るとともに、個々の子育て家庭のニーズに応じた支援を行うことで、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援を継続していきます。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○				

##### 1-1-2 産前産後ケア事業

事業概要	<p>妊娠中や出産直後の母子に対し、心身ケアや育児のサポート等きめ細かい支援や妊娠時あるいは出産後早期にかかりつけ医が確保できるよう（ペリネイタルビギット）情報提供や医療機関等と連携することで、産後も安心して子育てができる包括的な支援を行います。</p>					
担当	保健サービスセンター、健康推進課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○				

### 1－1－3 ぶんきょうハッピーベイビー応援事業

事業概要	子どもを望むすべての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、ぶんきょうハッピーベイビー応援事業を実施します。妊娠・出産等に関する啓発冊子の配布、出産を控えた夫婦や子育て世代を対象とした講座・講演会等を行います。					
担当	健康推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○					

### 1－1－4 母親学級・両親学級

事業概要	初めて子どもが生まれる妊婦及びパートナー等を対象に、出産・育児について学ぶ機会を提供するとともに、親となる準備を支援し、仲間づくりを促進します。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○					

### 1－1－5 不妊治療に係る支援

事業概要	子どもを持つことを希望し、不妊治療を行う区民を支援するため、不妊治療費（先進医療）助成、男性不妊検査費助成などを行い、また、不妊に関する相談事業を実施します。					
担当	健康推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○					

### 1－1－6 乳児家庭全戸訪問事業 ◆

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、保健師による相談を継続し、関係機関と連携して適切な支援を行います。					
担当	保健サービスセンター					
5年間の 計画事業量	家庭を訪問し育児に必要な事項について指導・助言をすることで、子育て困難感を抱える家庭への支援を行います。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○				

### 1－1－7 バースデーサポート事業

事業概要	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環であるバースデーサポート事業として、1歳を迎える子どもを育てる家庭の子育てを応援するため、アンケートの回答者に対して育児パッケージと、とうきょう子育て応援ブックなどを配付します。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○				

### 1－1－8 乳幼児家庭支援保健事業

事業概要	乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査における虐待予防スクリーニングの実施により、子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行い、虐待を予防します。					
担当	保健サービスセンター					
5年間の 計画事業量	支援が必要な養育者に対し個別相談やグループ支援を継続的に行うことや、講演会等で広く乳幼児の発達や育児に関する知識を啓発し、養育者の不安や心配の解消を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

### 1－1－9 多胎児家庭支援事業

事業概要	東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の一環である多胎児家庭支援事業として、3歳未満の多胎児がいる世帯に対し、乳幼児健康診査等の母子保健事業等を利用する際にタクシー移動に使用できる商品券を配付します。また、多胎児の保護者や多胎児を妊娠中の方を対象に、講演会の開催や地域での仲間づくり、情報交換・交流会を目的とした支援活動を行っています。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○				

### 1－1－10 平日準夜間小児初期救急診療事業

事業概要	地域における小児医療体制の充実を図るため、平日準夜間（午後8時～午後11時）の小児初期救急診療事業として、都立大塚病院に豊島区と共同で「豊島文京（平日準夜間）こども救急」を設置します。					
担当	健康推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○※	

※対象は15歳以下の中学生まで

## 1-2 親子の健康の維持・増進

### 1-2-1 妊婦健康診査

事業概要	妊娠届提出時に健康診査受診票を配付し、委託する都内医療機関で一般健診（14回）と超音波検査（4回）、子宮頸がん検診（1回）の助成を行います。里帰り出産等都外施設や助産院で受診した場合には、償還払いにより助成します。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○					

### 1-2-2 乳幼児健康診査

事業概要	4か月から3歳までの乳幼児を対象に発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し適切な治療や療育につなげます。また、子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携し支援します。					
担当	保健サービスセンター					
5年間の計画事業量	健康診査の実施により、疾病を早期に発見し適切な治療や療育につなげることができるため、引き続き高い受診率を維持します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

### 1-2-3 発達健康診査

事業概要	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、子どもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

### 1－2－4 乳幼児期の歯と口腔の健康づくり

事業概要	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、歯科保健相談において歯科健康診査及び保健指導を行います。希望者には、歯科医師の指示のもと、フッ化物歯面塗布を行い、むし歯予防対策を実施します。また、母子グループ等でも、歯が生えて間もない時期から各月齢に応じた歯と口腔の健康づくりを啓発し、口腔機能の健やかな成長の支援を行います。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○				

### 1－2－5 障害者歯科診療事業

事業概要	障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。					
担当	健康推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 1－2－6 妊産婦の栄養・食生活支援

事業概要	バランスの取れた食事、妊娠期に特に留意したい食品・栄養素について理解を深めができるよう、母親学級や調理実演を取り入れた講習会を実施します。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○					

**1－2－7 乳幼児の栄養・食生活支援**

事業概要	離乳期から幼児期までの子どもの発達に合わせた適切な食生活を実践できるよう、乳幼児健診や来所・電話等で相談できる体制を整えます。さらに理解を深め、家庭において実践できるよう、調理実演を取り入れた講習会を実施します。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

**1－2－8 子ども野菜塾**

事業概要	食の面から健康になれるよう、食育を推進していく食育サポーターを養成するため、野菜をテーマとした講習会を開催します。					
担当	健康推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○		

**1－2－9 和食の日推進事業**

事業概要	子どもたちが栄養バランスに優れる「和食」の良さを学び、将来にわたる健康や体力向上につなげるため、学校給食において「和食の日」を実施します。					
担当	学務課					
5年間の計画事業量	区立小・中学校全校及び幼稚園型認定こども園で毎月和食給食を実施し、食育を推進します。実施に当たっては、交流のある新潟県魚沼市から新米を購入し、緑茶とともに味わいます。また、茶葉を購入し、日本茶のおいしい淹れ方を学ぶ教室を開催します。さらに、区と協定等を締結している自治体の農産物を使用した和食給食を実施し、食文化を学ぶとともに交流自治体への理解を推進します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	

### 1－2－10 屋外スポーツ施設での「まるごと子育て応援事業」

事業概要	屋外スポーツ施設（六義公園運動場及び後楽公園少年野球場）を活用し、未就学児を対象とした外遊びの機会を提供します。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の計画事業量	子どもが外で自由に遊ぶ場所が不足している現状を踏まえ、屋外スポーツ施設（六義公園運動場及び後楽公園少年野球場）の施設開放や、親子で参加できるスポーツ教室を実施し、未就学児の外遊びの機会を提供します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

### 1－2－11 障害児スポーツ事業

事業概要	水泳教室等の障害児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えます。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の計画事業量	障害児がスポーツを楽しみ、交流することを目的とした教室等を実施し、障害児スポーツの普及、振興を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	○

### 1－2－12 スポ・レク広場

事業概要	パラスポーツ指導員資格を持つ講師のもと、各種スポーツ・レクリエーション活動を行います。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の計画事業量	楽しみながら体を動かすことを通して、仲間づくりの機会とスポーツへのきっかけづくりとなる場を提供します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	○

## 1-2-13 スポーツ振興イベント「Bunkyo Sports Park」の開催

事業概要	東京2020大会及びパリ2024大会レガシーの継承や、スポーツを通じたSDGsの啓発を目的に、各種スポーツ体験ブース、ステージイベントを実施します。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の 計画事業量	パラスポーツをはじめとした様々なスポーツや運動を体験できる場を提供し、区民のスポーツ振興や多様性への理解を促進し、SDGsの達成を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 1-3 情報発信の最適化

#### 1-3-1 情報誌「子育てガイド」の作成

事業概要	子育て支援事業や困ったときの相談窓口など、子育てに関する情報誌として子育てガイドを作成します。妊娠中から子育てに関する情報を周知し、地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者を支援するため、母子健康手帳交付時に配付します。 また、文京区に転入した子育て世帯についても窓口にて配付を行います。					
担当	子育て支援課					
5年間の 計画事業量	妊娠中から子育てまでに関する最新情報を収集し、民生・児童委員、主任児童委員と協働で年1回子育てガイドを発行し、母子健康手帳交付時等に配付するとともに、区ホームページで公開します。概要版や外国語版の作成のほか、掲載情報や発信方法の拡充等により、保護者が必要とする子育て情報の発信に取り組みます。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

#### 1-3-2 子育て施策PRイベント「文京区子育てフェスティバル」の開催

事業概要	社会全体で子どもや子育てを支援するため、妊娠・出産から子育てに関係する区の関係部署や団体が連携し、子育て相談や講座、サービス情報の発信を通じて参加者に子育ての不安軽減や喜び・楽しさを実感する契機とします。					
担当	子育て支援課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○			

### 1－3－3 子育て応援メールマガジンの配信

事業概要	妊娠や乳幼児の保護者が、安心して出産や子育てができるように、おなかの赤ちゃんの様子や産後のお子さんの成長、健康・食事などのアドバイス、子育てサービス等のタイムリーな情報をメールマガジンとして配信します。					
担当	子育て支援課					
5年間の 計画事業量	妊娠周期や子どもの月齢に合わせた、子育てに役立つ情報の充実を図るとともに、新たに子どもを授かった世帯に対し、事業案内パンフレット等により、周知を行います。 また、令和6年度から開始したやさしい日本語版について、在住外国人の子育て家庭に対し周知を行い、利用の促進を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○			

### 1－3－4 子育て世帯向けコールセンターの設置

事業概要	コールセンターを設置し、児童手当やその他の子育て支援事業に関する電話による区民からの問合せに対応することで、区民サービスの向上及び子育て支援事業の安定的かつ効率的な運営を図ります。					
担当	子育て支援課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 1－3－5 予防接種モバイルサービス「子育て応援ワクチンナビ」の運営

事業概要	お子さん一人ひとりに合わせた予防接種スケジュールを自動作成し、種類や回数が多く複雑な接種スケジュール管理に係る保護者の負担軽減として、接種時期等の情報を配信します。					
担当	予防対策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

## (2) 多様な子育て支援サービスの提供

### 2-1 幼児期における教育・保育の充実

#### 2-1-1 区立保育園の運営

事業概要	保護者の就労等により保育を必要とする児童を預かる認可保育所として区立保育園18園を運営し、文京区版幼児教育・保育カリキュラムの実践等の取組を推進するとともに私立認可保育所等との連携を図ります。 また、園舎の老朽化に伴い、必要な施設改修を行い、快適な保育環境の整備を進めます。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

#### 2-1-2 認可保育園要配慮児保育

事業概要	認可保育園において、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施します。必要に応じて加配職員を配置します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

#### 2-1-3 保育園延長保育 ◆

事業概要	保護者の就労等の都合により保育の必要がある児童を対象に、午後6時15分以降の延長保育を実施します。また、一時的に児童のお迎えが遅くなる場合には、延長保育スポット利用を実施します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

## 2-1-4 区立保育園年末保育

事業概要	年末の保育園休園期間中（日曜日を除く12月29・30日）、保護者の就労等により家庭で保育を受けることができない区立保育園在園児を対象に年末保育を実施します。					
担当	幼児保育課					
5年間の計画事業量	利用申込数を踏まえ実施園数を調整するなど、事業の需要に応じた運営を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

## 2-1-5 私立認可保育所等の質の向上

事業概要	指導検査の実施と保育園等への専門職員の巡回等により、保育の質の向上と安全確保を推進します。また、保育事業者が行う建物の老朽化への対応及び質の向上のための取組を支援し、より安全・安心な環境で質の高い保育の実施を促進します。					
担当	幼児保育課					
5年間の計画事業量	認可外保育施設を含む全ての保育施設において、安全で質の高い保育が提供されるように、指導検査と区立保育園園長経験者等による巡回指導を両輪とした検査・指導体制の更なる充実に取り組みます。 また、国及び都の補助金を活用し、開設後10年を経過した私立認可保育所等の建物の改修、設備の更新、備品の購入等に係る経費の一部を補助し、保育環境の向上を促します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

## 2-1-6 保育士等キャリアアップ事業

事業概要	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を実施する事業者に対し、その取組に係る費用の一部を補助します。					
担当	幼児保育課					
5年間の 計画事業量	費用の一部を補助することにより、各園における保育士の確保・定着を目指します。また、第三者評価の受審及び結果の公表並びに保育従事職員のモデル賃金の公表等を要件にすることで、区民への情報提供の促進と保育サービスの質の向上を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

## 2-1-7 福祉サービス第三者評価制度の活用

事業概要	区立保育園において福祉サービス第三者評価を受審するとともに、私立認可保育所、認可外保育施設に対し補助を行うことにより受審を推進し、保育の質の向上及び区民への情報提供の促進を図ります。					
担当	幼児保育課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

## 2-1-8 認証保育所の運営補助

事業概要	認証保育所に対する運営の補助を行うことで、良好な保育環境の維持を図ります。					
担当	幼児保育課					
5年間の 計画事業量	東京都が独自の基準で認証する認証保育所の支援を行います。区の内外を問わず、区民が通う認証保育所に対して運営の補助を行うことで、良好な保育環境の維持を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

**2－1－9 私立保育園運営補助**

事業概要	在籍児童に対して保育所等が実施する保育事業について、当該事業に係る経費の一部を補助することにより、利用者負担の軽減及び保育サービスの向上を図ります。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

**2－1－10 区立お茶の水女子大学こども園の運営**

事業概要	国立大学法人お茶の水女子大学と協働で開設した区立保育所型認定こども園について、引き続き運営業務全般を大学に委託します。質の高い保育サービス・幼児教育を提供するとともに、教育カリキュラム開発等の実践研究を通じて、望ましい幼児教育・保育環境を探求し、その研究成果を区内の保育・幼児教育施設に還元します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

**2－1－11 区立幼稚園の認定こども園化 ◆**

事業概要	質の高い幼児教育・保育を提供するために、区立幼稚園の認定こども園化を目指します。					
担当	教育総務課、学務課					
5年間の計画事業量	区立幼稚園の認定こども園への移行については、校園舎の改築・改修に合わせ整備する方針とし、その時々における保育所待機児童数や幼稚園の充足率の状況、区内の地域バランス等について、総合的に考慮の上、個別に検討していきます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

## 2-1-12 区立幼稚園等特別保育

事業概要	区立幼稚園等において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進するため、専門家による指導助言や特別保育を補助する支援員の配置等を行います。					
担当	教育指導課、教育センター					
5年間の 計画事業量	<p>特別な支援が必要な幼児の入園後の支援体制をより充実させることで発達を促します。</p> <p>具体的には、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトによる幼稚園教諭等への支援の充実を図ります。</p> <p>また、就学支援シートの周知及び活用推進、特別保育を補助する会計年度任用職員の配置、バリアフリーパートナー制度の適切な運用等を行います。</p>					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

## 2-1-13 区立幼稚園等の預かり保育 ◆

事業概要	祝休日、幼稚園休業日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き、教育課程終了後から午後6時まで（長期休業中は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時まで）預かり保育を行います。保護者の就労等の要件による月を単位とした「登録利用」と、必要に応じて利用可能な日を単位とした「一時利用」を実施します。 ※幼稚園型認定こども園においては、預かり時間が午後6時15分までとなり、幼稚園休業日の一部については実施があります。					
担当	学務課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	一園一月 当たりの 平均利用 回数	358	358	358	358	358
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○			

**2－1－14 幼稚園型認定こども園延長保育 ◆**

事業概要	保護者の就労等の都合により保育の必要がある児童を対象に、午後6時15分から午後7時15分まで、延長保育を実施します。また、一時的に児童のお迎えが遅くなる場合に限定した、延長保育スポット利用の制度を実施します。					
担当	学務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

**2－1－15 幼稚園型認定こども園年末保育**

事業概要	年末の幼稚園型認定こども園の休園期間中（日曜日を除く12月29、30日）、保護者の就労等により家庭で保育を受けることができない児童を対象に幼稚園型認定こども園年末保育を実施します。					
担当	教育指導課、学務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

**2－1－16 私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助**

事業概要	区内私立幼稚園が実施する長時間預かり保育事業に係る経費の一部を補助することにより、長時間の保育を必要としている園児の受け入れを促進します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○			

## 2-1-17 私立幼稚園運営事業補助

事業概要	区内私立幼稚園が幼児教育の振興・充実を図るために行う未就園児対策事業、育児相談・カウンセラー配置事業、預かり保育推進事業等、各種事業に対し補助を行います。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○			

## 2-1-18 文京区版幼児教育・保育カリキュラム

事業概要	区立保育園、幼稚園及び認定こども園において、同じように質の高い幼児教育・保育を提供するため、文京区版幼児教育・保育カリキュラムを各園において実践します。					
担当	幼児保育課、教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

## 2-1-19 未就園児の定期的な預かり事業

事業概要	育児に係る不安や悩みを抱える子育て家庭を支援するため、保護者の就労の有無にかかわらず、保育所等を利用してない生後4か月から2歳児クラスまでの児童を、週に1～2回、定期的に預かります。					
担当	幼児保育課					
5年間の計画事業量	今後、国において示されるニーズ量の算出方法を基準とし、区内の保育施設の空きスペース等を活用し、ニーズ量の充足を目指します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○				

## 2-1-20 一時保育（キッズルーム） ◆

事業概要	満1歳から就学前までの幼児の保護者を対象に、育児疲れのリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所を運営し、保護者の社会活動への参加等を推進します。					
担当	子育て支援課					
5年間の 計画事業量	育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所の運営を行います。 また、多様化する保育ニーズへの対応や利便性の向上を図るため、各施設の利用者登録について一元化を検討し、保護者の社会活動への参加等を推進します。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

## 2-1-21 区立保育園における緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ◆

事業概要	区立保育園において、一時的に保育が必要な乳幼児を対象に、緊急一時保育事業を実施します。また、緊急一時保育事業の利用に空きがある場合、要件を問わず利用できるリフレッシュ一時保育事業を実施します。					
担当	幼児保育課					
5年間の 計画事業量	在宅子育て家庭が一時的に保育が必要になった時の支援として、引き続き区立保育園において一時保育事業を行います。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

2-1-22 幼稚園型認定こども園における緊急一時保育・リフレッシュ  
一時保育 ◆

事業概要	区立幼稚園型認定こども園において、園の体制を整えた上で、一時的に保育が必要な児童を対象に、緊急一時保育事業を実施します。また、緊急一時保育事業の利用に空きがある場合、要件を問わず利用できるリフレッシュ一時保育事業を実施します。					
担当	学務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

## 2-1-23 病児・病後児保育 ◆

事業概要	病中又は病気の回復期にあるお子さんを、家族の介護や勤務の都合等やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、区が委託する医療機関等で、保育を行います。					
担当	子育て支援課					
5年間の 計画事業量	<p>病児・病後児保育施設の運営を行い、病気により集団保育の困難な児童を一時的に預かることで、保護者の就労等を支援します。</p> <p>令和6年度は区内4か所で実施していますが、病気の流行に伴う利用時期の集中等の理由から保育を断らざるを得ない場合があるほか、施設の地域的な偏在等により、ニーズに対応しきれていない部分が存在します。これらを踏まえ、施設の存在しない地域を中心に新規開設に向けた検討を進めます。</p>					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○		

## 2-1-24 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）◆

事業概要	保護者の育児疲れ、病気や仕事等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、施設において一定期間、養育を行うことで児童及び家庭の福祉の向上を図ります。					
担当	子ども家庭支援センター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○		

## 2-1-25 ベビーシッター等による子育て支援事業

事業概要	子育てをする家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るために、ベビーシッター等による保育サービスを利用した際の利用料の一部を助成するとともに、家事・育児支援サービスを一定の負担で利用できる券を交付するほか、ひとり親家庭や多胎児家庭を対象に支援事業を実施し、多様な保育サービスの提供を推進します。					
【実施事業】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭子育て訪問支援券事業</li> <li>・ベビーシッター利用料助成制度</li> <li>・ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度</li> <li>・おうち家事・育児サポート事業</li> </ul>					
担当	子育て支援課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○		

## 2-1-26 障害者・児の短期入所（ショートステイ）

事業概要	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	【福祉型】 実利用者数	130	140			
	【福祉型】 延利用日数	5,200	5,600			
	【医療型】 実利用者数	4	4			
対象ライフ ステージ	【医療型】 延利用日数	152	152			
	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

## 2-1-27 障害者・児の日中短期入所事業

事業概要	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用者数	34人	37人			
	延利用回数	1,278回	1,386回			
	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
対象ライフ ステージ		○	○	○	○	○

## 2-1-28 心身障害者（児）短期保護事業

事業概要	常時介護を必要とする心身障害者・児の家族が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難なときに、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減します。					
担当	障害福祉課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用者数	75人	75人			
	延利用時間	6,310時間	6,310時間			
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

## 2-1-29 医療的ケア児在宅レスパイト事業

事業概要	保護者等が、休息、就労又は就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、保護者等に代わって医療的ケア児の医療的ケア等を行います。					
担当	障害福祉課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用申請 者数	19人	19人			
	実施利用回 数	81回	81回			
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

## 2-1-30 障害者・児の緊急一時介護委託費助成

事業概要	障害者・児を日常的に介護している同居の家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成します。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となります。					
担当	障害福祉課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

## 2-2 放課後の居場所づくり

### 2-2-1 育成室の整備及び運営 ◆

事業概要	保護者の就労等により、放課後、家庭での保育に欠ける児童（原則として小学校1年生から3年生まで）に対し、指導員が遊びと生活指導を通じて子どもの成長を支援します。また、待機児童の解消及び定員の適正化を図るため、新たな育成室の整備拡充を図ります。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	育成室数	59	62	67	70	70
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○			

### 2-2-2 育成室の障害児保育 ◆

事業概要	放課後等の保育の必要な小学校1年生から3年生のうち、心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行います。また、育成室巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図ります。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	要配慮児保育を行う育成室数	59	62	67	70	70
	個別指導計画を作成する育成室	59	62	67	70	70
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○			

## 2－2－3 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備 ◆

事業概要	既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受け入れ等の保育ニーズに対応するため、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者に経費の一部を補助します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	各地域の育成室における入室状況や整備状況を踏まえ、保育需要がある地域への新たな誘致を進めます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○		

## 2－2－4 放課後全児童向け事業

事業概要	区立小学校の放課後や休業日に、小学校の施設の一部において地域の大人等の見守りのもと、児童が遊びや自主学習等の活動を自由に行うことで、児童の安全と安心な居場所を提供し、児童の健やかな成長を支援します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	保護者の就労状況に関わらず、多くの児童が放課後を安心して過ごせるよう、実施時間を拡充し、事業の充実を図っていきます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○		

## 2－2－5 児童館の整備及び運営

事業概要	児童等の健全育成を図るとともに、施設の内装改修等を行い、環境を整備します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	施設の予防保全を実施するとともに、老朽化が進む施設については、「文京区公共施設等総合管理計画」に基づき、大規模改修工事等を実施します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

### (3) 子どもの生きる力・豊かな心の育成

#### 3-1 子どもの学び・経験の機会充実

##### 3-1-1 生きる力実現・学校力パワーアップ事業

事業概要	学習指導要領の「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標に向けて、各学校・園が学校評価を基に、幼児・児童・生徒、保護者、地域の期待に応えるために、特色ある教育活動を展開します。 学識経験者・専門家・地域人材資源活用、大学等連携による補充学習、教育活動のレベルアップ等を通して、各学校・園ならではの魅力と活力あふれる教育活動を推進します。					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	

##### 3-1-2 いのちと心の教育の推進

事業概要	児童・生徒に「いのち」について考える機会を提供し、「いのちを大切にする心」や自尊感情・自己肯定感を育む教育の充実を図るために、全小・中学校において、外部講師等を招いて、「いのちと心の授業」を実施します。 ・「いのちと人権を考える月間」(5月・12月) 幼稚園等10園 小学校20校 中学校10校 ・「いのちと心の授業」 小学校20校 中学校10校 ・移動動物園 幼稚園等10園					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	

##### 3-1-3 「話す力」向上プログラム事業

事業概要	人前で「話す力」を高めるための授業を展開し、社会に出る上で重視されるコミュニケーション能力の育成を目指します。 「話す力」向上プログラムモデル校の設置 小学校1校 中学校1校 「話す力」向上プログラム教員向け研修の実施					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

### 3-1-4 英語力向上推進事業

事業概要	小・中学校における外国人英語指導員（ALT）を活用した授業や、英語体験学習事業（TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN）、中学校の実用英語技能検定受験料の補助、小学校の「GTEC Junior <sup>11</sup> 」の実施により、これからの国際社会で必要とされる英語の基礎・基本の学力及びコミュニケーション能力の育成を図ります。					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生
				○	○	

### 3-1-5 いじめ問題対策事業

事業概要	年2回の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（6月・11月）を軸にして、年に3回以上の「いじめに関する授業」と「いじめ防止等のための校内研修やOJT」を行っています。いじめの正確な認知の推進をし、重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底を図ります。 ・心のアンケート（各学期に1回以上） 小学校20校 中学校10校 ・SOSの出し方に関する教育の推進 小学校20校 中学校10校 ・文京区教育委員会いじめ問題対策協議会（年1回）					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生
				○	○	

### 3-1-6 健康・体力増進事業

事業概要	区内大学との連携や支援人材の配置等により、子どもたちの健康・体力の向上を図るほか、がん教育の実施により、がんについての正しい知識や自他の健康と命の大切さについての理解促進を図ります。					
担当	教育センター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	

<sup>11</sup> GTEC Junior 英語力が測定できるスコア型英語4技能（話す・聞く・書く・読む）テスト。

### 3-1-7 小・中学校等でのスポーツ交流事業

事業概要	区立小・中学校に講師を派遣し、オリンピックやパラリンピック競技等の出前講座を実施します。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の 計画事業量	小中学生にオリンピックやパラリンピック競技等の体験授業を提供し、「する」スポーツの促進や障害者及びパラスポーツへの理解と普及啓発を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

### 3-1-8 文京ふるさと学習プロジェクトの推進

事業概要	ふるさと学習副読本「わたしたちの文京区」「わがまち文京」の改訂を行います。 また、区立中学校代表者を戦地となった自治体（沖縄県うるま市）に派遣し、沖縄戦の平和関連施設訪問や平和関連の体験学習等の平和学習を実施します。					
担当	教育指導課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

### 3-1-9 ホームステイ生徒交換事業

事業概要	国際交流事業の一環として、姉妹都市カイザースラウテルン市との相互理解と親睦を深めるため、ホームステイ生徒の派遣と受入れを交互に実施します。					
担当	アカデミー推進課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
					○	○

### 3-1-10 中学生職場体験

事業概要	文京区立中学校において、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することを目的に、中学校2年生が、3日間地域の商店、地元の民間企業、公的施設等の職場で仕事等を体験します。					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
					○	

### 3-1-11 中学校部活動支援

事業概要	区立中学校においては、スポーツや文化および科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するため、部活動指導を推進しています。各中学校の学校規模や教員の専門性等の状況に応じ、教員に代わって部活動を指導できる部活動指導員を各中学校に配置し、技術的指導や専門的指導を行うことにより、部活動全体の充実を図るとともに、一部の部活動指導を外部委託すること等を通して、地域連携・地域移行を進めています。					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
					○	

### 3-1-12 特別支援教育の充実

事業概要	国のインクルーシブ教育 <sup>12</sup> の施策を踏まえ、区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるよう、指導員等を配置し充実を図ります。 【特別支援教育担当指導員】通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援教室等での専門的指導・支援を行います。 【交流及び共同学習支援員】特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行います。 【バリアフリーパートナー】大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行います。					
担当	教育指導課					
5年間の計画事業量	特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進めます。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

<sup>12</sup> インクルーシブ教育 人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にする目的の下、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組み。

## 3-1-13 バリアフリーパートナー事業

事業概要	区立幼稚園等・小学校・中学校において、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が個々のニーズに応じた教育を受けることができるようするため、大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行います。					
担当	教育指導課					
5年間の計画事業量	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が、学校生活の中で適切にサポートを受けることができるよう、引き続き、人材の確保や事業の適切な運用を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	

## 3-1-14 学校施設等の計画的な改築・改修等

事業概要	子どもたちの良好な教育環境を確保するため、老朽化した学校施設の改築や改修、教室の増設を行い、教育環境の向上を図ります。					
担当	学務課					
5年間の計画事業量	<p>「学校施設整備指針」等に基づき、老朽化した校舎の改築を行い、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設面の整備を図ります。また、定期的な点検・診断により、施設の状況を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に実施することで、施設の安全性を確保していきます。</p> <p>あわせて、児童数の増加に応じた普通教室の増設を適切に行い、子どもたちが快適な学校生活を送ることができる教育環境を整えます。</p>					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	

### 3-1-15 「Society5.0の教室」プロジェクト

事業概要	児童・生徒に1人1台ずつ配備されたタブレット端末や、各教室に配置されているアクティブラーニングボードや電子黒板等ICT機器、通信ネットワークやクラウド環境を最大限活用し、Society5.0 <sup>13</sup> 時代の到来を見据えた、従来の指導方法にとらわれない新しい授業スタイルを創造します。					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

### 3-1-16 教育情報ネットワーク環境整備

事業概要	児童・生徒の情報活用能力や考える力を育成するとともに、教科指導におけるICT機器活用の推進、校務の情報化による教員の負担軽減等を図るために、質の高い教育情報ネットワーク環境を整備し、教育の質の向上につなげます。					
担当	学務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

### 3-1-17 学校運営連絡協議会・コミュニティスクール

事業概要	全ての区立幼稚園、幼稚園型認定こども園、小・中学校に「学校運営連絡協議会」を設置し、学校運営や教育活動に地域の意見を反映することによって、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりを推進します。また、コミュニティスクールにおいては、「学校運営協議会」が学校運営の基本方針を承認し、教育活動等に意見を述べるなど、地域住民等による学校運営参画を一層推進します。					
担当	教育指導課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	

<sup>13</sup> Society5.0 獣獣社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

### 3-2 青少年の健全育成と自主的な活動の支援

#### 3-2-1 中高生の居場所の確保（文京区青少年プラザ（b-lab））

事業概要	中高生向け施設「文京区青少年プラザ(b-lab)」において、中高生にとって魅力的な居場所を提供するほか、文化・スポーツ等の各種講座を実施し、利用者の自主性・社会性を促します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	より多くの中高生に継続して利用してもらうため、魅力的な居場所づくりとなるよう、利用者による運営への参画、各種講座を実施するなど、より一層の充実を図ります。また、広報誌の発行やホームページ等の情報発信により、広く中高生に対して継続した周知を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生
					○	○

#### 3-2-2 文京区青少年育成プラン等の推進

事業概要	'文京区青少年育成プラン'及び'青少年健全育成のあり方に関する報告書'の育成ビジョン・推進目標・推進項目に基づき、青少年問題協議会において施策を検討・実施します。また、青少年健全育成会においては、各地区の行動計画に基づき事業を実施します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	'文京区青少年育成プラン'及び'青少年健全育成のあり方に関する報告書'の育成ビジョン・推進目標・推進項目に基づいて、青少年問題協議会において施策を検討・実施し、より一層の青少年健全育成の推進を図ります。 また、青少年健全育成会においては、各地区の行動計画に基づく事業を実施し、青少年健全育成の推進を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	○

### 3－2－3 青少年の社会参加推進事業補助

事業概要	青少年が社会性を身につけるとともに、地域社会で活動するための知識等を得る機会をより多く提供するため、NPO等が実施する社会参加推進事業や青年育成事業に補助を行います。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	NPO等が特性を活かした青少年の社会参加推進事業や青年育成事業の経費の一部を補助し、青少年の社会参加を推進し、青少年の自立を促進します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	○

### 3－2－4 青少年健全育成会への支援・連携

事業概要	地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、青少年健全育成会への活動支援を行います。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	地域における青少年健全育成を担う中心的な団体である青少年健全育成会への支援を行うとともに、活動の充実を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	○

### 3-2-5 ボランティア活動への支援

事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。</p>					
担当	社会福祉協議会					
5年間の 計画事業量	<p>個人や団体からの地域活動に係る相談に、必要な諸調整を行いながら丁寧に応じます。</p> <p>また、体験型プログラムを取り入れるなどの工夫を行いながらボランティア養成講座等を実施し、地域の担い手の育成に取り組むとともに、実際にボランティア活動を行いたい方と実動しているボランティア団体とをつなげます。</p> <p>さらに、活動している個人や団体同士のつながる機会を設けることで、活動が停滞しないように支援を行います。</p>					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 3-2-6 非行防止・更生保護の推進

事業概要	<p>犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための啓発活動（東京ドーム周辺広報啓発活動、社会を明るくする大会、矯正展等）を実施します。</p>					
担当	福祉政策課					
5年間の 計画事業量	<p>毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間（法務省主唱）」「青少年の非行・被害防止全国強調月間（こども家庭庁主唱）」に合わせ、文京区社会を明るくする運動推進委員会（関係団体30団体で構成）を中心に、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけとして運動を実施し、より多くの区民の関心を喚起し、理解を深めていきます。</p>					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	○

### 3-2-7 環境浄化推進運動

事業概要	青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類(雑誌、コミック等)、ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を区内の各店舗に対して要請するほか、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請します。					
担当	児童青少年課					
5年間の 計画事業量	青少年健全育成を一層躍進するため、引き続き販売店舗やメディアに対して自主規制を要請し、地域環境の浄化に努めます。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	○

## (4) 全ての子育て家庭を支える体制の充実

### 4-1 組織横断的な連携体制

#### 4-1-1 児童を対象とした相談窓口の運営

事業概要	子どもの権利を守るため、児童・生徒からの相談を受ける窓口を運営するとともに、児童・生徒には、相談窓口等の周知に努めます。					
担当	児童相談所開設準備室（区児童相談所）、子ども家庭支援センター、教育センター					
5年間の計画事業量	区児童相談所、子ども家庭支援センター、教育センターにおいて相談窓口を運営します。 また、児童・生徒に相談窓口を紹介するパンフレット等を配付し、虐待やいじめ等の早期発見を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4-1-2 子ども家庭支援センター事業

事業概要	家庭における子育てと子どもの健全な育成を支援するため、相談事業・親子ひろば事業・子育て支援講座・家庭支援ヘルパー派遣等の事業を実施することで、子育ての孤立化や児童虐待を未然に防止するための予防的な支援を行います。また、区児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、支援が必要な家庭を適切な支援機関につなげます。					
担当	子ども家庭支援センター					
5年間の計画事業量	こども家庭センター機能を整備し、母子保健部門と児童福祉部門の更なる連携強化を図り、支援が必要な家庭をより早い段階から予防的支援につなげていきます。また、令和7年4月開設の区児童相談所と連携し、相談援助体制の充実を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

#### 4－1－3 子ども養育専門法律相談事業・養育費確保支援事業

事業概要	子どもの最善の利益を守るため、離婚や養育費等に関する法律的な相談に弁護士が対応します。また、離婚後の養育費確保や親子交流の実施にかかる費用について支援を行います。					
担当	子ども家庭支援センター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4－1－4 保育園等への巡回相談

事業概要	巡回相談員が保育園、幼稚園、育成室等を訪問し、要保護児童対策地域協議会における連携支援や児童虐待対応等についての理解を図ります。また、関係機関において課題や不安を抱える家庭等の情報を共有し、児童の見立てや現場の職員としての対応方法等について助言を行うなど、支援機関の対応力の強化に努め、児童虐待の発生予防・早期発見を図ります。					
担当	子ども家庭支援センター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○		

#### 4－1－5 保育園子育て相談

事業概要	区立保育園において、乳幼児の子育てに関する相談を実施し、保護者の不安や悩みの軽減を図ることにより、地域の子育て支援の中心的役割を果たしていきます。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○			

#### 4-1-6 幼稚園等子育て相談

事業概要	区立幼稚園及び幼稚園型認定こども園において、乳幼児の子育てに関する様々な相談に応じます。 保護者の不安を受け止めることで、「親と子の育ちの場」としての役割を果たしていきます。					
担当	学務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○			

#### 4-1-7 障害児相談支援

事業概要	児童福祉法に基づき、障害児通所支援を利用する前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行います。 さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。 障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画作成者	542人	574人			
対象ライフ ステージ	計画作成 割合	59%	61%			
	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4－1－8 医療的ケア児支援体制の構築

事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。					
担当	障害福祉課					
5年間の 計画事業量	保健、医療、障害福祉、保育、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者による連絡会を開催し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4－1－9 医療的ケア児支援コーディネーターの配置

事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。					
担当	障害福祉課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象ライフ ステージ	配置人数	10人	11人			
	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4－1－10 就学前相談体制の充実

事業概要	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重した上で、適切な支援を受けられるようにします。					
担当	教育指導課					
5年間の 計画事業量	保育園・幼稚園・小学校・中学校等との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、保護者に対して必要な情報提供を行います。就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、個々の特性を把握して健やかな成長のための適切な就学先を判断します。 教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援体制の充実を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	

#### 4－1－11 総合相談室の充実

事業概要	0歳から18歳までの子どもの心身の障害や発達上の何らか的心配について、また不登校、集団不適応等の教育上の悩みや心配について、専門のスタッフ（心理、言語、運動機能等）が相談に応じ、必要に応じて、個別指導やグループ指導等の発達支援や心理的援助等を行います。					
担当	教育センター					
5年間の 計画事業量	増加している相談件数や複雑化かつ高度化している相談について、必要に応じて関係機関等と情報共有を図りながら対応していくとともに、総合相談室の体制強化を検討します。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4－1－12 不登校への対応力強化

事業概要	不登校の児童・生徒に対して、様々な専門家・専門機関が関わり対応を強化することで、生活リズムの立て直し、豊かな対人関係の経験、自己肯定感のアップに寄与し、児童・生徒一人ひとりが、将来に希望を持ち、より健康で充実した日々を送っていくことを支えます。学校の中では教室以外の校内居場所を設置し、学校外では、教育支援センターやオンラインでの学び等を充実し、不登校児童・生徒一人ひとりにあった学びの環境を整えていきます。					
担当	教育センター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

#### 4－1－13 文京区版ひきこもり総合対策

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（S T E P事業）」（Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所）を行います。					
担当	生活福祉課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
						○

#### 4－1－14 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。					
担当	福祉政策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

**4－1－15 包括的相談支援事業 ★**

事業概要	<p>高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に問わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。</p> <p>また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。</p>					
担当	事務局：福祉政策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

**4－1－16 多機関協働事業 ★**

事業概要	<p>支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。</p>					
担当	事務局：福祉政策課					
5年間の計画事業量	<p>複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。</p> <p>支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握しているながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。</p> <p>重層的支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。</p>					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

**4－1－17 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★**

事業概要	<p>本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。</p>					
担当	事務局：福祉政策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

#### 4-1-18 (仮)児童相談所が関わる子どもの意見表明等支援事業

事業概要	子どもの権利擁護及び意見表明機会の保障と尊重により、子どもの最善の利益を実現することを目的として、一時保護所に入所した子ども等に対して、第三者による意見聴取を行い、子どもの意見・意向を形成する支援を行います。					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

## 4-2 児童虐待防止支援体制の充実

### 4-2-1 児童虐待防止ネットワークの充実 ◆

事業概要	要保護児童対策地域協議会において、虐待などによる要保護児童等に関する関係機関との情報共有や支援状況の把握に努め、関係機関連携による支援を行います。					
担当	子ども家庭支援センター					
5年間の 計画事業量	地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営します。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 4-2-2 児童虐待防止対策事業 ◆

事業概要	児童虐待防止マニュアル等の関係機関への配布や児童虐待防止に関する企画展の実施等による啓発活動を行います。 また、子育て支援講座、家庭支援ヘルパー事業、親子ひろば事業（ぴよびよひろば）等を実施し、子育ての孤立化や児童虐待の未然防止に繋げます。					
担当	子ども家庭支援センター、児童相談所開設準備室（児童相談所）					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 4-2-3 家庭支援ヘルパー事業 ◆

事業概要	子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭、妊娠婦又は、ヤングケアラー等がいる居宅を訪問し、不安や悩みの相談に対応するとともに、家事や育児をサポートする家庭支援ヘルパーを派遣することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。					
担当	子ども家庭支援センター					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

#### 4－2－4 区児童相談所の専門的アプローチを含めた児童相談体制の構築と一時保護所の適切な運営

事業概要	地域に根差した区児童相談所として、関係機関と密接な情報交換を図り、機動的かつ専門的なアプローチを含む相談支援を展開します。一時保護所においては、子どもの最善の利益を最優先に考慮し、安全・安心な環境の中で、子どもの意見表明が尊重された適切なケアと未来につなぐ支援を行います。					
担当	児童相談所開設準備室（区児童相談所）					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

#### 4－2－5 社会的擁護の推進

事業概要	社会的養護における里親やファミリーホームを中心とした家庭養護の重要性を踏まえて、里親の認定事務、制度の周知啓発や里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親への支援などについて、フォースタリング機関 <sup>14</sup> や関係施設、他自治体と連携し、チーム養育として子どもと共に未来を考える、きめの細かい支援を実施します。					
担当	児童相談所開設準備室（区児童相談所）					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

<sup>14</sup> フォースタリング機関 里親のリクルート及びアセスメント、子どもと里親家庭のマッチングをはじめとしたフォースタリング業務を包括的に実施する機関。

### 4-3 悩み・困難を抱える子どもへの支援

#### 4-3-1 児童発達支援

事業概要	児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個々に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
実利用者数	287人	289人				
延利用日数	25,830日	26,010日				
妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生	
	○	○	○	○	○	

#### 4-3-2 児童発達支援センターの運営

事業概要	教育センター内の児童発達支援センターにおいて、発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、障害児通所支援を利用する児童の障害児支援利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。また、地域の障害児やその家族への相談支援、障害児が通う保育園・幼稚園への援助、助言などの地域支援を行います。					
担当	教育センター					
5年間の計画事業量	引き続き、個々の子どものニーズに応じた必要な発達支援や相談支援が受けられる体制を整備するとともに、改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け検討等を行います。					
妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生	
	○	○	○	○	○	

#### 4-3-3 文京版スターディング・ストロング・プロジェクト

事業概要	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるように、心理士等の専門家チームが幼稚園、保育園、児童館等を訪問し、専門的発達支援を行います。また、保護者に対しても専門的観点から育児方法などを伝え、より質の高い育児環境を整え、健やかな育ちを支えていきます。					
担当	教育センター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

#### 4-3-4 専門家アウトリーチ型支援

事業概要	専門家（心理士、作業療法士、言語聴覚士等）による保育園、幼稚園への巡回・訪問、学校等への派遣等により、子どもへの対応力の向上を図ります。					
担当	教育センター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	

#### 4-3-5 居宅訪問型児童発達支援

事業概要	重度の障害等の状態にある障害児であって、児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用するため外出することが著しく困難な障害児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
5年間の計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用者数	11人	12人			
	延利用日数	253日	276日			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

## 4-3-6 放課後等デイサービス

事業概要	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の健全な育成を図ります。					
担当	障害福祉課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用者数	496人	506人			
	延利用日数	38,839日	40,309日			
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	○

## 4-3-7 保育所等訪問支援

事業概要	集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、専門的な支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実利用者数	27人	30人			
	延利用日数	243日	270日			
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4－3－8 障害児通所支援事業所の整備

事業概要	重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	整備数 (累計)	4か所	4か所			
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4－3－9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に 向けた検討

事業概要	主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行います。					
担当	障害福祉課					
5年間の 計画事業量	障害福祉サービス等事業者連絡会や関係機関において、重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保できるよう、検討を進めています。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4－3－10 医療的ケア児支援ルーム事業

事業概要	医療的ケア児支援ルームを開所し、家族以外の他者（他の医療的ケア児や支援者等）との交流活動等を行うことにより、社会参加の機会を図ります。					
担当	障害福祉課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○※		

※対象は1歳から小学3年生までの児童

#### 4-3-11 文京総合福祉センターにおける医療的ケア児の受け入れ

事業概要	リアン文京の地域活動支援センターにおいて、未就学の医療的ケア児に対し、同世代の児童とのふれあいや家族以外の人との関わりを持つ機会を提供します。					
担当	障害福祉課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

#### 4-3-12 ヤングケアラー支援推進事業

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、ヤングケアラー支援については、要保護児童対策地域協議会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけではなく、家族全体に対する支援を行います。					
担当	事務局：福祉政策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	○

#### 4-3-13 日本語指導協力員派遣事業

事業概要	日本語が不自由な児童・生徒が入学した際には、学校生活適応への支援の一環として、母語の日常会話ができる日本語指導協力員を派遣します。					
担当	教育指導課					
5年間の計画事業量	日本語が不自由な児童・生徒が、学校生活に適応できるよう、引き続き大学機関等と連携し、日本語指導協力員の人材確保や資質向上を図るために教材や情報の提供等を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

## 4-4 子どもの貧困対策

### 4-4-1 子ども宅食プロジェクト事業

事業概要	子どものいる生活困窮世帯（児童扶養手当・就学援助受給世帯等）のうち、希望する世帯に対し企業等から提供を受けた食品等を配達します。定期配達をきっかけに、子どもとその家族を必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防いでいきます。					
担当	子育て支援課					
5年間の 計画事業量	希望する全ての世帯に配達を行うほか、食品等の配達をきっかけとしたつながりづくりと定期的な見守りを強化します。また、利用対象世帯の子どもの人数の把握やイベント招待などの親子の体験機会等を充実させ、地域や社会からの孤立を防いでいきます。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

### 4-4-2 福祉手当の支給

事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるよう、心身障害者など福祉手当・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給します（ただし、所得制限あり。）。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

### 4-4-3 特別児童扶養手当の支給

事業概要	心身に一定程度以上（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度）の障害等がある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します。（所得制限あり）					
担当	子育て支援課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4-4-4 児童育成手当（障害手当）の支給

事業概要	心身に一定程度以上（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症）の障害のある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します。（所得制限あり）					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4-4-5 児童扶養手当の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。（児童扶養手当法に基づく国の制度） 【対象】 満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで（中程度の障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭等（所得制限あり）					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4-4-6 児童育成手当（育成手当）の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給します。（児童育成手当条例に基づく区の制度） 【対象】 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等（所得制限あり）					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4-4-7 ひとり親家庭等医療費助成

事業概要	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的として、児童とその養育者の医療費自己負担分のうち、一部または全部を助成します。 【対象】 18歳に達した日以降の最初の3月31日まで(中程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4-4-8 子育て支援事業利用料等助成制度

事業概要	前年度住民税非課税の世帯や生活保護を受けている世帯を対象として、各種子育て支援サービスを利用した際の保育利用料の一部又は全額を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。 【対象事業】 <ul style="list-style-type: none"><li>・一時保育事業（キッズルーム）</li><li>・ファミリー・サポート・センター事業</li><li>・おうち家事・育児サポート事業</li><li>・病児・病後児保育事業</li><li>・ベビーシッター利用料助成制度</li></ul>					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○		

#### 4-4-9 入院助産

事業概要	「児童福祉法」に基づき、出産時に分娩・入院の費用を支払うことが困難な妊産婦（所得要件あり）に対して、その費用を支給します。					
担当	生活福祉課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○					

#### 4-4-10 母子・父子自立支援員

事業概要	ひとり親家庭等からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。また、母子及び父子福祉資金の貸付、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業などを通じてひとり親家庭の自立に向けた支援を行います。					
担当	生活福祉課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

#### 4-4-11 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

事業概要	要件を満たしたひとり親家庭等の父母が、より収入が高く安定した職に就くことができるよう、就職に有利な資格取得の支援として「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業」を実施します。					
担当	生活福祉課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4-4-12 母子及び父子福祉資金

事業概要	ひとり親家庭等に対して、経済的自立と生活意欲の助長、児童の福祉を増進するために必要とする資金の貸付を行います。 【対象】 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等					
担当	生活福祉課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4-4-13 母子生活支援施設

事業概要	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を、抱える問題の状況に応じて母子生活支援施設において保護します。					
担当	生活福祉課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

#### 4-4-14 母子・女性緊急一時保護事業

事業概要	配偶者等の暴力被害からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子や女性に一時的に公的施設のほか、近隣のホテルや民間シェルターを活用して保護と相談、支援を行います。					
担当	生活福祉課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

#### 4-4-15 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援

事業概要	生活困窮等の理由により、学習環境・生活環境に課題のある子ども等に対し、学習面及び生活面の支援を総合的に行います。					
担当	生活福祉課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	○

#### 4-4-16 就学援助

事業概要	経済的援助が必要な児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な経費（学習支援費、新入学用品費等）の一部を援助します。					
担当	学務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	

**4－4－17 塾代等助成事業**

事業概要	就学援助補助対象世帯（生活保護受給世帯を除く）で、中学2年生又は3年の生徒の保護者に対し、学習塾等の学校外学習にかかる費用の助成を行います。					
担当	教育総務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
					○	

**4－4－18 奨学資金給付金制度**

事業概要	経済的理由により修学困難な生徒に対し、高等学校等へ入学するにあたり、奨学金を給付します。					
担当	教育総務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
					○	

**4－4－19 入学支度資金融資あっせん**

事業概要	広く教育の機会の均等を図り人材を育成することを目的に、区と協定を締結した取扱金融機関による融資をあっせんし、区が利子補給（貸付利子 年2.9%、保証料を含む。）を行います。					
担当	教育総務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
					○	

## 4-5 全世帯に向けた経済的な負担の軽減

### 4-5-1 児童手当の支給

事業概要	満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童の養育者に手当を支給します。					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

### 4-5-2 子ども医療費助成

事業概要	出生から満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもの保険診療分で、入院・通院にかかる医療費の自己負担分を助成します。					
担当	子育て支援課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

### 4-5-3 認可外保育施設保育料助成

事業概要	認可外保育施設に入所している児童の保護者に対し、利用料等の一部を補助します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

### 4-5-4 私立幼稚園等保護者負担軽減

事業概要	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、保育料等を補助します。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○			

#### 4-5-5 保育所等利用多子世帯負担軽減事業

事業概要	子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもを多く持つたい世帯に対する支援となるよう、区内に在住する2人以上の子どもを扶養する世帯で、認可保育所に通う0歳から2歳の第2子以降の保育料を無料とします。					
担当	幼児保育課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○				

#### 4-5-6 子どもインフルエンザワクチン任意予防接種費用助成制度

事業概要	インフルエンザワクチン任意予防接種は広く行われているため、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の予防及び健康増進に寄与することを目的として、生後6か月以上中学校3年生までを対象に接種費用の一部を助成します。					
担当	予防対策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	

#### 4-5-7 おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成制度

事業概要	様々な合併症の頻度も高いおたふくかぜについて、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の予防及び健康増進に寄与することを目的として、おたふくかぜワクチン接種費用の一部を助成します。					
担当	予防対策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

#### 4-5-8 男子HPVワクチン任意接種費用助成制度

事業概要	HPV（ヒトパピローマウイルス）が原因となる肛門がんや尖圭コンジローマ等の疾病を予防し、性交渉によるHPV感染や女性の子宮頸がんの発症を防ぐため、HPVワクチン接種を希望する男子の保護者に対し、接種費用を全額助成します。					
担当	予防対策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○※	○	○※

※対象は小学6年生から高校1年生までの児童・生徒

#### 4-5-9 学校給食費支援事業

事業概要	区立小・中学校における給食費を無償化するとともに、食物アレルギーや長期欠席等の事情により、学校給食の提供を受けることができない児童・生徒の保護者を対象に給食費相当額を補助します。 さらに、区立以外の小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対し、給食費相当額を補助します。					
担当	学務課					
5年間の計画事業量	学校給食の無償化や学校給食費相当額の補助を行い、小・中学校等に在籍する全ての児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

## (5) 子育てしやすいまちづくりの推進

### 5-1 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

#### 5-1-1 地域団体による地域子育て支援拠点事業 ◆★

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。					
担当	子育て支援課					
5年間の計画事業量	区内4か所（富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区）の地域子育て支援拠点を地域団体が安定的に運営するための支援を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○				

#### 5-1-2 子育てひろば事業 ◆★

事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。					
担当	子育て支援課					
5年間の計画事業量	区内5か所の子育てひろば（西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間作りの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

### 5－1－3 文京区子育てサポーター認定制度

事業概要	区の子育て支援事業等でも活用できる、子育てに関する知識や技能等を修得する研修を実施し、地域の子育て世帯をサポートする人材の育成を図ります。					
担当	子育て支援課 社会福祉協議会					
5年間の 計画事業量	区内大学や社会福祉協議会等の団体と協力し、ベーシックサポーター認定研修を年2回、スタンダードサポーター認定研修を年2回、居場所サポーター認定研修を年1回実施します。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○		

### 5－1－4 ファミリー・サポート・センター事業 ◆

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。					
担当	子育て支援課					
5年間の 計画事業量	文京区子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○		

### 5-1-5 地域の支え合い体制づくり推進事業

事業概要	<p>地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対し、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。</p>					
担当	社会福祉協議会					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	ふれあいいきいきサロン設置数	150	152	154	156	158
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 5-1-6 子ども食堂支援事業

事業概要	地域の子どもを対象に食事の提供を通じた居場所づくりとしての「子ども食堂」を運営する地域活動団体へ、社会福祉協議会を通じて運営費等の助成を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
5年間の 計画事業量	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	子ども食堂登録数	15	16	17	18	19
	子ども食堂連絡会開催回数	1	1	1	1	1
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 5－1－7 児童館の乳幼児プログラム

事業概要	児童館において、午前中に地域の乳幼児とその保護者を対象に、親子同士の交流・親睦を目的としたプログラムや、子育て交流講座など、親の子育てを支援する事業を行います。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	乳幼児プログラムや子育て相談事業の実施により、子育てを支援する事業の充実を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○				

### 5－1－8 児童館の幼児クラブ

事業概要	2歳児（4月1日現在）以上を対象に、児童館において木曜日の午前中にプログラムを実施します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	子育て支援サービスを提供するため、利用者のニーズに合わせた幼児クラブ活動プログラムを実施し、内容の充実を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

### 5－1－9 保健サービスセンターの子育てグループ等支援

事業概要	保健師の地区活動や保健サービスセンターで実施している事業などから、地域での仲間づくり・情報交換や交流を目的とした支援活動を行うことで、パートナーを含めた交流や子育て経験者等の相談しやすい「話し相手」との交流により、地域で安心して子育てができる環境をつくります。					
担当	保健サービスセンター					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○				

### 5-1-10 区立保育園の子育てステーション

事業概要	区立保育園の子育てのノウハウを地域に還元するため、親子で保育プログラムを体験する機会を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行う、地域子育てステーション事業を月1回程度実施します。					
担当	幼児保育課					
5年間の 計画事業量	地域の子育て世帯が抱える子育ての悩みや不安を軽減するため、仲間づくりの場としてより多くの親子が参加できるよう広く周知するとともに内容の充実を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

### 5-1-11 区立幼稚園等施設開放

事業概要	区立幼稚園及び幼稚園型認定こども園において、園児及び未就学児に園庭等の施設を遊び場として開放し、地域の乳幼児が親子で安心して遊べる場、子ども同士で関わりがもてる場、保護者の交流を図る場としての役割を果たします。					
担当	学務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○			

### 5-1-12 家庭教育支援の推進

事業概要	家庭における教育力の向上のため、子どもの実態、家庭の現状に即したテーマを内容とする講座等を開設することにより、家庭や地域の教育力の更なる向上を図ります。					
担当	教育総務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	

### 5-1-13 ブックスタート事業

事業概要	保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所で行われている生後4か月児健康診査の際に、ブックスタート事業を実施します。					
担当	真砂中央図書館					
5年間の 計画事業量	<p>保健サービスセンターで実施する4か月児健診時に、図書館職員がブックスタートパックを配付し、絵本の読み聞かせと図書館の案内を行います。絵本を介して親子のふれあいを深め、親子の健全なかかわりを育む子育て支援の一助とします。</p> <p>また、乳幼児期からの読書環境や読書活動の一層の充実を図るとともに、成長に伴った読書活動を推進していきます。</p>					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○				

### 5-1-14 子ども向け文化・学習事業の充実

事業概要	<p>以下をはじめとした子ども向けのコンサートや各種教室、文化・学習事業を実施します。</p> <p>【公益財団法人 文京アカデミー】 0歳から入場可能なコンサートや小・中学校出前コンサートを実施するほか、夏休み子どもアカデミア講座等を開講します。</p> <p>【文京ふるさと歴史館】 夏休み期間中、小・中学生向けに自由参加型クイズを実施し、広く文京ふるさと歴史館に親しみ、文京区の歴史や文化への興味や関心を高める機会を提供します。</p> <p>【森鷗外記念館】 夏休み期間中の児童を対象としたワークショップや、鷗外や文学等について楽しく親しみながら学べる事業を実施します。</p>					
担当	アカデミー推進課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

### 5-1-15 アカデミア講座等での保育室設置

事業概要	幼児を持つ親が平日の日中にシビックセンターで開催する文京アカデミア講座や講演会などの学習活動に参加できるよう、講座等の開催時に保育室を設置します。					
担当	アカデミー推進課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○			

### 5-1-16 親子スポーツ教室

事業概要	親子のふれあいを通し、子どもたちの心身の健全な育成と生涯スポーツの普及・振興を図ることを目的とした初心者スポーツ教室を実施します。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の計画事業量	親子がコミュニケーションを取りながら練習ができるプログラムを実施し、子どもたちのスポーツに親しみきっかけづくりを提供します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

### 5-1-17 小中学生スポーツ教室

事業概要	小中学生の心身の健全な育成とジュニアスポーツの振興を図るため、ローラースポーツを始めとした各種スポーツ教室を開催します。					
担当	スポーツ振興課					
5年間の計画事業量	区内の協力団体等から講師を招き、地域社会におけるスポーツの発展とジュニアの技術向上を図ります。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

### 5-1-18 【文京 eco カレッジ】親子環境教室

事業概要	体験型環境学習の機会を区内に提供し、環境問題に対する意識の高揚を図るため、区内の親子等を対象とした「親子環境教室」を開催します。 動植物、天気や地球温暖化等さまざまなテーマで、クイズや工作等を交えて楽しく学ぶことができる教室を実施します。 対象は区内小学生とその保護者を対象に年6回の実施です。					
担当	環境政策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○		

### 5-1-19 親子生きもの調査

事業概要	身近な自然を題材に、環境保全を親子で一緒に楽しく学び、地域の環境について考える「親子生きもの調査」を実施します。自然に触れ合う体験型環境学習を通じて、区の自然環境状況把握及び環境保全への意識啓発を行います。対象は区内小学生とその保護者です。					
担当	環境政策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○		

### 5-1-20 環境教育の推進

事業概要	次世代を担う子どもたちへの環境教育を推進するため、地球温暖化対策や生物多様性など文京区の環境について、子どもを対象とした文京区環境基本計画<小学生用>等の概要版を作成し、配布します。					
担当	環境政策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

## 5-1-21 消費生活出前講座（子ども向け）

事業概要	小学生に対し、消費生活に関する知識・情報を広く伝えるため、児童館・育成室等の小学生が集まる場所に出向き、発達段階に応じた講座を実施します。					
担当	経済課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○		

## 5-1-22 消費生活研修会（幼児向け・子ども向け）

事業概要	幼児・小学生（及びその保護者）を対象とし、発達段階に応じた関心のあるテーマで、消費生活に役立つ研修会を実施します。					
担当	経済課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○		

## 5-1-23 家庭のふれあいの推進

事業概要	最も基本的な人間形成の場である家庭の意義を見直し、家族の触れ合いやきずなを深めるため、毎月第2日曜日を文京区「家庭の日」と定め、様々な啓発を行います。 また、青少年健全育成会が実施する「家庭の日」啓発事業に対する補助を行います。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	今後も家族のふれあいやきずなを深める機会を充実させるため、引き続き、意識啓発を推進します。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	○

### 5-1-24 労働者及び事業主への広報・啓発活動

事業概要	育児と仕事の両立をはじめとする多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、関係行政機関や商工会議所等と連携し、積極的な情報提供に努めるとともに、労働者及び事業主への広報・啓発活動を行います。					
担当	経済課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 5-1-25 男女平等参画推進事業

事業概要	固着的な役割分担意識にとらわれない、各人の個性と能力を十分に發揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する男女平等参画社会を目指した啓発・普及活動を行います。					
担当	総務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 5-1-26 障害及び障害者・児に対する理解の促進

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していきます。					
担当	障害福祉課					
5年間の計画事業量	文京区共生のための地域支援フォーラム（年1回）において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

**5－1－27 地域学校協働本部事業**

事業概要	地域が学校の教育目標を共有しながら、子どもたちのために様々な場面で学校教育を支援し、地域全体で子どもたちの成長を支えます。					
担当	教育総務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
				○	○	

**5－1－28 P T A活動との連携強化、活動支援**

事業概要	保護者の学習の場として、また、親同士及び親と教員とのつながりを作る場として、PTA活動を支援することにより、PTA相互の連携を強化し、家庭の教育力を向上させます。 PTAを対象とした各種研修会等の企画内容の充実を図るとともにPTA連合会合同事業への支援を行います。					
担当	教育総務課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	

**5－1－29 小地域福祉活動の推進 ★**

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。					
担当	社会福祉協議会					
5年間の計画事業量	10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」等の運営支援のほか、生活支援コーディネーターを兼務し、「住民主体の通いの場（かよい～の）」の運営支援等に取り組むことで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行います。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 5-1-30 参加支援事業 ★

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。					
担当	事務局：福祉政策課					
5年間の 計画事業量	<p>本人やその世帯のニーズを抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。</p> <p>また、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。</p> <p>さらに、マッチングをした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。</p>					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 5-1-31 地域づくり事業 ★

事業概要	介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。					
担当	事務局：福祉政策課					
5年間の 計画事業量	<p>社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。</p> <p>また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。</p>					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

## 5-2 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

### 5-2-1 妊産婦・乳児救護所の体制整備

事業概要	妊産婦・乳児救護所の円滑な運営を図るために、協定を締結した大学等との連携を強化し、災害時における妊婦・乳児及びその母親等の避難生活の支援、応急的な物資の配慮・支援情報の提供、医療、相談が行えるよう、体制整備を図ります。					
担当	防災課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○				

### 5-2-2 防災教室・防災訓練の実施

事業概要	学校、保育園、幼稚園、町会、マンション等の単位で地震体験車及び煙体験ハウスの出張を行います。また、防災フェスタや防災キャンプ等、親子で楽しみながら学ぶことのできる防災訓練を実施することで、幅広い年齢層の防災意識の普及啓発を図ります。					
担当	防災課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 5-2-3 子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備

事業概要	一時保育施設等の子育て関連施設（児童館・育成室、キッズルーム、病児・病後児保育施設、子育てひろば、ぴよびよひろば、保育園）において、利用時に災害が発生した際に必要な食糧等備蓄物資を配備します。					
担当	防災課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○		

## 5－2－4 安全・安心なまちづくり

事業概要	安全・安心まちづくり推進地区の指定を受けた地域活動団体等に対する活動支援、青色防犯パトロールの実施、地域安全教室の開催、電子メール等による情報発信などを行うことにより、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。					
担当	危機管理課					
5年間の 計画事業量	安全・安心まちづくり推進地区の指定を行うとともに、指定を受けた地域活動団体や自主防犯活動を行う団体に対して、活動支援を行うことにより、区民の自主的な防犯活動を促進します。 また、区内ボランティア団体との協力による青色防犯パトロールの実施、犯罪に遭わないための防犯知識等を学ぶ地域安全教室の開催、「文の京」安心・防災メールによる防犯等安心情報の配信などにより、地域における犯罪の未然防止を図ります。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

## 5－2－5 安全・安心な学校づくり

事業概要	交通事故や不審者等の身の危険から子どもたちを守るため、以下の事業を実施し、ハード・ソフト両面からの見守り体制を整備します。  【スクールガード事業】 区立小学校で実施。地域や保護者を中心としたボランティアにより、通学路や地域の見守りを行います。年2回の連絡会実施及び年1回の通学路巡回（スクールガードリーダー・スクールガード・学校・PTA・警察・土木部・教育総務課）を行い安全点検を行っています。 【学校・幼稚園情報配信システム】 緊急情報等を迅速かつ正確に伝達できる体制を整えます。 【防犯カメラの設置】 通学路に防犯カメラを設置し、児童の見守り活動を補完します。 【防犯ブザー配付】 児童・生徒に対する事件・事故の未然防止の一環として、小学校新入生等に防犯ブザーを配付します。					
担当	教育総務課、学務課					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	

### 5－2－6 安全・安心で快適な公園等の整備

事業概要	安全・安心に配慮しながら、地域住民のニーズを踏まえた公園等の再整備や、公園に隣接する公共施設を活用した、公園と一体となった魅力的な空間づくりなど、だれもが安心して利用できる地域の憩いの場となる公園等の整備を行います。					
担当	みどり公園課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 5－2－7 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。					
担当	都市計画課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 5－2－8 共同住宅等のバリアフリーの推進

事業概要	子ども、妊産婦を含めたすべての人が安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。					
担当	住環境課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 5-2-9 バリアフリーの道づくり

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
5年間の計画事業量	生活関連経路に指定された区道の整備率	22.5%	25.0%	27.5%	30.0%	32.5%
妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生	
○	○	○	○	○	○	

### 5-2-10 コミュニティ道路整備

事業概要	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、コミュニティ道路 <sup>15</sup> 整備計画に基づき、地域住民や交通管理者との調整を図りながら整備を行うことで、総合的な交通安全対策を推進します。					
担当	道路課					
妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生	
○	○	○	○	○	○	

### 5-2-11 犯罪の被害防止対策の推進

事業概要	子どもが身の危険を感じた際、緊急に避難できる場所を確保するとともにその目印として子ども110番ステッカーを掲示します。					
担当	児童青少年課					
5年間の計画事業量	子どもが事件に遭遇した際、緊急に避難できる場所を確保するとともにその目印として子ども110番ステッカーを掲示します。区立小学校PTA連合会や区内警察署等と連携を図り、事業の周知・充実に努めていきます。					
妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生	高校生	
		○	○	○	○	

<sup>15</sup> コミュニティ道路 歩車分離を図るとともに、自動車の走行速度を低減させる道路構造を整備することで、安全で快適な歩行空間の形成を図った道路。

### 5-2-12 交通安全教育の実施

事業概要	子どもの交通安全を確保するため、地域の実態や幼児・児童・生徒の実態に即した計画的かつ組織的な交通安全教育を行うことを通じて、危険を回避する能力や、交通ルールを守り安全を重視する意識と態度を育てます。					
担当	管理課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
			○	○	○	○

### 5-2-13 コミュニティバスの運行

事業概要	区内の公共交通不便地域を解消し、病院、福祉施設、観光・文化施設、商業地域を結ぶことにより、区民等の移動における利便性を高めます。					
担当	区民課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
	○	○	○	○	○	○

### 5-2-14 居住支援の推進

事業概要	<p>住宅の確保に配慮を要するひとり親家庭及び障害のある子どもの家庭等に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。</p> <p>また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。</p> <p>あわせて、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。</p>					
担当	福祉政策課					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生	高校生
		○	○	○	○	○

## 第6章

子ども・子育て支援事業計画における  
量の見込み（ニーズ量）と  
確保方策の実施時期



## 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保や各種子育て支援施策の円滑な実施に関する内容等を記載した計画です。

本区では、子育て支援計画と一体的に策定しており、子ども・子育て支援法で定められた子育て支援事業を明確にするため、再掲する事業も含め、本章において量の見込みや確保方策等を記載します。

## 2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域）」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を計画するものとされています。

本区においては、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、引き続き、文京区全域を1区域として設定します。

## 3 量の見込みの算定方法

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月）」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえ、本区の人口推計と令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果を用いて以下の流れで量の見込みを算定します。

ただし、その結果が実態（過去の事業実績）と大きく乖離し、適切な量の見込みを算定することが困難な事業については、本区の実情に応じた方法で算定します。

## 4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

### (1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、特定教育・保育施設等（認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業）の利用先が決まります。

<3つの認定区分>

1号認定（教育標準時間認定）	利用先：幼稚園・認定こども園
● お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	
2号認定（満3歳以上・保育認定）	利用先：保育所・認定こども園
● お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	
3号認定（満3歳未満・保育認定）	利用先：保育所・認定こども園・地域型保育
● お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	

### (2) 地域型保育事業について

地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度において、区の認可事業として位置づけられている事業です。原則、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業であり、小規模保育（A・B・C型）・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4類型があります。待機児の多い都市部で身近な保育の場を確保する事業です。

事業名	事業概要
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施します。 ・A型（保育所分園に近いもの） ・B型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） ・C型（家庭的保育に近いもの）
家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施します。家庭的保育者の居宅その他の場所で保育を行います。
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施します。（ベビーシッター派遣事業）
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供します。

### （3）量の見込み（ニーズ量）の算定及び確保方策について

幼児期の教育・保育の量の見込み（ニーズ量）は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出の考え方」により、将来人口推計と利用意向割合からニーズ量を算定しました。この見込みに対し、確保方策を次頁のとおり実施していきます。

## 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期

項目			令和7年度 (R 8. 4. 1時点)				令和8年度 (R 9. 4. 1時点)						
			1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり				
			3歳 以上	3歳以上 教育 希望	左記 以外	0歳	1-2 歳	3歳 以上	3歳以上 教育 希望	左記 以外			
①ニーズ量の見込み			1,253	712	3,164	536	2,332	1,239	704	3,129	546	2,366	
②確保方策	教育・保育施設	認定こども園	101	42	33	6	42	101	42	33	6	42	
		区立幼稚園	634	301	—	—	—	578	301	—	—	—	
		私立幼稚園	1,101	527	—	—	—	1,101	527	—	—	—	
		国立大学付属 幼稚園	117	13	—	—	—	117	13	—	—	—	
		区立認可保育園	—	—	1,119	144	633	—	—	1,119	144	633	
		私立認可保育園	—	—	2,992	495	1,726	—	—	2,992	495	1,726	
		定期利用保育	—	—	—	—	28	—	—	—	—	28	
		東京都 認証保育所	—	—	10	23	72	—	—	10	23	72	
		企業主導型 保育事業	—	—	25	18	92	—	—	25	18	92	
	地域型保育事業	その他 認可外保育施設	—	—	186	12	105	—	—	186	12	105	
		家庭的保育事業	—	—	—	5	12	—	—	—	5	12	
		小規模保育事業	—	—	—	56	187	—	—	—	56	187	
		事業所内 保育事業	—	—	—	5	14	—	—	—	5	14	
		居宅訪問型 保育事業	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0	
合 計			1,953	883	4,365	764	2,911	1,897	883	4,365	764	2,911	
② - ①(充足数)			700	171	1,201	228	579	658	179	1,236	218	545	

※ 各確保の方策において、事業の対象外となる認定区分は「—」を表示しています。

(単位：人)

令和9年度 (R10. 4. 1時点)					令和10年度 (R11. 4. 1時点)					令和11年度 (R12. 4. 1時点)				
1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり	
3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳
教育 希望	左記 以外	教育 希望			3歳 以上	教育 希望	左記 以外			3歳 以上	教育 希望	左記 以外		
1,225	696	3,094	563	2,465	1,258	715	3,178	580	2,527	1,281	728	3,236	597	2,605
305	168	33	6	105	305	168	33	6	105	305	168	33	6	105
438	180	—	—	—	438	180	—	—	—	438	180	—	—	—
1,101	527	—	—	—	1,101	527	—	—	—	1,101	527	—	—	—
117	13	—	—	—	117	13	—	—	—	117	13	—	—	—
—	—	1,119	144	633	—	—	1,119	144	633	—	—	1,119	144	633
—	—	2,992	495	1,726	—	—	2,992	495	1,726	—	—	2,992	495	1,726
—	—	—	—	28	—	—	—	—	28	—	—	—	—	28
—	—	10	23	72	—	—	10	23	72	—	—	10	23	72
—	—	25	18	92	—	—	25	18	92	—	—	25	18	92
—	—	186	12	105	—	—	186	12	105	—	—	186	12	105
—	—	—	5	12	—	—	—	5	12	—	—	—	5	12
—	—	—	56	187	—	—	—	56	187	—	—	—	56	187
—	—	—	5	14	—	—	—	5	14	—	—	—	5	14
—	—	—	—	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0
1,961	888	4,365	764	2,974	1,961	888	4,365	764	2,974	1,961	888	4,365	764	2,974
736	192	1,271	201	509	703	173	1,187	184	447	680	160	1,129	167	369

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施するものです。

### (1) 利用者支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				
確保方策の考え方	子ども家庭支援センター、保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談員等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保方策	型	実施場所・施設及びその数量（箇所）			
	こども家庭センター型	3か所 (子ども家庭支援センター、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所)			

## (2) 地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と令和5年度実施の実態調査における地域子育て支援拠点事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方	<p>子育てひろば5か所と地域団体による地域子育て支援拠点4か所で事業を実施します。</p> <p>子育てひろば事業については、西片、汐見、水道、千石、江戸川橋の5か所を事業量としました。</p> <p>また、地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4か所を事業量としました。</p>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	80,282人	81,479人	84,823人	87,094人	89,723人
確保方策	子育てひろば事業 （西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）				
	地域団体による地域子育て支援拠点事業 （富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4地区に各1か所）				

### (3) 妊婦健康診査

子ども・子育て支援法等における事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方	妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	1,836人	1,871人	1,931人	1,988人	2,045人
確保方策	妊娠・出産への支援	実施場所：都内の委託医療機関等（病院、診療所等）			
		主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査等			
		実施時期：通年			

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方	<p>生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。</p> <p>また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業を実施します。</p>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	1,836人	1,871人	1,931人	1,988人	2,045人
確保方策	乳児家庭全戸訪問事業	<p>実施体制：保健師・助産師の専門職で実施</p> <p>実施機関：2か所 (保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所)</p>			

## (5) 養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	<p>養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。</p> <p>また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。</p>					
確保方策の考え方	<p>児童虐待への対応及び未然防止を図るために、特に養育を支援する必要がある家庭へ訪問支援者が居宅を訪問し養育に関する相談支援を実施します。</p> <p>地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るために、関係機関と連携して、要保護児童対策地域協議会の取組を推進します。</p>					
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保方策	児童虐待防止ネットワークの充実	養育支援訪問支援者の訪問回数 72回／年	要保護児童対策地域協議会の開催			
		要保護児童対策地域協議会SV研修の開催 5回／年				

## (6) 子育て短期支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	<p>将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。</p> <p>利用意向割合・利用意向日数については、乳幼児ショートステイ事業は利用者数の増減幅が大きいことから直近3か年（令和3年度～5年度）の平均利用人数から、子どもショートステイ事業及びトワイライトステイ事業は令和5年度の利用人数から、算定しました。</p>				
確保方策の考え方	<p>区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業は2か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、<math>365\text{日} \times 2\text{施設} \times 1\text{人} = 730\text{人日}/\text{年}</math>としました。</p> <p>トワイライトステイ事業は1か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、年間の事業量を<math>365\text{人日}/\text{年}</math>としました。</p>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業	537人 95人	535人 95人	535人 94人	534人 94人
確保方策	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業	730人 365人	730人 365人	730人 365人	730人 365人
[確保方策] - [ニーズ量]	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業	193人 270人	195人 270人	195人 271人	196人 271人

## (7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

子ども・子育て支援法等における事業概要	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の送迎等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	<p>将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。</p> <p>利用意向割合・利用意向日数については、小学生を対象とした令和5年度の事業実績から、算定しました。</p>				
確保方策の考え方	<p>文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>コロナ禍前5年間（平成27年度から令和元年度まで）の小学生を対象とした事業実績の平均を、令和7年度以降の事業量としました。</p>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	延べ利用児童数 小学校低学年	1,499人	1,445人	1,430人	1,370人
	延べ利用児童数 小学校高学年	273人	284人	281人	280人
	合 計	1,772人	1,729人	1,711人	1,650人
確保方策	ファミリー・サポート・センター事業	1,890人	1,890人	1,890人	1,890人
[確保方策]-[ニーズ量]	118人	161人	179人	240人	265人

## (8) 一時預かり事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
---------------------	--

### 〈一時預かり事業（幼稚園型）〉

量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と実態調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。
確保方策の考え方	<p>区立幼稚園・幼稚園型認定こども園全園にて、在園児を対象に、教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、私立幼稚園においても、預かり保育を実施します（各園で実施内容は異なる。）。</p> <p>〈事業量の算定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区立幼稚園・幼稚園型認定こども園：登録利用については、全園登録人数×実施日数とし、一時利用については、利用者×実施園数×実施日数とし、事業量を算定しました。</li> <li>・私立幼稚園：各園における実施内容が異なることから、令和5年度における各園の実績を踏まえ、事業量を算定しました。</li> </ul>

### 量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

項目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	一時利用の預かり保育	19,761人	19,542人	19,323人	19,849人	20,209人
	定期利用の預かり保育	173,715人	171,793人	169,870人	174,491人	177,654人
	合 計	193,476人	191,335人	189,193人	194,340人	197,863人
確保方策	区立幼稚園・幼稚園型認定こども園での預かり保育	113,100人	113,100人	110,200人	110,200人	110,200人
	私立幼稚園での預かり保育	90,200人	90,200人	90,200人	90,200人	90,200人
	合 計	203,300人	203,300人	200,400人	200,400人	200,400人
[確保方策]-[ニーズ量]		9,824人	11,965人	11,207人	6,060人	2,537人

## 〈一時預かり事業（幼稚園型以外）〉

量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と実態調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方	<p>4か所のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施します。</p> <p>〈事業量の算定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急一時保育、リフレッシュ一時保育 年間事業実施日を288日（令和5年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が41人であることから、<math>41\text{人} \times 288\text{日} = 11,808\text{人日} / \text{年}</math>としました。</li> <li>・一時保育事業 キッズルームごとに、1日の最大受入人数実績と開室日数（令和5年度実績）から事業量を算出しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・キッズルームシビック <math>27\text{人} \times 359\text{日} = 9,693\text{人日} / \text{年}</math></li> <li>・キッズルーム目白台 <math>12\text{人} \times 292\text{日} = 3,504\text{人日} / \text{年}</math></li> <li>・キッズルームかごまち <math>14\text{人} \times 292\text{日} = 4,088\text{人日} / \text{年}</math></li> <li>・キッズルーム茗荷谷 <math>17\text{人} \times 292\text{日} = 4,964\text{人日} / \text{年}</math></li> </ul> </li> </ul>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	利用児童数 18,810人	18,855人	19,079人	19,592人	20,061人
確保方策	緊急一時保育、リフレッシュ一時保育 11,808人	11,808人	11,808人	11,808人	11,808人
	一時保育事業 22,249人	22,249人	22,249人	22,249人	22,249人
	合 計 34,057人	34,057人	34,057人	34,057人	34,057人
[確保方策]-[ニーズ量]	15,247人	15,202人	14,978人	14,465人	13,996人

## (9) 延長保育事業（時間外保育事業）

子ども・子育て支援法等における事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と実態調査における延長保育事業の利用意向割合から、ニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方	<p>全ての区立認可保育園（認定こども園を含む。）及び私立認可保育園（小規模保育事業及び認証保育所を含む。）において、延長保育事業を実施します。</p> <p>〈事業量の算定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区立認可保育園等：延長保育定員数の総数を、事業量を算定しました。</li> <li>・私立認可保育園等：私立認可保育園については、延長保育の事業量を1園15人（小規模保育事業は5人）とし、認証保育所については、年度により利用数が変動するため、1か所当たりの事業量を10人とし、事業量を算定しました。</li> </ul>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	1,188人	1,192人	1,208人	1,240人	1,270人
確保方策	区立認可保育園等の延長保育	429人	429人	483人	483人
	私立認可保育園等の延長保育	1,270人	1,270人	1,270人	1,270人
	合 計	1,699人	1,699人	1,753人	1,753人
[確保方策]-[ニーズ量]	511人	507人	545人	513人	483人

## (10) 病児保育事業（病後児保育事業を含む。）

子ども・子育て支援法等における事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、令和5年度の実際の利用延べ人数から、算定しました。				
確保方策の考え方	<p>区が委託する病児・病後児保育施設4か所で保育を実施します。病気の流行に伴う利用時期の集中等の理由により保育を断らざるを得ない場合があるほか、施設の地域な偏在等により、ニーズに対応しきれていない部分があると考えられます。これらを踏まえ、令和7年度から11年度までの間に、施設の存在しない地域を中心に新規開設に向けた検討を進めていきます。</p> <p>〈事業量の算定方法〉</p> <p>年間の平均開室日数を240日（平日のみ）とし、各施設の定員数を掛け合わせ、受入可能人数を算出しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保坂病児保育ルーム 6人×240日=1,440人日</li> <li>・順天堂病後児ルーム「みつばち」 6人×240日=1,440人日</li> <li>・駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」 4人×240日= 960人日</li> <li>・ゆうひが丘春日病児保育ルーム 6人×240日=1,440人日</li> </ul>				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	4,464人	4,408人	4,424人	4,430人	4,481人
確保方策	病児・病後児保育	5,280人	5,280人	5,280人	5,280人
[確保方策]-[ニーズ量]	816人	872人	856人	850人	799人

## (11) 放課後児童健全育成事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、育成室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。					
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と実態調査における育成室の利用意向割合から、ニーズ量を算定しました。さらに潜在的なニーズとして、実態調査において育成室を利用していないもののうち、「利用したいが空きがない」「利用したいが近くにない」を選択し、一定の条件があれば利用の可能性がある層を加えました。					
確保方策の考え方	<p>現在の育成室事業を継続するとともに、計画期間中に新たな育成室を順次整備していくことで、早期の待機児童解消を図ります。</p> <p>また、全区立小学校20校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供しています。継続して実施時間の延長など、事業の充実を図ります。</p> <p>〈事業量の算定方法〉</p> <p>本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね40人と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定しました。</p> <p>なお、定員を超えて受け入れを行っている育成室については、新規育成室の整備に合わせて定員の適正化を図っていきます。</p>					
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
量の見込み（ニーズ量）						
低学年	利用児童数（1年生） 利用児童数（2年生） 利用児童数（3年生） 計	799人 684人 685人 2,168人	759人 787人 623人 2,169人	741人 748人 717人 2,206人	703人 730人 682人 2,115人	736人 692人 665人 2,093人
高学年	利用児童数（4年生） 利用児童数（5年生） 利用児童数（6年生） 計	345人 142人 112人 599人	362人 144人 118人 624人	328人 151人 120人 599人	342人 137人 126人 605人	325人 143人 114人 582人
確保方策	育成室の整備（低学年） 放課後全児童向け事業の充実	2,420人	2,450人	2,539人	2,648人	2,658人
[確保方策]-[ニーズ量]		252人	281人	333人	533人	565人

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

取組の方向性	子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付の認定及び施設等利用給付の認定を受けた保護者のうち、低所得で生計が困難な方の子どもが教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき費用の一部を補助することにより、子どもの健やかな成長を支援します。
--------	--

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

取組の方向性	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業に係るニーズ量や地域の実情を踏まえ、新たな確保方策が必要な場合には、事業開始前における事業実施等に関する相談・助言、事業開始後の巡回指導等、事業者に対する必要な支援を行います。
--------	---

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。				
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と直近3か年（令和3年度～5年度）の利用実績等から、ニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方	ネウボラ面接（妊娠面接）や乳幼児健診等を通して把握した、育児に不安や負担を抱える家庭や、ヤングケアラーがいるなどの要支援家庭に対し、適切なアセスメントのもと、家庭支援ヘルパーを派遣します。ヘルパーの派遣は要支援家庭への派遣実績のある事業者に委託し、育児や家事など必要な支援を実施します。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(ニーズ量)	780人回	792人回	804人回	815人回	826人回
確保方策	家庭支援ヘルパー派遣事業	実施体制：ヘルパー派遣事業者 4社に委託 派遣回数：原則週1回 2時間/回 概ね6か月間			

## (15) 親子関係形成支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	<p>児童との関わり方をはじめ、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。</p> <p>本区では、育児スキルトレーニング講座として、3歳から小学6年生までのロールプレイを通して、効果的な声かけや接し方を具体的に学ぶ講座を実施します。</p> <p>また、仲間づくりや親子の絆づくりを目的に、乳幼児期に必要な知識を学ぶ講座を実施します。</p>												
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と直近3か年（令和3年度～5年度）の利用実績から、ニーズ量を算定しました。												
確保方策の考え方	<p>子育てに不安を抱える保護者等を対象に、親子の関係を育てるコミュニケーションスキルを学ぶための子育て支援講座「育児スキルトレーニング講座」を実施します。</p> <p>また、1歳から2歳の子どもがいる保護者を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分に合った子育ての仕方を学ぶための「NP（Nobody's Perfect）プログラム」を実施します。さらに、0歳児の育児が始まった早期の段階で、子育て仲間をつくり、育児の基本的な知識を学ぶことにより、虐待や産後うつ病などを未然に予防する「BPプログラム（ベビープログラム）」を実施します。</p>												
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期													
項目	<table border="1" data-bbox="457 1372 1402 1551"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>7年度</th><th>8年度</th><th>9年度</th><th>10年度</th><th>11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み（ニーズ量）</td><td>16人</td><td>17人</td><td>17人</td><td>17人</td><td>18人</td></tr> </tbody> </table>	項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	量の見込み（ニーズ量）	16人	17人	17人	17人	18人
項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度								
量の見込み（ニーズ量）	16人	17人	17人	17人	18人								
確保方策	<table border="1" data-bbox="457 1551 1402 1731"> <tbody> <tr> <td>育児スキルトレーニング講座</td><td>実施回数：年2クール（1クール全7回、定員8人程度）</td></tr> </tbody> </table>	育児スキルトレーニング講座	実施回数：年2クール（1クール全7回、定員8人程度）										
育児スキルトレーニング講座	実施回数：年2クール（1クール全7回、定員8人程度）												
確保方策	<table border="1" data-bbox="457 1731 1402 1904"> <tbody> <tr> <td>NPプログラム、BPプログラム</td><td>実施回数：NPプログラム年1回程度（定員12名程度） BPプログラム年3回程度（定員各10名程度）</td></tr> </tbody> </table>	NPプログラム、BPプログラム	実施回数：NPプログラム年1回程度（定員12名程度） BPプログラム年3回程度（定員各10名程度）										
NPプログラム、BPプログラム	実施回数：NPプログラム年1回程度（定員12名程度） BPプログラム年3回程度（定員各10名程度）												

## (16) 児童育成支援拠点事業

### 現状及び取組の方向性

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。令和6年4月の改正児童福祉法により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置付けられました。

本区においては未実施の事業であり、国が示すガイドライン等を踏まえ、取り組むべき内容や事業のあり方等の検討を進めます。

## (17) 産後ケア事業

### 現状及び取組の方向性

国は、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業の全国展開を図る検討を進めています。

本区では、宿泊型、デイサービス型のほか、助産師出張相談等の産後ケア事業を実施しています。引き続き国の動向等に注視し、今後の事業展開を図ります。

## (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 現状及び取組の方向性

国は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施することとしています。

本区では、保育所等を利用していない児童を保育所等で定期的に預かることで、他の児童とともに過ごし遊ぶ経験を通じて児童の発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減や子育て支援の充実を図ることを目的として、令和5年度から未就園児の定期的な預かり事業を実施しています。引き続き国の動向等を注視し、今後の事業展開を図ります。

## (19) 妊婦等包括相談支援事業

### 現状及び取組の方向性

国は、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う妊婦等包括相談事業を創設しました。なお、当該事業は、妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせて行うことが想定されています。

本区では、安心して出産・子育てできるように必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実と、経済的支援（妊娠期に「出産応援ギフト」として5万円分、出生後に「子育て応援ギフト」として10万円分）を一体として実施する事業を令和5年度に開始しました。引き続き国の動向等に注視し、今後の事業展開を図ります。

## 6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、区としても保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及を行っていきます。

## 7 計画の推進体制と進行管理

文京区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、結果については、区ホームページ等で区民に公表します。

なお、毎年度、人口推計等の変動要因を勘案し、ニーズ量を再算定するとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。